

香川県河川維持管理計画

(令和 5 年 10 月 改定)

平成 28 年 3 月

香川県土木部河川砂防課

はじめに

近年、毎年のように激甚な水災害が発生し、既に気候変動の影響の顕在化が指摘されている。今後、気候変動によって異なる豪雨の頻発化・激甚化や潮位の上昇等により、ますます水災害リスクの増加が懸念されることから、適切に河川の維持管理を行う必要がある。一方、高度経済成長期に多くの河川管理施設の整備が進められたが、それらの施設が今後更新時期を迎えることとなり、より効率的な施設の維持と修繕・更新が求められている。

これまでの試行的な取組みとして、平成 19 年より、県管理河川の維持管理方針である「河川維持管理指針（案）」を作成し、主要な河川の具体的な取組みである「河川維持管理計画（案）」及び「河川維持管理実施計画（案）」を作成して、効果的・効率的な河川の維持管理を実施してきた。

平成 25 年に河川法（昭和 39 年法律第 167 号、以下「法」という。）の一部が改正され、河川管理施設及び法第 26 条第 1 項の許可を受けて設置される工作物（以下、「河川管理施設等」という。）の維持管理に関して、法第 15 条の 2 において、河川管理施設等の管理者は、河川管理施設等を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるように努めなければならないことが定められた。このことを受け、平成 27 年 3 月に「国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編（河川編）」が改定された。

以上を踏まえ、適確かつ効率的、計画的に河川維持管理を行うため、計画の普遍性、実用性及び効率性の観点から、香川県の県管理河川全てを対象とした河川維持管理の方針・計画を示すものとして、「香川県河川維持管理計画」を策定した。同計画は、概ね 5 年間に実施する河川維持管理の内容について定めるものとし、河道及び河川管理施設等の状況の変化、河川維持管理の実績、社会経済情勢の変化等に応じて適宜見直しを行うことを基本とする。また、改定事項が無ければ、計画対象期間を 5 年間延長する。

今回、令和 5 年 6 月に発生した綾川新開潮止堰のゴム袋体の一部破損事故を受け、県管理ゴム堰の維持管理方法を事後維持管理型から予防維持管理型へ見直すことから、計画の改定を行う。

なお、表 0-1 及び図 0-1 に記載の主要河川においては、従来どおり、詳細に記載した個別河川の河川維持管理計画に基づき維持管理を実施するものとする。

1. 普遍性

本県は、比較的規模が小さい中小河川を数多く管理しており、その維持管理の実施手法自体は河川毎に異なるものではなく、また実管理においても一定の共通した考えに基づき実施している。

2. 実用性

数が多い管理河川毎に異なる河川維持管理計画を策定して維持管理することは困難であることから、県で一つの計画を策定して維持管理する方が実用的である。

3. 効率性

河川維持管理計画は河川維持管理の実績や社会経済情勢の変化等に応じて見直しが必要であるが、一つの計画を見直すことは効率的である。

表 0-1 河川維持管理計画を策定した主要河川一覧

事務所	河川名	種別
長尾土木事務所	湊川	水位周知河川
	鴨部川	水位周知河川
	津田川	水位周知河川
高松土木事務所	新川	水位周知河川
	香東川	洪水予報河川
	春日川	水位周知河川
	本津川	水位周知河川
中讃土木事務所	綾川	水位周知河川
	大東川	水位周知河川
	金倉川	水位周知河川
西讃土木事務所	財田川	水位周知河川
	高瀬川	水位周知河川
小豆総合事務所	伝法川	
	別当川	



図 0-1 香川県内の主要河川の位置図

【本計画の構成】

本計画の構成は、「国土交通省河川砂防技術基準維持管理編（河川編）」を参考とし、以下の表 0-2 のとおりとする。

表 0-2 「国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編（河川編）」と本計画のとの比較表

国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編（河川編）	香川県河川維持管理計画
(1) 河川の概要	第 1 章第 1 節～第 5 節 香川県の河川の概要
(2) 河川維持管理上留意すべき事項	第 2 章第 2 節 河川維持管理上留意すべき事項
(3) 河川の区間区分	第 2 章第 1 節 香川県河川管理施設の維持管理方針
(4) 河川維持管理目標	第 2 章第 3 節 堤防の維持管理
(5) 河川の状態把握	第 2 章第 4 節 河川構造物の維持管理
(6) 具体的な維持管理対策	第 2 章第 5 節 親水施設等の維持管理 第 2 章第 6 節 許可工作物の維持管理
(7) 地域連携等	第 2 章第 7 節
(8) 効率化・改善に向けた取り組み	地域連携、効率化・改善に向けた取り組み等

ここで、本計画における河川管理施設については、「国土交通省河川砂防技術基準維持管理編（河川編）」に記載の主要な河川管理施設等を対象に表 0-3 のとおり、「堤防」と「河川構造物」に大別し、標準とした維持管理の内容を記載する。

ただし、ダムについては、ダムに関する維持管理計画等において別途定めることとし、表 0-2 に記載の施設以外の河川管理施設（陸閘等）については、治水上の影響が小さいものや設置される事例が少ないものであることなどから、本計画の対象としない。

また、水文・水理観測施設についても、水文・水理観測施設に関する維持管理計画等において別途定めることとし、本計画の対象としない。

なお、本計画により難しい場合は、別途考慮し、適切な維持管理を実施するものとする。

表 0-3 「堤防」と「河川構造物」の別

堤防	堤防・護岸、河道
河川構造物	可動堰、水門、樋門、排水機場

【準用している通知、マニュアル等】

河川維持管理関係

- ・「効果的・効率的な河川維持管理の推進について」
(平成 23 年 5 月 11 日 国河環第 1 号)
- ・「計画的、効率的な河川維持管理に関する取り組みについて」
(平成 24 年 7 月 11 日 国技電第 16 号、国総公第 45 号、国水環第 42 号、
国水治第 51 号、国水防第 111 号)
- ・「国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編 (河川編)」
(令和 3 年 10 月 29 日 国水情第 20 号)
- ・「中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領の改訂について」
(平成 29 年 3 月 28 日 国水環第 43 号)
- ・河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル (案)
(平成 27 年 5 月 18 日 国総施安第 1 号、国水環第 13 号)
- ・河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル (案)
(平成 27 年 5 月 18 日 国総施安第 1 号、国水環第 13 号)
- ・ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準 (案)
(平成 27 年 3 月 31 日 国総公第 94 号、国水環第 12 号、国水治第 148 号)
- ・ゴム引布製起伏堰の長期性能評価に関する共同研究報告書
(令和 2 年 3 月 国立研究開発法人土木研究所他)

親水施設等の維持管理関係

- ・「河川 (水面を含む) における安全利用点検の実施について (改訂)」
(平成 21 年 3 月 13 日 国河環第 106 号、国河治第 146 号)
- ・「河川 (水面を含む) における安全利用点検の実施について (改訂)」
(平成 21 年 3 月 13 日 事務連絡)

許可工作物の維持管理関係

- ・「許可工作物に係る施設維持管理技術ガイドラインについて」
(平成 26 年 3 月 31 日 事務連絡)
- ・その他、関連通知等

目 次

第1章 香川県の河川の概要

第1節 県内河川の諸元	1
第2節 流域の自然的、社会的特性	2
第3節 河道特性、被災履歴、地形、地質等の状況	5
第4節 土砂の生産域から河口までの土砂移動特性等の状況	6
第5節 管理上留意すべき河川環境の状況	7

第2章 香川県管理河川の維持管理

第1節 香川県河川管理施設の維持管理方針	1 1
第1項 香川県公共土木施設アセットマネジメント基本方針	
第2項 香川県公共土木施設の維持管理区分の設定	
第3項 香川県河川管理施設の維持管理区分	
第2節 河川維持管理上留意すべき事項	1 5
第1項 社会的な背景	
第2項 河川管理施設等の老朽化の状況等	
第3節 堤防の維持管理	1 6
第1項 河川の区間区分	
第2項 堤防の維持管理目標	
第3項 堤防の状態把握	
第4項 堤防の具体的な維持管理対策	
第4節 河川構造物の維持管理	2 1
第1項 河川構造物の維持管理区分	
第2項 河川構造物の維持管理目標	
第3項 河川構造物の状態把握	
第4項 河川構造物の具体的な維持管理対策	
第5節 親水施設等の維持管理	2 7
第1項 親水施設等の維持管理目標	
第2項 親水施設等の状態把握	
第3項 親水施設等の具体的な維持管理対策	

第6節 許可工作物の維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

第1項 許可工作物の維持管理目標

第2項 許可工作物の維持管理に関わる河川管理者の一般的な対応

第7節 地域連携、効率化・改善に向けた取り組み等・・・・・・・・・・ 30

第1項 雨量・水位・潮位情報の提供

第2項 リフレッシュ「香の川」パートナーシップ事業

第3章 資料編

第1節 県管理河川の指定状況

第2節 県管理河川の区間区分

第3節 主要河川毎の河川維持管理計画

第4節 県管理河川構造物（可動堰、水門、樋門、排水機場）調書

第5節 県管理河川構造物の維持管理区分

第6節 親水施設等調書

第7節 様式集（堤防等目視点検、親水施設等点検、許可工作物点検、河川巡視（参考））

第1章 香川県の河川の概要

第1章 香川県の河川の概要

第1節 県内河川の諸元

香川県が管理する河川は、令和5年度現在、一級河川が16河川で指定延長約68km、二級河川が275河川で指定延長約1,008kmであり、合計291河川で約1076km（全国43位）である（表1-1、図1-3参照）。一方、香川県の面積は全国で一番狭く、また、県管理河川の河道勾配は上流部では1/50～1/350、下流部では1/400～1/1500であり、全国の中でも急である急流河川となっている。（図1-1、図1-2参照）

このことから、狭い面積の中で河川延長の短い多数の急流河川を管理している状況がわかる。

表1-1 国及び県管理河川数と指定延長一覧表

		水系数	河川数	指定延長 (km)
県管理 河川	一級河川	2	16	68
	二級河川	79	275	1,008
国管理 河川	一級河川	1	1	19

注) 各数値は小数点第1位を四捨五入し、整数としている。

(出典) 河川・海岸現況調査より作成

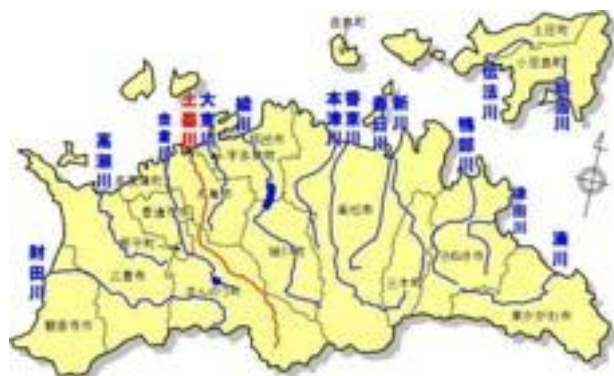


図1-1 香川県内の主要河川の位置図

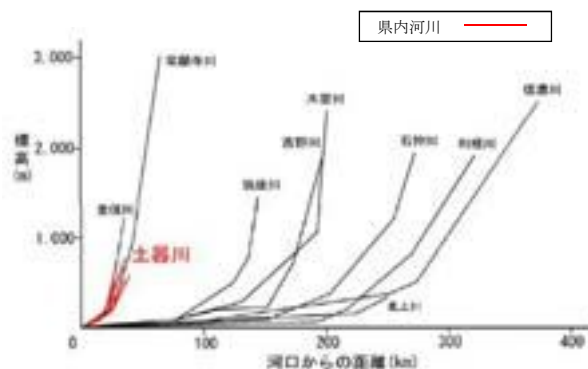
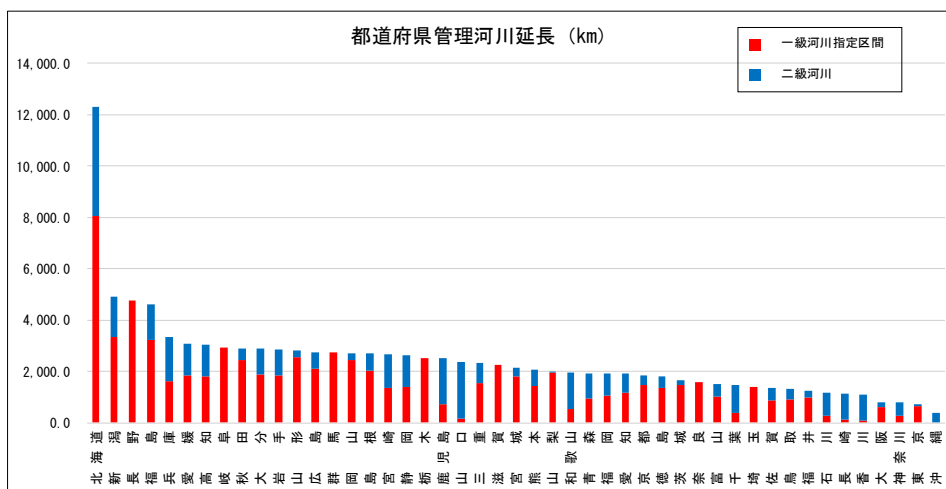


図1-2 河道勾配の比較図



(出典) 国土交通白書 2022 資料編データより作成

図1-3 全国の都道府県内の管理河川延長

第2節 流域の自然的、社会的特性

【自然的特性】

古より交通・交流が盛んな地域として発展してきた香川県は、昭和9年に日本で初めて国立公園に指定され、昨年80周年の節目を迎えた「瀬戸内海国立公園」の中心に位置し、四国の東北部にある。

北は県花・県木のオリーブで知られる小豆島をはじめ、現代アートの聖地として世界的に有名な直島など、大小110余の島々が、海産物の宝庫で「世界の宝石」と称される瀬戸内海に浮かび、魅惑の風景を醸し出している。

また、南には讃岐山脈が連なり、北に向かって開けた讃岐平野には、おむすび型の里山や約1万4千を超えるため池が点在し、独特の景観を生み出している。

河川はおおむね讃岐山脈に源を発し、北流して瀬戸内海に注いでいる。

美しい自然と温暖な気候に恵まれた本県は、万葉集にも「玉藻よし讃岐の国は国がらか見れども飽かぬ」と歌われている。

面積は全国で最も小さく(1,876.92平方km)、平地と山地はおよそ相半ばしている。全国に占める面積の割合は0.5%であるが、可住地面積の比率は高く、人口密度は中四国で最も高くなっている。

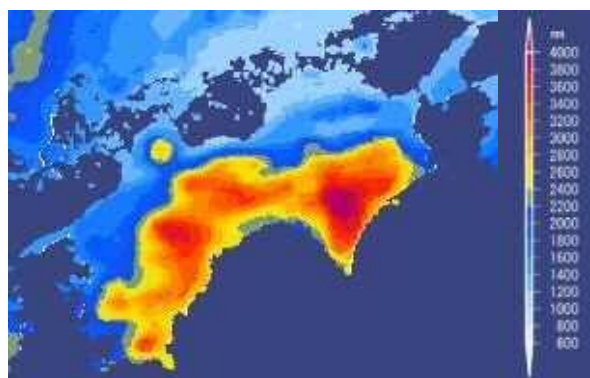
気候は年間を通じて比較的温暖で降水量は少なく、年間日照時間は全国上位にある。また、地震・台風などの自然災害は比較的少なく、これに温暖な気候、都市型インフラの充実などの暮らしやすさなどが加わり、他地域に比べて安全・安心が確保されている地理的条件が強みとなっている。(表1-2参照)

年平均降水量は1,100mm～1,600mm程度(出典：気象庁HP、1991年～2020年)であり、全国の年平均降水量の1,700mmより少なく、その降水量は6月～9月に集中する梅雨、台風によるものである。(図1-4、図1-5参照)

表1-2 香川県の自然的特性一覧

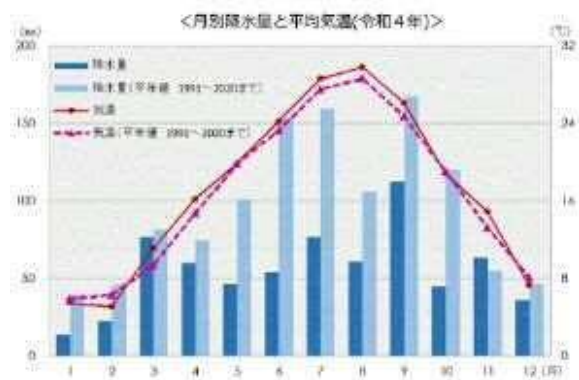
(出典)「人生100年時代のフロンティア県・香川」実現計画

区分	数値	全国順位	備考
面積	1876.92km ²	47	-国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積統計」(令和3年10月1日現在)
森林面積割合	46.4%	38	-国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積統計」(令和2年10月1日現在) -農林水産省「森林集計センサス(山形地域調査(機動型))」(令和2年2月1日現在)
可住地面積比率	53.5%	30	-国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積統計」(令和3年10月1日現在) -農林水産省「2020年度森林集計センサス」
人口密度	502.0人	11	-総務省統計局「人口推計」(令和3年10月1日現在) -国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積統計」(令和3年10月1日現在)
降水量	1125.5mm	44	-気象庁調べ(令和3年)
日照時間	2158.5時間	14	-気象庁調べ(令和3年)
自然災害被害額	256百万円	45	-総務省消防庁「消防白書」(令和3年)



(出典) 香川県HP

図1-4 降水量メッシュ年平均値図(1991年～2020年)



(出典) 香川県HP

図1-5 月別降水量と平均気温(1991年～2020年)

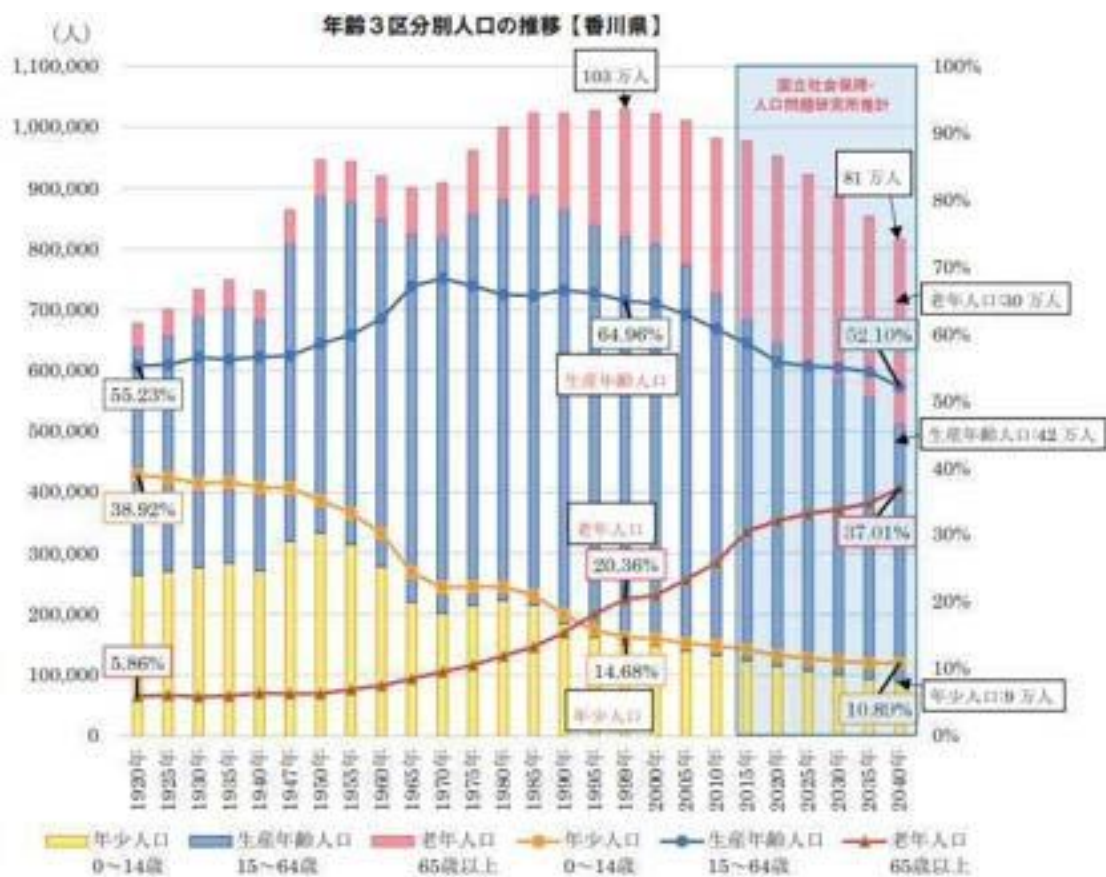
【社会的特性】

香川県の人口は、平成 11（1999）年の約 103 万人をピークとして減少に転じ、令和 5（2023）年の人口は約 92.7 万人と、平成 12（2000）年以來 24 年連続の減少となっており、減少幅が拡大傾向となっている。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、現状のまま何ら対策を講じなければ、今後、人口減少は加速的に進み、令和 22（2040）年の本県の総人口は 81 万人程度にまで減少すると見込まれている。

年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）は、今後も減少し、令和 22（2040）年に年少人口は、9 万人を割り込み、生産年齢人口は、42 万人程度にまで減少すると予測されている。

一方、老年人口（65 歳以上）は、平成 27（2015）年から令和 22（2040）年までの間は、30 万人前後で推移すると予測されている。（図 1-6 参照）（出典）：「人生 100 年時代のフロンティア県・香川」実現計画

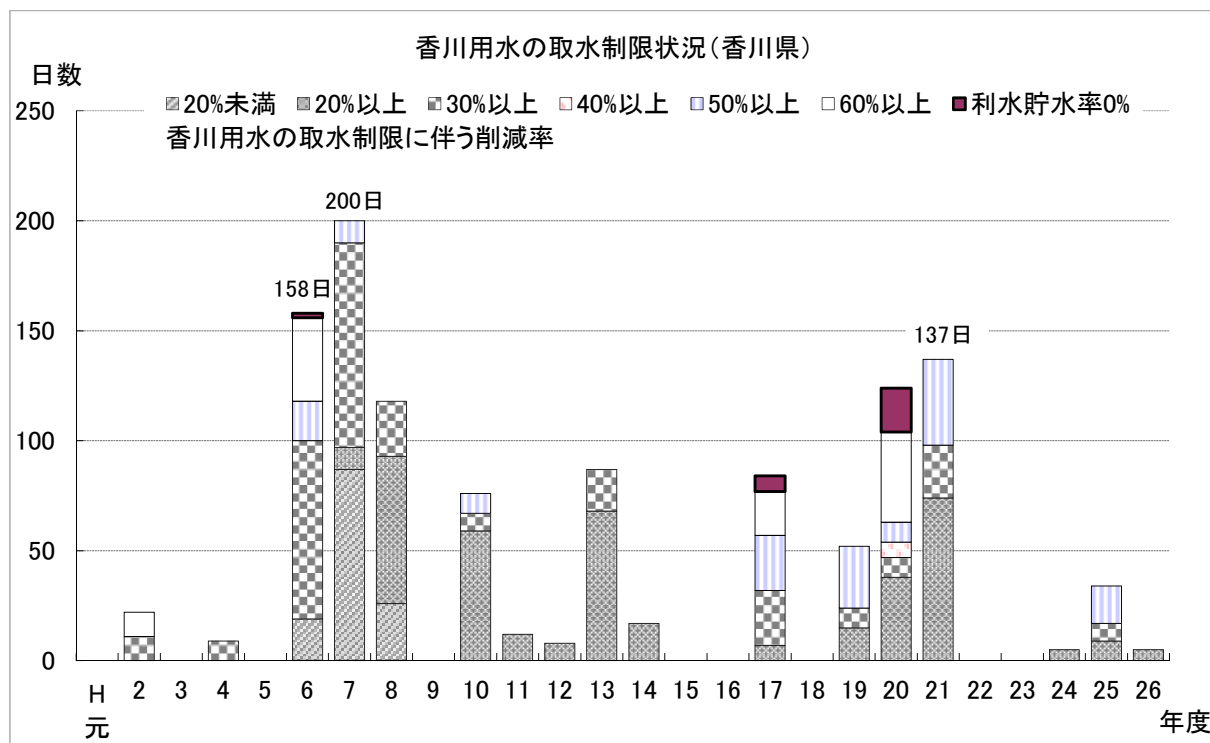


出典：総務省統計局「国勢調査」
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年 3 月推計）」

図 1-6 年齢3区分別人口の推移

全国ではゲリラ豪雨等による被災が増加しているが、香川県の近年の 20 年をみると、少雨化や降水量の変動幅の増大により、香川県の重要水源である香川用水は頻繁に取水制限が行われてきた。

このことを受け、これまで緊急用水源の整備など、さまざまな対策を講じてきており、近年、県民生活や産業活動への支障が生じる給水制限は実施されていない状況にある。さらに、平成 21 年 4 月には香川用水調整池（宝山湖）の運用を開始するなど、渇水、緊急時の水確保に向けた対策が講じられている。（図 1-7 参照）



(出典) 新・せとうち田園都市創造計画

図 1-7 香川用水の取水制限状況(香川県)

第3節 河道特性、被災履歴、地形、地質等の状況

【河道特性、地形】

香川の河川は、そのほとんどが讃岐山脈に源を發し、山間部では急勾配で流れ、平野部で急変して扇状地を形成し、瀬戸内海に流れ込んでおり、流路延長は短い。

また、気候は年間を通じて比較的温暖で降水量は少なく、その降水量は6月～9月に集中する梅雨、台風によるものであることから、平常時は河道に流水がほとんどみられない河川が多い。

これらのことから、県土面積が小さい香川県の河川は、山から海へ短延長間で急な勾配を緩やかに変えながら繋がっており、平常時の流水は少ない、という特性を有している。

【被災履歴】

本県は全国的にも災害の少ない県であると言われているが、過去には台風などの災害により甚大な被害に見舞われている。特に昭和51年の台風17号や昭和62年の19号、また平成16年には四国に6個もの台風が上陸し、その中でも16号では記録的な高潮被害が発生し、23号では記録的豪雨により戦後最大級の台風被害があった。

主な台風被害

① 昭和51年9月台風17号による被害

台風17号は、小豆島に年間降雨量に匹敵する豪雨をもたらし、県内全域に猛威をふるい、その被害は死者50名、重軽傷者127名、家屋の全壊274戸、半壊317戸、床上浸水4,477戸、床下浸水15,224戸にのぼった。(図1-8参照)



図1-8 小豆島町の浸水被害状況

② 平成16年8月台風16号による高潮被害

台風16号は、高松市をはじめ県内の沿岸部において、既往最高潮位を大幅に超える高潮を発生させ、その被害は死者3名、重軽傷者6名、床上浸水5,872戸、床下浸水16,088戸にのぼった。(図1-9参照)



図1-9 高松市の浸水被害状況

③ 平成16年10月台風23号による豪雨被害

台風23号は東讃地域を中心に、最大総雨量674mm、最大60分雨量118mmという記録的豪雨をもたらし、その被害は死者11名、重軽傷者27名、家屋の全壊48戸、半壊40戸、床上浸水13,336戸にのぼり、河川の氾濫、護岸の崩壊などにより、いたるところで甚大な被害が発生した。(図1-10参照)



図1-10 高松市の被災状況

【地質】

香川県は中央構造線北側の領家帯に位置し、領家花崗岩、白亜紀の堆積岩類（和泉層群）が基盤岩となっているほか、各地にパッチ状に分布する変成岩類や火山性岩類（讃岐層群）、小地域に分布する第三紀層からなっている。

讃岐山脈は、和泉層群（主として砂岩と頁岩の互層）で構成され、その他はほとんど花崗岩類からなっている。（図 1-11）

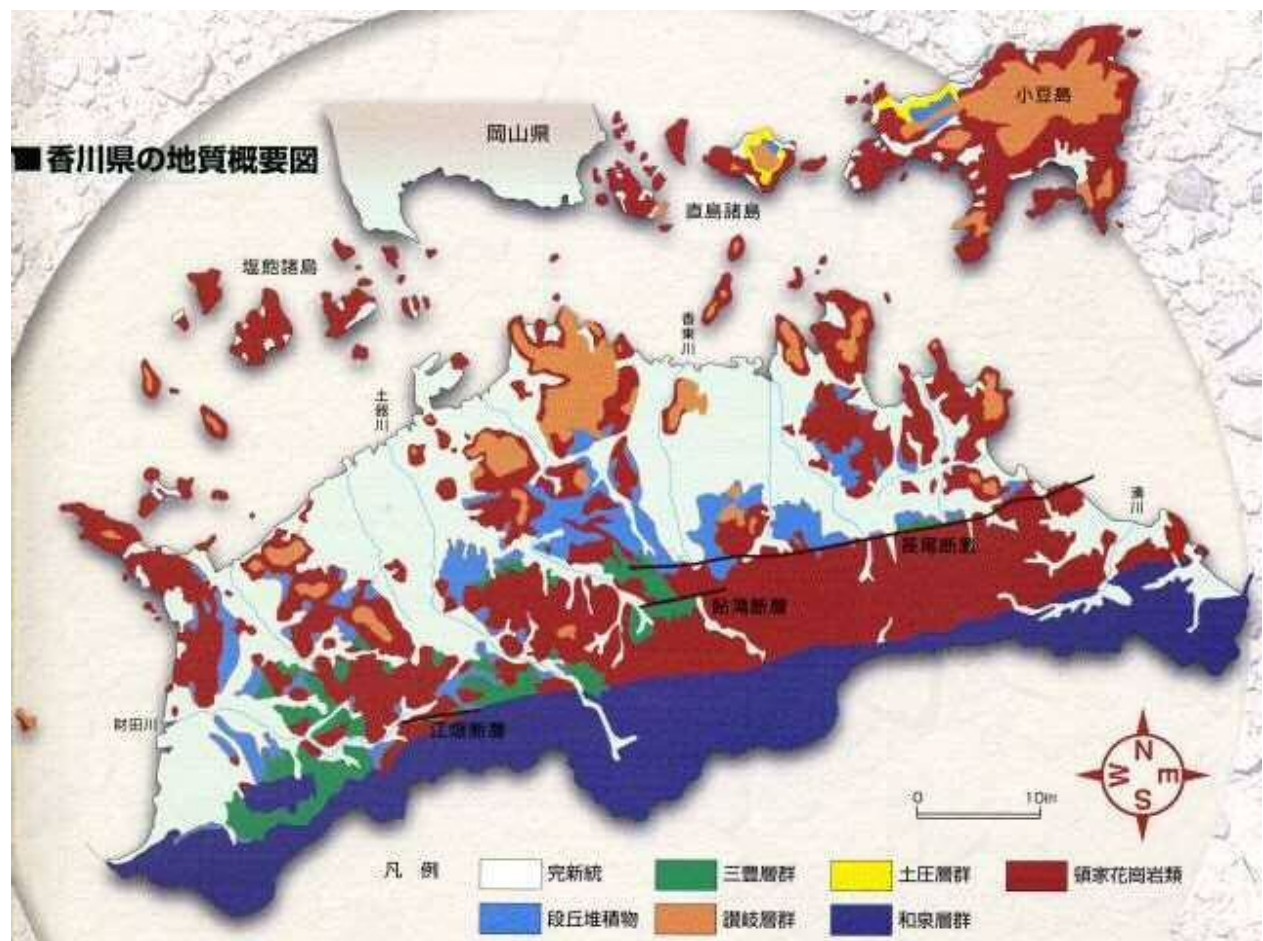


図 1-11 香川県の地質概要図

第 4 節 土砂の生産域から河口までの土砂移動特性等の状況

県管理河川内において、取水堰や固定堰が多く、全体的に堰の上流側では土砂が堆積し、下流側では河床が洗掘している傾向が見られる。

第5節 管理上留意すべき河川環境の状況

県管理河川の流域面積は、県土面積の大部分を占めているため、香川県全体の自然環境について、流域内の環境及び留意事項等を以下に示す。

【植生・植物相】

香川県は古くより人間活動が盛んにおこなわれてきた地域であり、自然植生の面積は県土の約 0.4%とわずかである。主な自然植生は、讃岐山脈の尾根部に残された温帯性の森林や社寺林として維持されてきた暖帯性の森林、自然海岸に分布する海浜植生である。一方、人間の営みによって形成され、維持されてきた二次的自然環境は、二次林、農耕地、溜池などを合わせると、県土の約 65%に達する。

香川県において現在までに生育が確認されている野生植物は、現在約 2,400 種類（維管束植物）に及ぶ。狭い県土ながら、全国的にみても種類数は決して少なくない。しかし、種類数が多くても、個体数の希少なものが多いという特徴があり、わずかな生育環境の変化によっても絶滅の危険にさらされる種が多いという問題がある。そして、このような特徴は、今回のレッドリストの選定結果に顕著に表わされている。

主な自然環境ごとに植生・植物相の概要を示す。

<讃岐山脈を中心とした奥山：自然林>

香川県では数少ない自然植生の一つとして、讃岐山脈の尾根部に成立する温帯性の自然林があげられる。大滝山と竜王山の尾根部には小面積ではあるがブナ林が残されており、また、大川山ではイヌシデ林が成立している。これらの自然林を含む一帯は、「大滝大川県立自然公園」に指定されている。

<丘陵地と平野に点在する孤峰：里山>

丘陵地や平野部に点在する円錐状の低山地には、アカマツ林やコナラ、アベマキが優占する落葉広葉樹林といった二次林が広がる。かつてはアカマツ林が代表的な植生であったが、近年のマツクイムシの被害によりアカマツが枯れ、コナラやアベマキなどの落葉広葉樹の二次林に遷移しているところが多い。このようないわゆる「里山」環境には、キキョウやリンドウ、ササユリ等、人為的管理のもとで生育する植物がいる。しかし、近年の管理放棄に伴い、これらの植物も姿を消しつつある。

<田園地帯：農耕地と溜池>

平野部では水田を中心とした農耕地の占める割合が高い。降雨量の少ない香川県では、平野部を中心に多数のため池が点在しており、これらのため池と水田を結ぶ水路を含めた水辺環境は、水生・湿生植物の貴重なハビタットとなっており、中にはオニバスやガガブタ、ミクリなど全国的に希少な植物が生育するところも多い。また、ため池は水の中だけでなく、その堤もキキョウやオミナエシなどの草原性の植物の生育地として重要である。

< 島嶼部の海岸域：海岸植生 >

「白砂青松」の素晴らしい景観で知られる瀬戸内海沿岸部には、文字通りクロマツ林と自然の砂浜が広がっている。特に島嶼部には自然海岸が残されているところが多く、ハマエンドウやハマヒルガオなどの海浜植生が形成され、また、海岸の崖地にはウバメガシ林などの自然林が残されており、ツワブキやハマナデシコが生育している。

< 小豆島の集塊岩地域：「寒霞溪」 >

小豆島の「寒霞溪」とよばれる集塊岩地域には、イワシデ林が広がり、小豆島ならではの貴重な植物が生育している。本県の特産種にはショウドシマレンギョウ、ミセバヤ、カンカケイニラ、ヒメソクシンランの 4 種類があり、うちヒメソクシンランを除く 3 種類は小豆島の特産種であり、その特異な環境が伺える。

【動物】

< 哺乳類 >

本県には高山地に分布するトガリネズミやヒメヒミズ、大型獣のツキノワグマやニホンカモシカ、樹洞棲のコウモリ類や森林性のヤマネやモモンガが生息せず、四国内の他の 3 県に比べて哺乳類相が非常に貧弱である。本県に現在分布する哺乳類の種数は 34 種で、そのうち移入動物（外来種）は計 10 種であるので、現在の自然分布の種は 24 種である。

< 鳥類 >

1970（昭和 45）年より 2003（平成 15）年までに本県で確認されている鳥類は、18 目、61 科、299 種に及ぶ。それらは、県内の多様な自然環境のうちで、種ごとに適した環境と季節を選び生息している。讃岐山脈をはじめ各地の低山には、留鳥に加えて県民鳥ホトトギスで代表される夏鳥やツグミ類のような冬鳥が渡来する。また、本県で特徴的な溜池には、冬期に各種のカモ類が渡来する。さらに、県内の干潟は、チドリ科シギ科のような旅鳥が渡りの中継地としている。一方、島嶼部の海岸では数少ないクロサギも繁殖する。

しかし、それらのなかには、クロツラヘラサギのように世界的にも貴重な種が多々含まれたり、オオタカやコアジサシのように生息環境の変化によって絶滅の危機に遭遇したりしているものも多く、県内における多様な自然環境の重要性が伺える。

< 爬虫類 >

香川県下にはカメ類が 4 種、トカゲ類が 4 種、ヘビ類が 8 種とそれぞれ確認されている。外来種であるミシシippアカミミガメは、ペットが野生化したものであり、ミシシippアカミミガメの分布地及び生息密度の増大は在来種を圧迫している。ニホンヤモリは人家付近、タワヤモリは海岸の岩場などに生息している。シマヘビは、ヤマカガシとともによく見られる。毒を持つことで有名なマムシは、山麓や山中で見られる。人目につきにくく、珍しいヘビとされているのがタカチホヘビやシロマダラである。タワヤモリはさぬき市（旧長尾町）の多和産のものが新種として記載されたヤモリである。

<両生類>

県下にはサンショウウオ類が3種、カエル類では12種が確認されている。ニホンアマガエルやヌマガエル、ウシガエルは、個体数も多く、県内に広く分布している。その他の12種は、分布範囲、個体数の減少が目立ってきており、とくに個体数の減少が顕著なものは、カスミサンショウウオ、ニホンヒキガエル、トノサマガエル等である。今回記録されたダルマガエルは今後の生存が憂慮されている。

<淡水魚類>

県内の純淡水魚46種のうち移入種の24種を除いた22種が在来の純淡水魚として現在記録されている。このうち、ニッポンバラタナゴ、カワバタモロコ、ナガレホトケドジョウ、アカザ、メダカ、オヤニラミは全国的にも絶滅が心配されている種である。さらに、ヤリタナゴ、アブラボテ、カジカ陸封型、オオヨシノボリ、ルリヨシノボリ、シロウオは県内で非常に狭い地域に分布している種である。また、移入外来魚のブルーギルとオオクチバスは、内水面漁業や生態系への影響が問題になっている。

<昆虫類>

5,000種を超える昆虫類が記録されているが、総種類数や分布上の珍しい種類は、ほかの四国3県と比較して少ない。しかし、ヒメヒカゲ、ヒメタイコウチは、本県が日本における分布の南限に当たるほか、高松市女木島で発見されたチュウジョウムシ、琴平山のコンピラメクラチビゴミムシ等、特産種、特産亜種も生じる。また、ニョタイササキリモドキは女体山（さぬき市・東かがわ市）一帯など讃岐山脈東部にのみ分布している。

<甲殻類>

カニ類では、県下の河川上流域でサワガニ、河川全域でモクズガニ、海岸でアカテガニなどが生息するほか、ハクセンシオマネキやシオマネキは、高松市新川河口などで確認されている。エビの仲間では、テナガエビ、スジエビ、ヌマエビなどが県内各地のため池や河川に広く生息している。

<陸産・淡水産貝類>

陸産貝類は約130種が生息、産地が少ない上、各産地での個体数も少ない。しかし、県の面積が少ないわりには、種類数は多い。讃岐山脈にはわずかに残る温帯性自然林に大型のカタツムリのアワマイマイやオオギセルなど多種のキセルガイ科貝類が生息している。また、小豆島の集塊岩地帯にはヤハタマイマイなど本州系の遺存種が分布している。淡水産貝類は31種が生息しているがマルタニシなど外来種が減少し、スクミリンゴガイなど移入種が生息域を拡大している。汽水産貝類はワカウラツボなど16種が確認されているが個体数が少ない。

(出典) 香川県レッドデータブック（香川県環境森林部みどり保全課 <http://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyo/shizen/rdb/index.htm>)

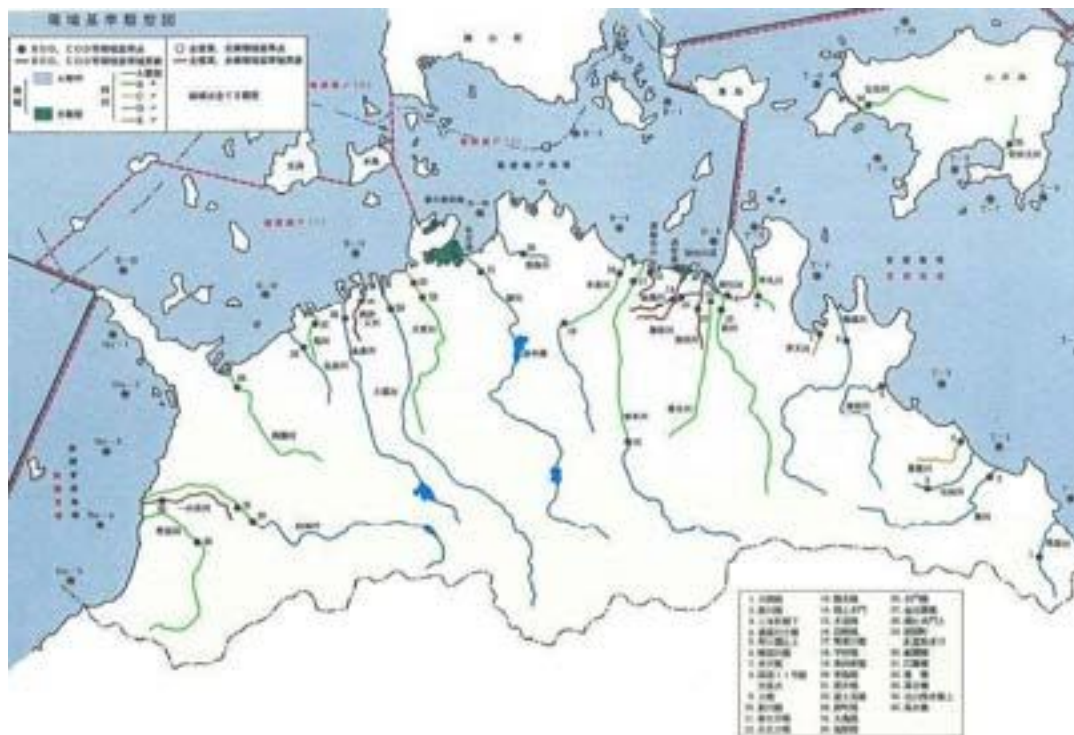
【水質】

毎年、県管理河川において、香川県環境森林部環境管理課が水質測定計画に従って公共用水域水質測定を実施している。その水質測定結果の概要について、以下に示す。

公共用水域水質測定結果の概要

1. 測定地点

河川水質調査 64 測点（環境基準点：35 地点、補足地点：29 地点）（図 1-12 参照）



（出典）令和3年度 水質測定結果（香川県）（香川県環境森林部環境管理課）

図 1-12 環境基準類型図

2. 採水、測定機関

香川県環境森林部環境管理課、環境保健研究センター、小豆総合事務所、高松市環境指導課、国土交通省四国地方整備局、(一社)香川県薬剤師会検査センター、シコク分析センター（株）その他民間検査機関

3. 分析方法

生活環境項目及び健康項目については、水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号）の測定方法の欄に掲げるとおりとし、その他の項目については、別に定める方法によるものとする。

4. 測定結果

人の健康に関する環境基準については、河川 19 地点及び海域 10 地点の全測定地点で環境基準を達成している。また、生活環境項目については、環境基準点において、基準値を達成した割合は、平成 29 年度 66%、平成 30 年度 77%、令和元年度 74%、令和 2 年度 63%、令和 3 年度 57%となっている。

（出典）令和3年度 水質測定結果（香川県）（香川県環境森林部環境管理課）

第2章 香川県管理河川の維持管理

第2章 香川県管理河川の維持管理

第1節 香川県河川管理施設の維持管理方針

第1項 香川県公共土木施設アセットマネジメント基本方針

公共土木施設の維持管理は、施設の劣化が顕著化した時点でその都度、劣化状況に応じた補修を行う「対症療法型」であった。対症療法型の補修では、施設の劣化・損傷の状況によっては、補修方法が限定され構造物としての延命化対策としては効果的でないこともある。

今後は、構造物の延命化を図るために、定期的な点検を行い施設の状況を把握したうえで、劣化の進行を予測（劣化予測）し、ライフサイクルコスト（LCC）を算定し、将来の投資効果を検討するといった、計画的な維持管理を行う必要がある。

しかしながら、すべての公共土木施設を対象に劣化予測・LCC算定に基づいた維持管理を実施・継続するためには、個々の構造物の定期的な詳細点検やLCC算定が必要となり、多大の管理コストや人員体制が必要となる。

一方、小規模で単純な構造物においては、上記のような管理手法を駆使して得られるLCC縮減効果が小さくなり、高い管理コストに見合うLCC縮減効果が期待できない。特に、平地の占める割合が高く、大きな河川も少ないことなどから、比較的小規模な構造物が多く、また、「凍害」や「塩害」など構造物の耐久性に影響する気象条件が緩やかであるといった本県の特徴を踏まえ、公共土木施設の規模、重要度等に応じて、維持管理区分を「詳細マネジメント」と「簡易マネジメント」に区分し、管理コスト等の低減を図りながら効率的で実効性のある維持管理システムを構築するものとする。（図2-1参照）

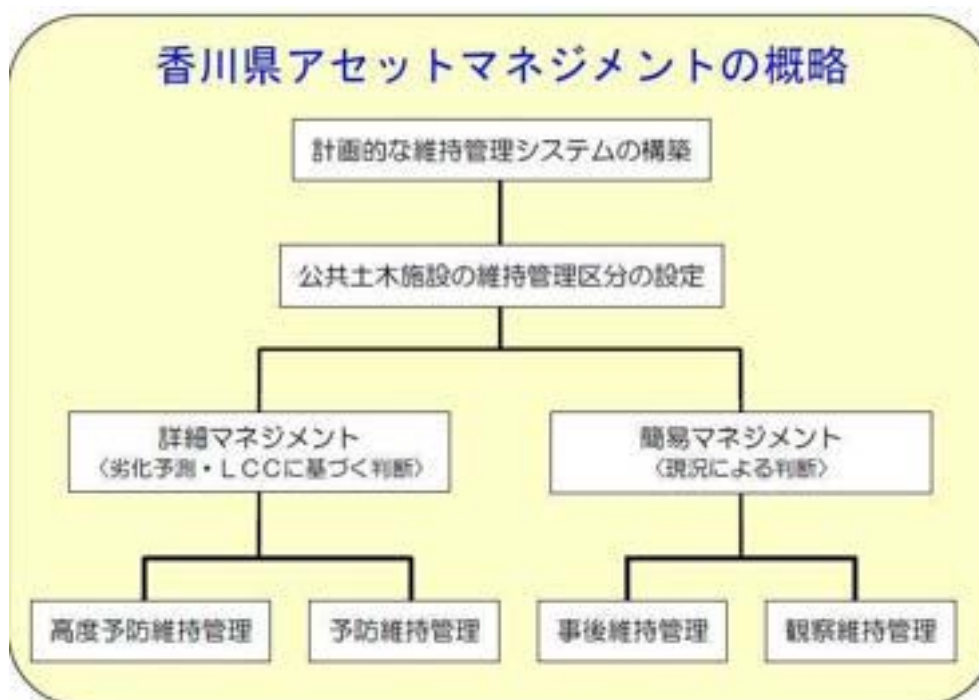


図2-1 香川県アセットマネジメントの概略図

（出典）香川県公共土木施設アセットマネジメント基本方針（平成20年11月 香川県土木部）

第2項 香川県公共土木施設の維持管理区分の設定

香川県公共土木施設アセットマネジメント基本方針において、コンクリート標準示方書〔維持管理編〕を参考に、公共土木施設の種類の特性、さらに個々の施設の規模や重要度などに応じて以下のとおり、「詳細マネジメント」と「簡易マネジメント」に大別して、維持管理を行うこととしている。

(1) 維持管理区分の内容

【詳細マネジメント】

・高度予防維持管理

長大な橋梁等、更新が著しく困難な施設の耐久性を低下させず、耐用年数を100年以上とすることを目標とし、施設の健全度等を高度な水準で保持する維持管理。延命化を図るにあたっては、定期点検等から得られた結果を基に劣化予測を行い、LCCの最小化と、世代間の負担や補修等に要する費用を均等にするためのLCC平準化を求める。

・予防維持管理

一定規模以上の重要な公共土木施設を対象に、施設の健全度等を一定の水準に保持することを目的として実施する維持管理。延命化を図るにあたっては、高度予防維持管理と同様に、定期点検、劣化予測を行い、LCCの最小化・平準化を求める。

【簡易マネジメント】

・事後維持管理

劣化が外へ表れてからでもそれほど困らない施設、および定期的な補修・交換が必要な施設等（電気・機械設備等）を対象に、目標管理水準に照らして、劣化の程度に対応した適切な補修・補強を行い、施設の延命化を図る維持管理。劣化予測・LCC算定を行わないものとし、点検の頻度や項目を少なくするなど、管理コストの低減に努める。

・観察維持管理

施設の重要度や第三者被害の発生する可能性が低く、機能不全に陥る時期の予測が困難な施設、機能不全に陥ってからの更新や復旧が比較的容易な施設を対象に、第三者への安全性が確保できなくなるまで、あるいは対象施設の機能が不全に陥った時に補修や更新を行う維持管理。

(2) 各維持管理区分の概要

各維持管理区分の概要と具体的な維持管理区分の例について、表 2-1 に記載する。

表 2-1 各維持管理区分の概要と具体的な維持管理区分の例

	詳細マネジメント		簡易マネジメント	
	高度予防維持管理	予防維持管理	事後維持管理	観察維持管理
維持管理区分の概要	機能低下の進行が把握できる構造物に適用でき、機能低下の程度に応じて最適な補修工法・補修時期を選択した上で機能維持を図る。		機能低下の兆候が表面化した後に対策する構造物に適用し、機能不全に陥る前に迅速に機能維持を図る。	突発的又は劣化の進行により機能不全に陥る構造物に適し、機能不全に陥った時または直前に適切に機能維持を図る。
維持補修実施時期と対応方法	劣化の兆候や初期劣化が認められた段階で対策を実施する。劣化予測を行い、LCCの最小化・平準化を図れる補修時期・補修工法を選択する。	局所的な劣化が認められた段階で、劣化進行速度が速いと認められた場合は対策を実施する。劣化予測を行い、LCCの最小化・平準化を図る補修時期・補修工法を選択する。	劣化がある程度進行した段階で対策を実施する。劣化の程度に合わせた補修工法を選択する。	機能不全に陥るまで供用し、第三者被害の恐れが生じた場合に補修工法を選択する。
機能低下と維持補修の適用イメージ				
施設の特性等による区分と例(案)	長大橋等、極めて重要で更新が著しく困難な施設。	一定規模以上の重要な施設。	一般的重要度の施設、定期的な補修・交換が必要な施設。	重要度が低く、補修や更新が比較的容易な施設。
	[橋梁]橋長 100m 以上かつ最大支間長 50m 以上 [ダム]堤体	[橋梁]橋長 15m 以上の跨橋等または緊急輸送路 [ダム]放流設備 [舗装]大型車交通量 1,000 台/日・方向以上 [河川]排水機場、水門 [港湾]係留施設(鋼製) [下水]幹線管渠	[橋梁]橋長 5m 以上(左記を除く) [ダム]観測装置 [舗装]大型車交通量 100~1,000 台/日・方向 [河川]堤防 [港湾]係留施設(コンクリート製) [下水]電気・機械設備 [砂防]砂防ダム [公園]遊具	[橋梁]5m 未満の橋梁 [ダム]昇降設備、係留設備 [舗装]大型車交通量 100 台/日・方向未満 [河川]護岸 [港湾]護岸

(出典) 香川県公共土木施設アセットマネジメント基本方針(平成 20 年 11 月 香川県土木部)

第3項 香川県河川管理施設の維持管理区分

香川県公共土木施設アセットマネジメント基本方針を受け、本計画の対象である河川管理施設を以下の表 2-2 のとおり区分し、補修等対策を実施することとする。

表 2-2 香川県河川管理施設の維持管理区分

区分	詳細マネジメント		簡易マネジメント	
	高度予防維持管理	予防維持管理	事後維持管理	観察維持管理
対象施設	(参考) ダム堤体	排水機場	堤防・護岸	
			堰・水門・樋門	
長寿命化計画	—	作成する	作成しない	作成しない
点検 (堤防)	—	—	堤防の区間区分に応じて実施 (第4節 参照)	
点検 (河川構造物)	—	年点検 1 回 月点検 8 回	年点検 1 回 月点検 3 回	年点検 1 回
補修等対策	—	長寿命化計画に 従って実施	点検の結果、 必要に応じて実施	点検の結果、 必要に応じて実施

第2節 河川維持管理上留意すべき事項

第1項 社会的な背景

本県では、昭和30年から昭和47年にかけての高度経済成長期や、昭和60年代から平成初期にかけて、陸、海、空それぞれにおける高速交通手段の整備を行った、いわゆる3大プロジェクトの推進期間中に、多くの公共土木施設が集中的に整備された。その結果、一定期間に造られた大量の施設を有することとなり、それらの老朽化とともに、補修・更新費用が一時期に集中して増大することが予想される。

第2項 河川管理施設等の老朽化の状況等

香川県が管理する河川管理施設のうち河川構造物の多くは、平成初期までに整備され完成から30年以上が経過している施設の割合が77%（令和4年度末時点）を超えており、感潮区間といった厳しい環境に設置されている施設も多いことから老朽化対策が喫緊の課題となっている。（図2-2参照）

河川堤防についても、大正7年に県管理河川として指定された河川もあることから、護岸等が老朽化しており、毎年、早期に補修等対策が必要な箇所の工事を実施している。

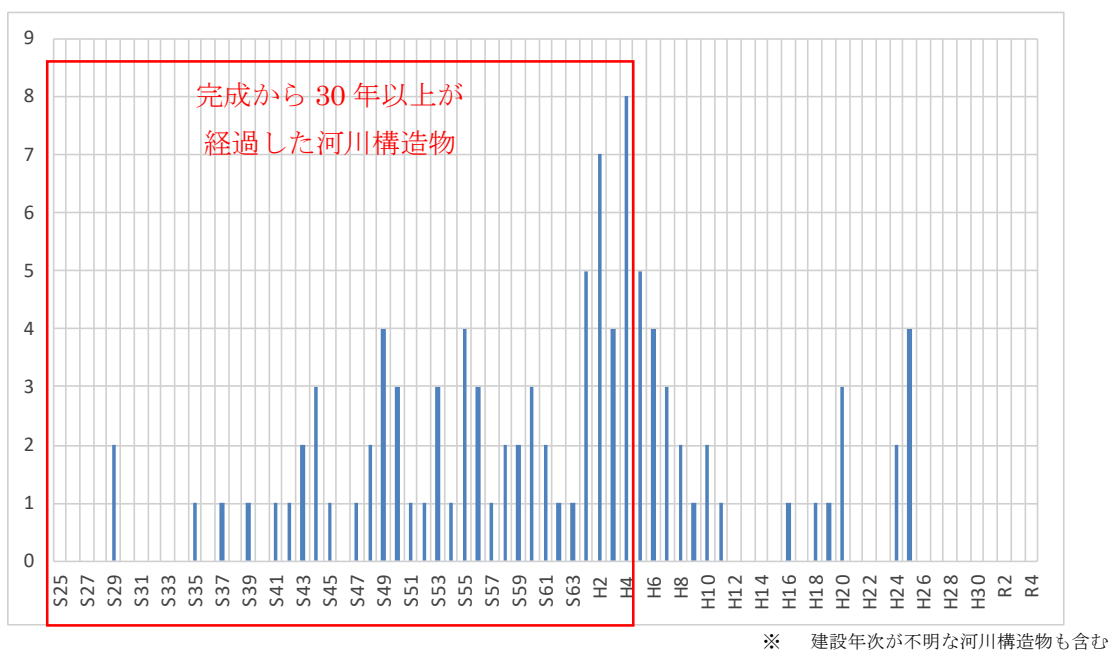


図2-2 建設年別の河川構造物数

第3節 堤防の維持管理

第1項 河川の区間区分

香川県においては、効率的に維持管理を実施するために、県管理河川を以下の図 2-3 のフローにより3つの区間（a 区間、b 区間、c 区間）を設定する（a 区間は事後維持管理、b 区間及びc 区間は観察維持管理）。県管理河川の区間区分ごとの延長を表 2-3 に示し、詳細については第3章 資料編に示す。なお、築堤区間とは、河川法施行規則第7条の2第1項第2号に該当する堤防の区間（表 2-4 参照）を包括した一連区間とする。

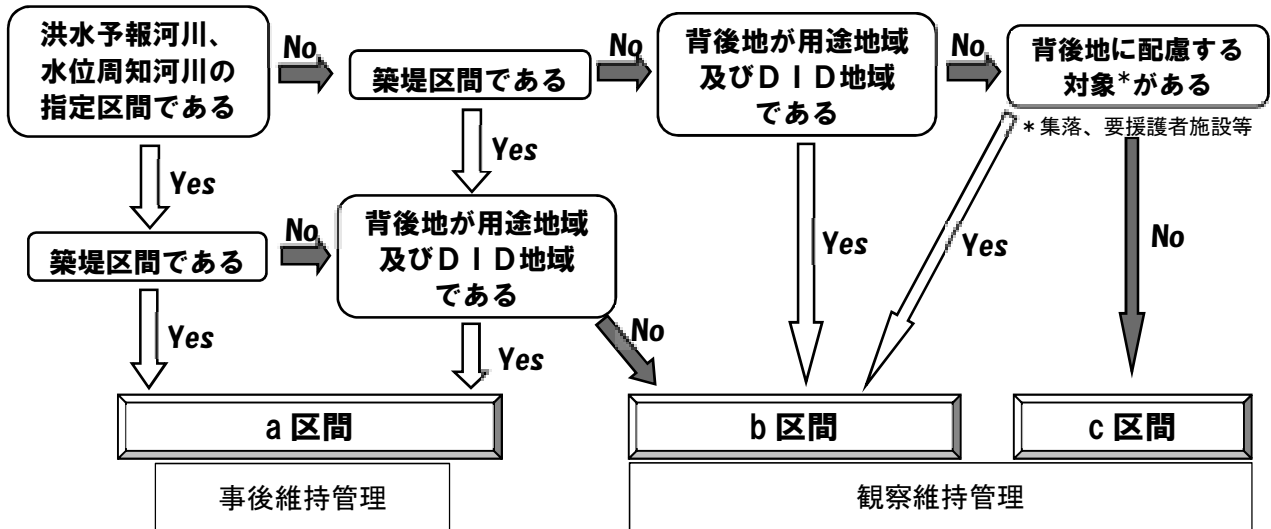


図 2-3 区間区分の設定フロー

表 2-3 県管理河川の区間区分ごとの延長

河川の区間区分	事後維持管理	観察維持管理		指定延長合計
	a 区間	b 区間	c 区間	
対象区間延長	146km	214km	717km	1076km

表 2-4 河川法施行規則第7条の2第1項第2号に該当する堤防

		堤内地盤高と計画高水位との関係	
		堤内地盤高 ≤ 計画高水位	堤内地盤高 > 計画高水位(掘込河道)
材質及び構造	土堤	○	×
	パラペット構造	○	×
特殊堤	自立式構造	○	○
	自立式構造	○	○

○：河川法施行規則第7条の2第1項第2号に該当する堤防

補足

計画高水位

計画高水位とは、河川整備基本方針（工事实施基本計画を含む）に従って、計画高水流量及び計画横断形に基づき、流水の貯留を考慮して、河川管理者が定めた高水位である。

河川整備基本方針（工事实施基本計画を含む）が無い場合は、各河川の状況を考慮し、河川規模に応じて現況堤防高から余裕高相当分を引いた高さなどを仮の計画高水位とする。掘込河道においては、地盤高程度を仮の計画高水位とする。

- ・河川管理施設等構造令
- ・中小河川に関する河道計画の技術基準について（平成 22 年 8 月 9 日改定 国土交通省河川局）
- ・浸水想定区域図作成マニュアル（平成 27 年 7 月 21 日 国土交通省水管理・国土保全局）

堤内地盤高

堤防に隣接する住宅や耕作地の土地の地盤高を標準とするが、現地に応じて設定するものとする。

第2項 堤防の維持管理目標

堤防、護岸及び河道の維持管理目標は、「中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領」等を参考に、以下の①～③のとおり実施することを基本とするが、河川の現状や河川整備計画等の当面の目標等によりこれにより難しい場合は、別途、維持管理目標を設定することとする。

① 河道流下断面に係る目標

各河川で求められる流下能力を確保することを基本とする。

また、点検等により、堆積土砂や樹木等により現況の流下能力を著しく阻害していると判断した箇所については、河床整理や伐採等を実施するものとする。

②河道（河床低下・洗掘の対策）に係る目標

点検又は巡視により、河道の土砂堆積状況、経年的な樹木等の繁茂状況を把握する。

また、点検等により、著しく河床低下・洗掘していると判断した箇所については、洗掘箇所の埋戻しや護床工の設置等、適切な措置を行う。

③堤防、護岸に係る目標

堤防、護岸及び樋門等の堤防を横断する構造物周辺について、点検又は平常時の巡視を定期的実施する。点検の結果、クラック、わだち、空洞化、堤体の緩みに伴う漏水等の変状が見られた場合には、当該箇所の点検を継続し、堤防の機能に支障を生じると判断した場合には必要な対策を実施する。

第3項 堤防の状態把握

堤防の状態把握の手法、頻度等は、以下の表 2-5 のとおり、河川の区間区分に応じて設定する。また、堤防の状態把握に関する年度実施スケジュールを表 2-6 のとおり設定する。

ここで、河川巡視とは、定期的・計画的に河川を巡回し、その異常及び変化等を概括的に把握することを目的とし、車上巡視を基本とする。また、不法行為への対応等、発見時に迅速な初動対応が必要な行為を含む。点検とは、一つ一つの河川管理施設の治水上の機能について異常及び変化等を発見・観察・計測等することを目的とし、徒歩で行うことを基本とする。

ただし、草の繁茂状況により出水期前の点検が困難な場合は、河川巡視（車上巡視）により、異常及び変化等を概括的に把握することとするが、除草後には必ず点検を実施することとする。

状態把握実施者

- ・堤防の巡視（平常時、出水時）

県職員

- ・堤防の点検（年点検、出水後、地震後）

県職員

表 2-5 堤防の状態把握

項目	目的	河川の区間ごとの時期・頻度			方法
		事後維持管理	観察維持管理		
		a区間	b区間	c区間	
1 基本データの収集					
1-1 測量					
(1) 縦横断測量	・現況河道の流下能力、河床の変動状況等の把握		必要に応じて実施		・任意地点において、適正な方法で観測する。 ・電子データで永年保存する。
(2) 地形測量及び写真測量	・河床（みお新、平面形状）の変動状況を把握、護岸等の施設管理の基本とする ・河床内の樹木の状況と合わせて流下能力の評価の基本となるデータとして有用 ・河川の適切な利用に必要となるデータを取得するための状況を把握する				
1-2 河道の基本データ					
(1) 河床材料調査	・河床の変動状況や流下能力等を把握		必要に応じて実施		・任意地点において、適正な方法で観測する。 ・電子データで永年保存する。
(2) 河道内樹木調査	・流下能力や堤防等の施設の機能維持を検討する				
1-3 河川環境の基本データ					
河川環境の基本データ	・河川における生物状況を把握 ・河川の利用実態や河川に係る歴史・文化の把握 ・河川環境の変化を把握		必要に応じて実施		・任意地点において、適正な方法で観測する。 ・電子データで永年保存する。
2 堤防点検等のための環境整備					
除草や障害物の処分	・河川巡視や堤防点検などによる河川の状態把握のための環境整備及び堤防の保全	主要な築堤区間等において年1回実施	主要な築堤区間等において年1回実施	必要に応じて実施	・機械除草方式を基本とし、除草機は現場条件等に応じて選定する。 ・業務成果として保存する。
3 河川巡視					
3-1 平常時の河川巡視					
(1) 河道及び河川管理施設等の河川巡視	・河床、河道内の堆砂、河口閉塞、樹木群、堤防、護岸、堰等について目視により確認可能な比較的に規模の大きな変化を把握する				
(2) 違法・違反行為発見のための河川巡視	・河川区域、河川保全区域及び河川予定地において、土砂の占拠や工作物の設置状況等に留意し、違法・違反行為がないか確認する	年2巡以上を目安に実施	年1巡を目安に実施	必要に応じて実施	・車上巡視を基本とする。 ・巡視により異状を発見した場合は、河川巡視日報に記録し、電子データで1年間保存し、前年度巡視結果は破棄する。
(3) 河川の利用状況把握のための河川巡視	・日常の河川の利用状況を把握する				
(4) 自然環境に関する状態把握のための河川巡視	・草、藻、みお新の状況、砂州の位置、魚類等の繁殖場となる河床の状況、鳥類の繁殖場となる河道内の樹木の状況、樹木の洪水浸への影響、魚道の状況、堤防や河川敷地の外来樹木の状況等について確認する				
3-2 出水時の河川巡視					
出水時の河川巡視	・堤防、洪水流、河道内樹木、河川管理施設等、堤内地の浸水等の状況を把握し、必要に応じて実施する。また、水防作業状況及び内水排水状況についても把握する。 ・出水時に除去すべき許可工作物について事前に把握しておく。	氾濫注意水位を上回る規模の洪水が発生している場合や顕著な高潮が発生している場合など、各事務所において巡視が必要と判断した場合に実施			・車上巡視を基本とする。 ・巡視により異状を発見した場合は、河川巡視日報に記録し、電子データで1年間保存し、前年度巡視結果は破棄する。 ・ただし、水位上昇等により、各自で危険と判断した場合は、人命を優先し、巡視の中止及び避難等の適切な対応をとることとする。
4 点検					
4-1 堤防点検（河川法施行令第9条の3）					
年点検（河川法施行令第9条の3）	・河川法施行令第9条の3に記載の堤防点検を実施する。 ・河道や一帯の河川管理施設の治水上の機能について異常及び変化等を発見・観察・計測等を行う。	【築堤部】 年1回以上の目視点検を実施（除草完了確認と合わせて実施）	【築堤部】 年1回以上の目視点検を実施（除草完了確認と合わせて実施）	必要に応じて実施	・「中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領」に準じる。 ・草の繁茂状況により点検が困難な場合は、河川巡視により、異常及び変化等を把握する。 ・点検を実施した場合は、同点検要領の点検記録様式に必要事項を記載し、電子データで1年間保存し、前年度点検結果は破棄する。
4-2 出水後の点検					
(1) 河道の状態把握					
(2) 洪水痕跡調査	・出水後、高潮後、津波後等の河道及び河川管理施設の状況を把握する。 ・特に、河道の状態把握は、河床の洗掘、堆積、河床の侵食、樹木の倒伏状況、洪水の発生状況、生物の生育、繁殖等の状況を把握し、河道計画、維持管理計画等の見直しのための重要なデータとして蓄積	はん濫注意水位を超える等、災害調査の一環として実施			・災害調査を実施
(3) 堤防、護岸等の状態把握					
4-3 地震後の点検					
地震後の点検	・一定規模の地震発生後に、安全に十分留意しつつ、河川管理施設等の状況を把握する	実施判断 ・震度5弱以上の地震が発生した場合 ・震度4の地震が発生した場合において以下のいずれかに該当する場合 イ、出水により水防留待機水位を超えてはん濫注意水位に達する恐れのある場合 ロ、直前に発生した地震または出水、もしくはその他の原因により既に河川管理施設または許可工作物（以下、「河川管理施設等」という。）が被災しており、新たな被害の発生が懸念される場合	点検箇所 全河川 （ただし、洪水予報河川及び水位周知河川の確認を優先し、並行して他の河川の点検を行う。）		・災害調査を実施 ・土木部震災対策マニュアルに準じる。 ・必要に応じて、「中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領」の点検記録様式に記録する。
5 その他					
・上記1～4の項目について、国土交通省からの通知や新たな知見の蓄積、又は香川県の方針の変更等により、適宜、内容を見直すこととする。 ・また上記に記載の無いもの又はより難しいものについては、河川砂防課と協議後、決定する。					

表 2-6 堤防の状態把握に関する年度実施スケジュール

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
気象			← 出水期※ →		← 台風期※ →								※出水期や台風期は過去の統計より概ねの期間を設定しており、その時々気象条件により異なる。
河川巡視			← 平常時の河川巡視 → a区間：年2巡以上を目安に実施、b区間：年1巡を目安に実施、c区間：必要に応じて実施										・巡視結果より必要に応じて是正措置、維持修繕を実施する。
堤防除草			← 堤防除草完了確認と合わせて実施 →										・堤防点検のための環境整備として、年1回実施する。
堤防点検	堤防点検（出水期前）		← 堤防点検（河川法施行令第9条の3） →								堤防点検（出水期前）		・堤防点検は、出水期前に1回、堤防除草完了時に1回実施する。出水後の堤防点検は、災害調査の一環として必要に応じて実施する。 ・ただし、草の繁茂状況により出水期前の点検が困難な場合は、河川巡視（車上巡視）により、異常及び変化等を把握する。 ・点検結果より必要に応じて維持修繕を実施する。
			← 堤防点検（出水後） →										
			← はん濫注意水位を超える等、災害調査の一環として必要に応じて実施 →										
			← 堤防点検（地震後） →										
			← 災害調査の一環として必要に応じて実施（土木部震災対策マニュアルに準じる） →										

第4項 堤防の具体的な維持管理対策

(1) 維持管理対策一般

点検等により、河川管理施設等の損傷、腐食その他の劣化又はその他の異常があることを把握したときは、河川管理施設の効率的な維持及び修繕が図られるよう、適切な措置を講じる。措置の実施については治水及び水防等の観点から、可能な限り早急に実施する。

(2) 河道の堆積土砂対策

点検等の結果、堆積土砂や樹木等により河積を著しく阻害している状況などを確認又は推定できる場合は、次期出水までに河道断面が確保できるように堆積土砂の撤去を実施する。河積を著しく阻害している状況とは、河道断面に対して3割程度以上を阻害していることを基準とするが、各現場状況等により実施の要否を判断する。

(3) 堤防の修繕対策

点検等の結果、堤防又は護岸に治水上影響が大きい異常を確認した場合は、次期出水までに修繕等の適切な措置を講じる。

(4) その他留意事項

各現場状況により、上記事項により難しい場合などは、個別案件ごとに判断し対処することとする。

第4節 河川構造物の維持管理

第1項 河川構造物の区分

現時点で把握できている県管理の河川構造物は、以下の表 2-7 のとおりである。

表 2-7 県管理の河川構造物

種類	可動堰	水門	樋門	排水機場	合計
施設数	9	33	92	1	135

施設の重要性等を考慮し、適切に維持管理を実施するために、鋼製の可動堰、水門及び、樋門並びに、排水機場の河川構造物については、以下の図 2-4 のフローにより、3つの維持管理区分（予防維持管理区分、事後維持管理区分、観察維持管理区分）を設定している。

ただし、排水機場及びゴム引布製可動堰※については施設規模及び重要性から予防維持管理区分とする。

※可動堰のうち、ゴム堰はゴム袋体の劣化状況によっては、補修対応できない急速な機能低下を引き起こす事態も想定されることから予防維持管理区分とする。

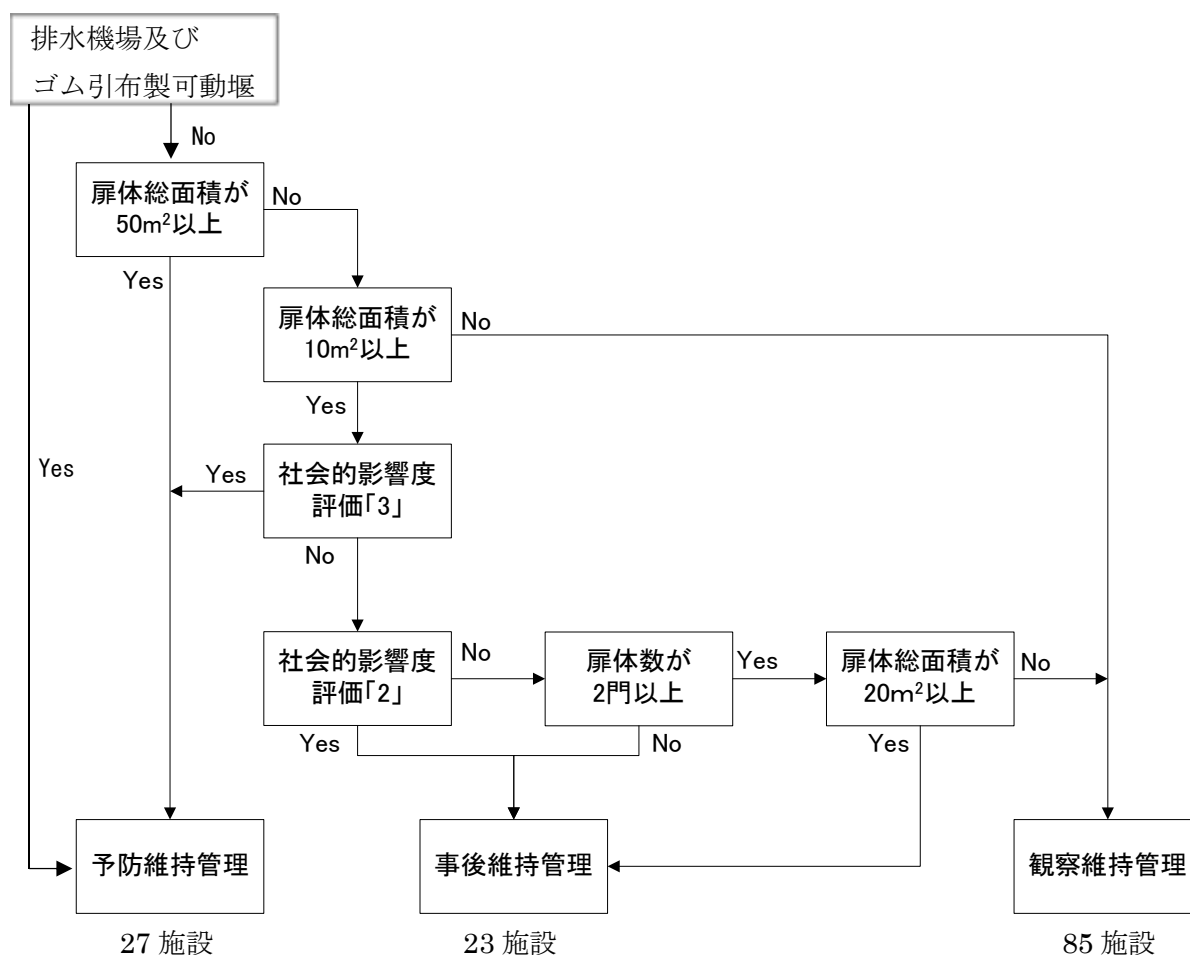


図 2-4 維持管理区分の設定フロー

河川構造物のうち、予防維持管理区分の 27 施設と事後維持管理区分の 23 施設の設定結果の詳細及び社会的影響度の評価手法については、第 3 章資料編に示す。観察維持管理区分の 85 施設は、各事務所により把握している施設であり、施設の統廃合等に伴い、変更する可能性があることから記載を省略する。

第2項 河川構造物の維持管理目標

河川構造物の維持管理目標は、「河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル（案）」、「河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル（案）」又は、「ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準（案）」を参考に状態把握することを基本とする。点検の結果、施設の機能の維持に支障が生じると判断される場合には必要な対策を行う。

ただし、これにより難しい場合は、別途、維持管理目標を設定することとする。

第3項 河川構造物の状態把握

河川構造物の状態把握の手法、頻度等は、維持管理区分に応じ、以下の表 2-8 のとおり設定する。
なお、河川構造物の点検の構成については、図 2-5 に示す。

状態把握実施者

- ・河川構造物の巡視（平常時、出水時）

県職員

- ・河川構造物の点検

コンクリート構造部 :

県職員

機械設備等 :

保守点検業務受注業者

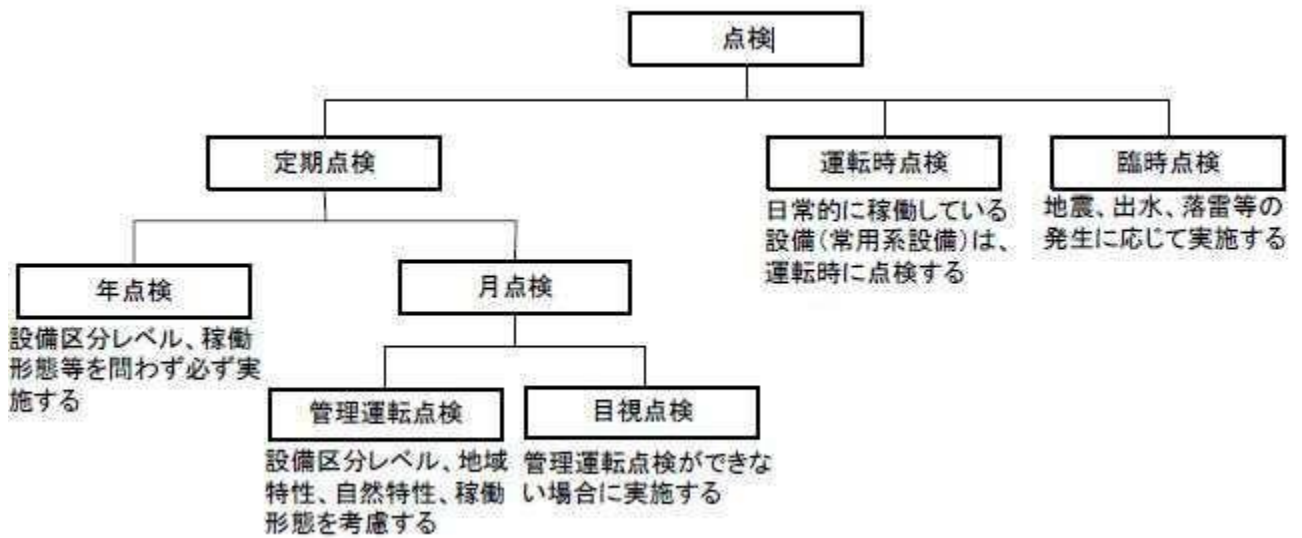
表 2-8 河川構造物の状態把握

項目	目的	対象区分ごとの時期・頻度			方法
		予防維持管理	事後維持管理	観察維持管理	
1 河川巡視					
1-1 平常時の河川巡視					
平常時の河川巡視	・目視により確認可能な比較的に規模の大きな変状を発見するために実施		堤防の平常時の河川巡視に合わせて実施		<ul style="list-style-type: none"> ・車上巡視を基本とする。 ・巡視により異状を発見した場合は、河川巡視日報に記録し、電子データで1年間保存し、前年度巡視結果は破棄する。
1-2 出水時の河川巡視					
出水時の河川巡視	・堤防、洪水流、河道内樹木、河川管理施設等、堤内地の浸水等の状況を概括的且つ迅速に把握するために実施するとともに、水防作業状況及び内水排除状況についても把握する。		堤防の出水時の河川巡視に合わせて実施		<ul style="list-style-type: none"> ・車上巡視を基本とする。 ・巡視により異状を発見した場合は、河川巡視日報に記録し、電子データで1年間保存し、前年度巡視結果は破棄する。 ・ただし、水位上昇等により、各自で危険と判断した場合は、人命を優先し、巡視の中止及び避難等の適切な対応をとることとする
2 点検					
2-1 年点検、月点検					
コンクリート構造部の点検			「表2-9 年度点検スケジュール」を参照		<ul style="list-style-type: none"> ・「中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領」に準じる。 ・点検を実施した場合は、同点検要領の点検記録様式に必要事項を記載し、電子データで1年間保存し、前年度点検結果は破棄する。 ・また、点検結果及び維持修繕の記録については、河川施設台帳の「施設の点検及び維持修繕の履歴」に記載する
機械設備等の点検	・信頼性確保、機能維持のため、適切な手法等により定期点検等を実施する		「表2-9 年度点検スケジュール」を参照		<ul style="list-style-type: none"> ・「河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル（案）」等に記載の定期点検を実施する。 ・年点検は「ゲート点検・整備要領（案）」に従う。 ・月点検は原則として負荷状態において試運転を実施し、設備の状況確認及び動作確認を行う管理運転点検を行うものとする。 ・点検を実施した場合は、点検記録様式に必要事項を記載し、電子データで1年間保存し、前年度点検結果は破棄する。 ・点検結果及び維持修繕の記録については、河川施設台帳の「施設の点検及び維持修繕の履歴」に記載する。
2-2 臨時点検					
コンクリート構造部及び機械設備等の点検	・一定規模の地震発生後に、安全に十分留意しつつ、河川管理施設等の状況等を把握する	実施判断 <ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上の地震が発生した場合 ・震度4の地震が発生した場合において以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> イ、出水により水防団待機水位を超えてはん濫注意水位に達する恐れのある場合 ロ、直前に発生した地震または出水、もしくはその他原因により既に河川管理施設または許可工作物（以下、「河川管理施設等」という。）が被災しており、新たな被害の発生が懸念される場合 点検施設 全施設 （ただし、予防維持管理及び事後維持管理対象施設を優先し、並行して他の施設の点検を行う。）			<ul style="list-style-type: none"> ・「河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル（案）」等に記載の臨時点検を実施する。 ・点検を実施した場合は、点検記録様式に必要事項を記載し、電子データで1年間保存し、前年度点検結果は破棄する。 ・点検結果及び維持修繕の記録については、河川施設台帳の「施設の点検及び維持修繕の履歴」に記載する。
3 その他					
<ul style="list-style-type: none"> ・上記1～2の項目について、国土交通省からの通知や新たな知見の蓄積、又は香川県の方針の変更等により、適宜、内容を見直すこととする。 ・また上記に記載の無いもの又はより難しいものについては、河川砂防課と協議後、決定する。 					

表 2-9 年度点検スケジュール

点検	月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	月点検
	重要度														
年点検・月点検	予防維持管理	出水期			○	○	○	○	○						毎月1回
		非出水期		◎							○		○		1回/2ヶ月
	事後維持管理	出水期				○		○							1回/2ヶ月
		非出水期		◎							○				出水期後に実施
	観察維持管理			◎											必要に応じて実施

凡例 ◎:年点検、○月点検



(出典) 河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル(案)、河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル(案)

図 2-5 点検の構成

第4項 河川構造物の具体的な維持管理対策

(1) 維持管理対策一般

河川巡視又は定期点検を実施し、異状等があった場合は、河川構造物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるように努める。

予防維持管理区分の河川構造物は、河川構造物長寿命化計画に準じ、計画的に延命化対策等を実施する。

(2) 土木施設の維持管理

① 点検等によりクラック、コンクリートの劣化、沈下等の変状を発見し、各々の施設が維持すべき機能が低下するおそれがみられた場合には、継続的に状態把握（点検）を行う等により原因を調査する。

② ①の点検等の調査による変状の状態から施設の機能の維持に重大な支障が生じると判断した場合には、「コンクリート標準示方書（維持管理編）」を参考に適切な対策を行う。

(3) 機械設備の維持管理

点検及び診断の結果による劣化状況、機器の重要性を勘案し、「河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル（案）」又は「河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル（案）」に基づいて、効果的・効率的に維持管理する。

(4) 電気通信施設の維持管理

点検及び診断の結果による劣化状況、施設の重要性等を勘案し、「電気通信施設点検基準（案）」、「電気通信施設維持管理計画指針（案）」及び「電気通信施設維持管理計画作成の手引き」に基づいて、効果的・効率的に維持管理する。

(5) その他留意事項

各施設により、上記事項により難しい場合などは、個別案件ごとに判断し対処することとする。

第5節 親水施設等の維持管理

第1項 親水施設等の維持管理目標

県内の親水施設等は78箇所あり、詳細については第3章資料編に示す。

河川利用は、利用者自らの責任において行われることが原則であるが、親水を目的として整備した施設については、「河川（水面を含む）における安全利用点検の実施について（改訂）」に基づき、河川管理者として施設点検を実施し、必要に応じて対策を講ずる。

第2項 親水施設等の状態把握

河川利用者が特に多い時期（GW等）を考慮して、年1回以上の目視点検を実施する。

点検の対象は、高水敷や低水護岸部の陸上部（水際を含む）、水面部に関する以下の区域等である。

- ・河川に親しみ利用を目的として施設を設置している区域
- ・河川に親しむ利用が日常的に見られる区域
- ・潮位等により日常的に水位の変動に影響を受ける区域
- ・ボート及びカヌー等により利用頻度が多く日常的に水遊びに利用されている区域

許可工作物及び占用区域が対象区域と隣接している場合には、あらかじめ他の管理者と調整し、共同で点検を実施することを基本とする。

点検を実施した場合は、点検記録様式に必要事項を記載し、電子データで1年間保存し、前年度点検結果は破棄する。

第3項 親水施設等の具体的な維持管理対策

① 河川利用者への情報提供

標識や表示板により、河川の危険性に関する適切な情報を河川利用者へ適確に提供する。その際、標識等が必要とされる背景と目的に応じた内容が見やすく、また分かりやすい内容とする。

② 施設対策

滑りにくい素材を使用するなど構造に配慮する。また、洪水の流下、水防活動等の支障とならない範囲で、以下のような場合には河川利用者の安全性を確保するための対策を講ずることとする。

- ・新たな点検の危険性が生じた箇所
- ・堰・水門等の工作物と親水護岸との境界部
- ・地域住民から、柵等の設置の要望があり、必要と認められる箇所
- ・危険判断能力を有していても、一旦転落すると極めて危険な状態に陥る可能性があり、高齢者、障害者等の方々が利用されている箇所
- ・危険判断能力や危険回避能力が十分でない幼児等の利用が多く見込まれる箇所
- ・上記のほか、危険な状態と認められる箇所

③ 安全性の維持

河川巡視により親水施設等の状況、標識等の破損状況等を把握するとともに、必要に応じて改善措置を講ずる。

第6節 許可工作物の維持管理

第1項 許可工作物の維持管理目標

平成25年に法の改正がなされ、法第15条の2において、河川管理施設については河川管理者が、許可工作物については設置者が、施設を良好な状態に保つよう維持・修繕すべきことが明確化されるとともに、河川法施行令第9条の3において、施設の維持・修繕に関して河川管理者及び設置者が共通して遵守すべき最低限の技術的基準が定められた。

許可工作物については、一義的には設置者の責により技術的基準に基づき維持管理がなされるべきものである。一方で、河川管理者としても法に基づく監督処分等の権限を有していることから、設置者に対し、技術的な基準を踏まえた適切な指導や法に基づく権限の行使が一層求められる。

これらを踏まえ、「許可工作物に係る施設維持管理技術ガイドライン」に準じ、許可工作物が設置者により適切に維持管理されるよう、河川管理者として指導等を行う。

第2項 許可工作物の維持管理に関わる河川管理者の一般的な対応

許可工作物の新築又は改築の審査段階においては、施設の維持管理に関し、技術的基準を踏まえた河川管理上必要な機能の維持や点検等について、設置者の対応を確認する。また、施設が不要となった場合の対応についても確認する。その際、適切な維持管理等がなされるため必要な事項について、設置者へ指導又は助言を行うこととする。

許可後においても、設置者による点検、河川管理者による巡視、出水期前の合同点検等により異状が発見された場合には、公共の安全の保持その他の河川管理上の支障が生じないように、必要に応じて指導又は助言を行うこととする。

さらに、必要な場合には、法の規定に基づいた報告の徴収及び立入検査（法第78条）、是正指示（法第77条）、監督処分（法第75条）、及び行政代執行（行政代執行法）の対応を行うこととする。

許可工作物の維持管理に関わる河川管理者の一般的な対応フローを図2-6に示す。

また、許可工作物の維持管理に関わる河川管理者の具体的な維持管理の対応については、別途、定めることとし、許可工作物の点検の様式は、第3章に示す。

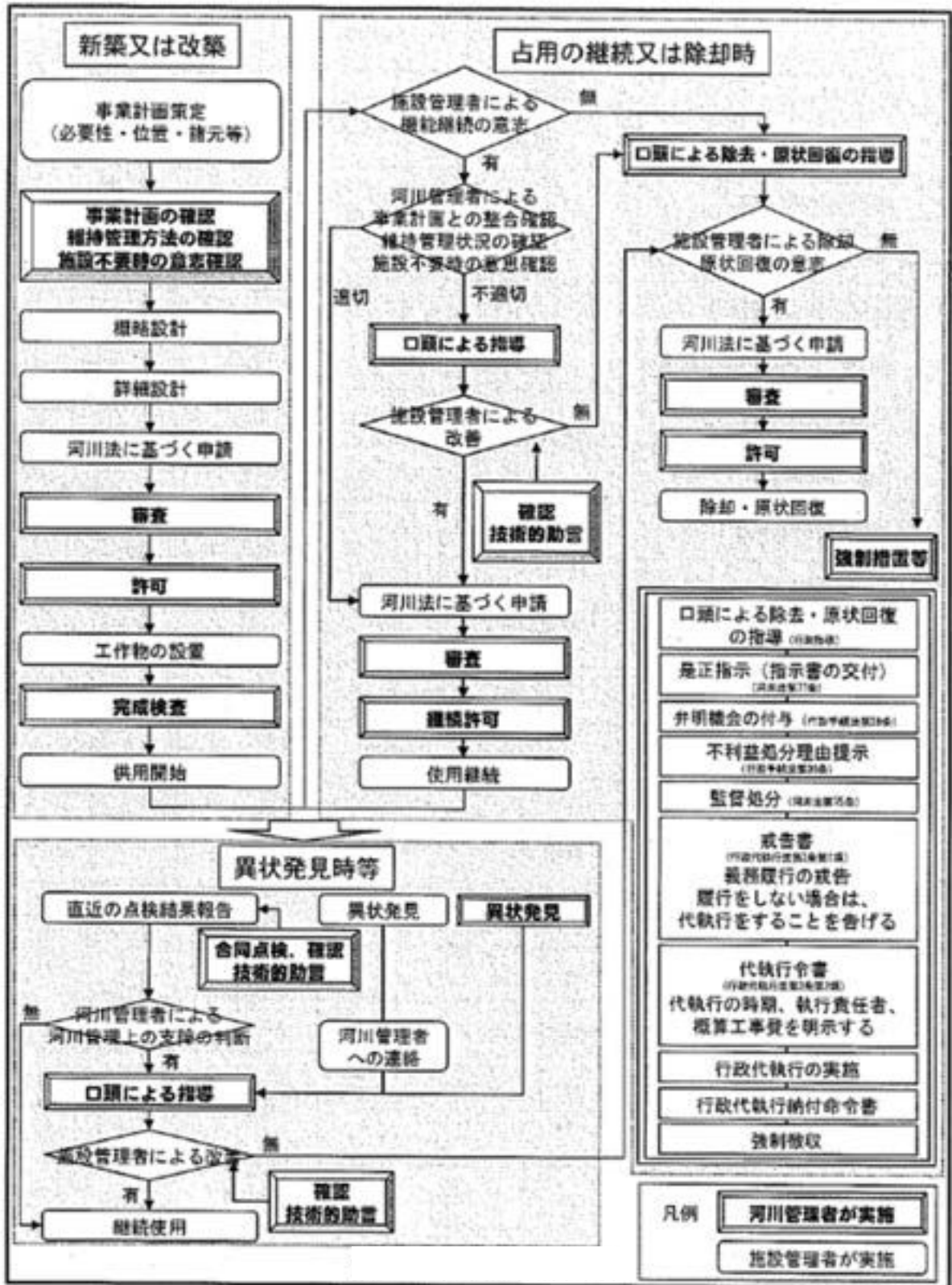


図 2-6 一般的な対応フロー

第7節 地域連携、効率化・改善に向けた取り組み等

第1項 雨量・水位・潮位情報の提供

香川県水防計画に基づき、県内雨量、主要河川の水位及び潮位の観測については、香川県水防情報システム及び香川県砂防情報システムによるテレメータ観測情報を活用し、これらの情報については、香川県ホームページの「かがわ防災 Web ポータル」を利用し、県内市町等防災関係機関へ提供するとともに、公表している。(図 2-7 参照) (<https://www.bousai-kagawa.jp/>)

また、香川県ホームページの「河川監視カメラ」において、主要な河川の監視局においてのライブ映像を公表している。(http://kasencamera.pref.kagawa.lg.jp/index.html) (図 2-8 参照)

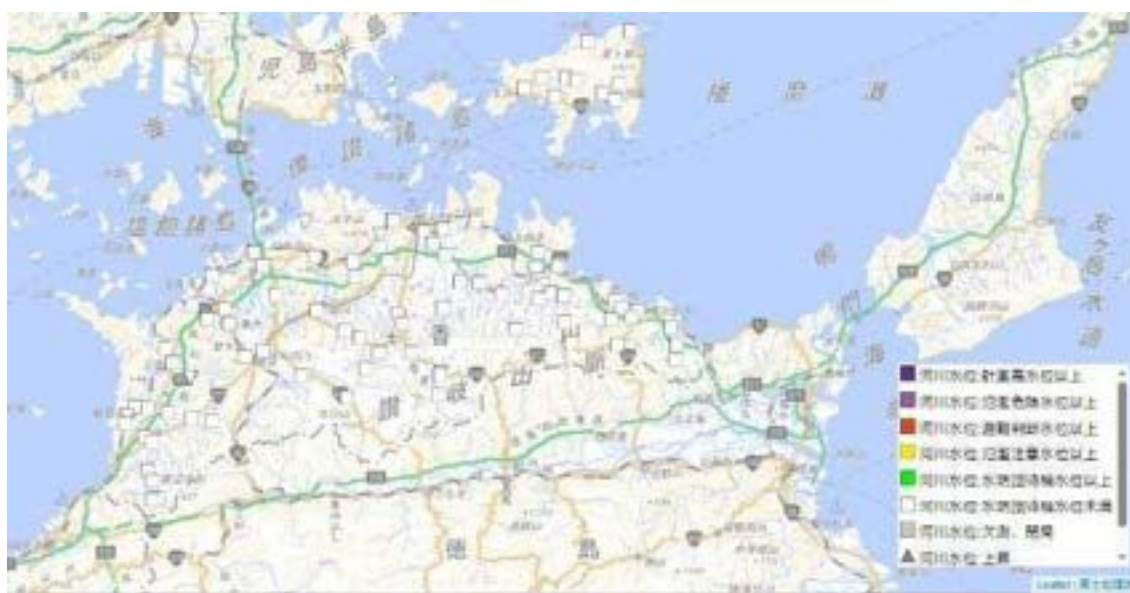


図 2-7 主要河川の水位情報閲覧イメージ



図 2-8 主要河川の河川監視カメラ閲覧イメージ

第2項 リフレッシュ「香の川」パートナーシップ事業

地域住民などの団体が河川で清掃等の美化・愛護活動を実施し、行政がこれらの活動を支援することで、県民と行政の協働による河川の環境美化・保全等を図る事業であり、地域団体である自治会や婦人会、NPO などの方に河岸の美化清掃愛護活動をお願いしている。令和5年4月1日現在、県内45河川で101団体の方が活動している。

この事業の登録手続き（図2-10参照）や実施状況等は、香川県ホームページの「香川の河川」において公表している。（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kasensabo/kasen/partner.html>）



図2-9 活動状況写真

●手続きの流れ

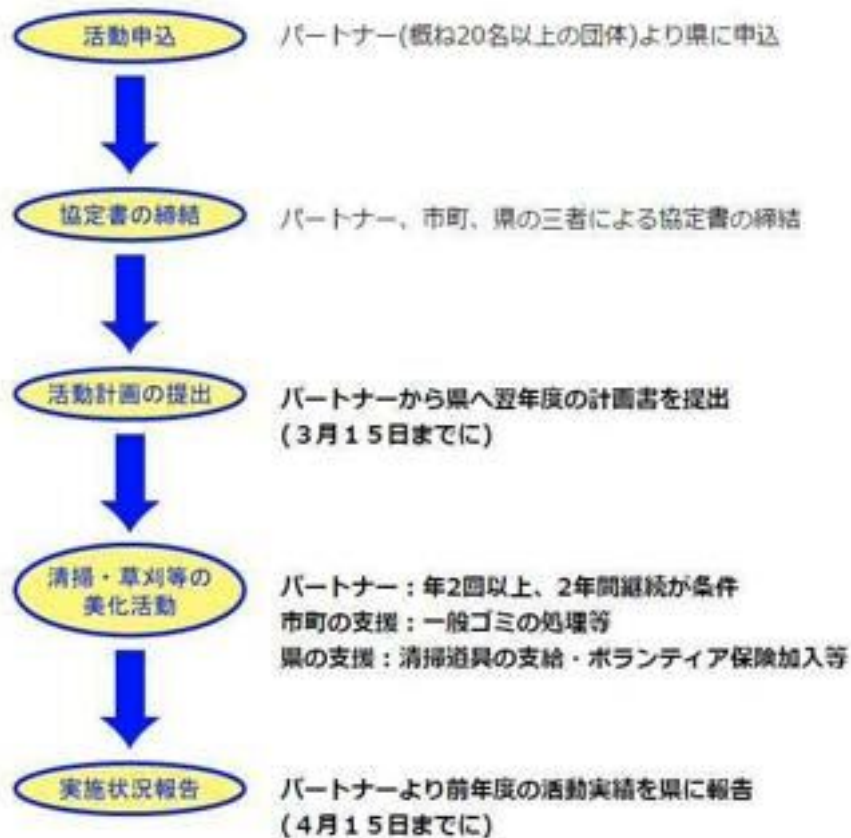


図2-10 リフレッシュ「香の川」パートナーシップ事業の登録手続きの流れ

第 3 章 資料編

第1節 県管理河川の指定状況

一級河川指定状況

水系名	指定総延長 (m)	河川名	番号	指定延長 (m)	流域面積 (km ²)	区 域	(m)	指定年月日		
吉野川	18,130	1支 日開谷川	1	2,200	3.0	左岸 大川郡白鳥町大字五名字谷田1792番地先以下徳島県界に至る。	2,200	昭和40年4月1日 (政令第43号)		
						右岸 大川郡白鳥町大字五名字東風原1366番2地先以下徳島県界に至る。	2,200			
		計							4,400	
		2支 大影谷川	2	4,530	9.7	大川郡白鳥町大字五名字八丁2034番地先以下徳島県界に至る。		4,530	昭和40年4月1日 (政令第43号)	
						計		9,060		
1支 曾江谷川	3	6,300	17.5	左岸 大川郡長尾町大字多和字相草東60番2地先以下徳島県界に至る。	6,300	昭和40年4月1日 (政令第43号)				
				右岸 大川郡長尾町大字多和字相草西14番地先以下徳島県界に至る。	6,300					
計							12,600			
2支 槇川	4	3,800	5.2	左岸 大川郡長尾町大字多和字兼割55番地先以下曾江谷川合流点に至る。	3,800	昭和40年4月1日 (政令第43号)				
				右岸 大川郡長尾町大字多和字兼割47番地先以下曾江谷川合流点に至る。	3,800					
計							7,600			
2支 東谷川	5	1,300	2.2	左岸 大川郡長尾町大字多和字東谷78番2地先以下曾江谷川合流点に至る。	1,300	昭和40年4月1日 (政令第43号)				
				右岸 大川郡長尾町大字多和字東谷75番3地先以下曾江谷川合流点に至る。	1,300					
計							2,600			
土器川	69,027	本川 土器川	6	指定区間外 18,850	127.0	左岸 仲多度郡満濃町大字炭所西字三島2232番地先以下海に至る。	18,850	昭和26年1月11日 (県告示第4号)		
				右岸 仲多度郡満濃町大字炭所西字上常包289番地先以下海に至る。		18,850				
		計							37,700	
		1支 清水川	7	2,500	7.2	左岸 仲多度郡琴南町勝浦字下福家1646番地先以下仲多度郡満濃町大字炭所西字三島2232番地先に至る。	13,507	昭和43年4月20日 (政令第64号)		
						右岸 仲多度郡琴南町勝浦字八峯1074番2地先以下仲多度郡満濃町大字炭所西字上常包289番地先に至る。	13,507			
		計							27,014	
1支 古子川	8	6,802	6.2	左岸 丸亀市郡家町字大林下3627番・3632番地先以下土器川合流点に至る。	2,500	昭和43年4月20日 (政令第64号)				
				右岸 丸亀市郡家町字大林下3633番地先以下土器川合流点に至る。	2,500					
計							5,000	延長 昭和50年4月12日 (建設省告示第707号)		
1支 赤山川	9	1,300	4.7	左岸 丸亀市飯野町東二字鞍畔甲922番1地先以下土器川合流点に至る。	6,802	昭和43年4月20日 (政令第64号)				
				右岸 丸亀市飯野町東二字鞍畔甲926番地先以下土器川合流点に至る。	6,802					
計							13,604			
1支 赤山川	9	1,300	4.7	左岸 丸亀市飯野町東二字鞍畔甲922番1地先以下土器川合流点に至る。	1,300	昭和56年4月3日 (建設省告示第871号)				
				右岸 丸亀市飯野町東二字鞍畔甲926番地先以下土器川合流点に至る。	1,300					
計							2,600			

水系名	指定総延長 (m)	河川名	番号	指定延長 (m)	流域面積 (km ²)	区 域	(m)	指定年月日
土器川		1支 谷川	10	2,005	2.2	仲多度郡満濃町大字長尾字南山2266番地先の上流端を示す標柱以下土器川合流点に至る。	2,005 計 4,010	昭和48年4月12日 (建設省告示第870号)
		1支 大柞川	11	2,317	4.0	左岸 仲多度郡満濃町大字炭所東字西野谷3440番1地先以下土器川合流点に至る。	2,317	昭和43年4月20日 (政令第64号)
						右岸 仲多度郡満濃町大字炭所東字木折神3550番地先以下土器川合流点に至る。	2,317	
		1支 大谷川	12	3,298	8.7	左岸 仲多度郡満濃町大字炭所東字森木1231番2地先以下土器川合流点に至る。	3,298	昭和43年4月20日 (政令第64号)
						右岸 仲多度郡満濃町大字炭所東字森木1242番地先以下土器川合流点に至る。 (亀越池水面を含む。)	3,298	
		2支 大井手川	13	1,800	2.4	左岸 仲多度郡満濃町大字炭所東字新開601番・602番地先以下大谷川合流点に至る。	1,800	昭和60年4月6日 (建設省告示第758号)
						右岸 仲多度郡満濃町大字炭所東字新開609番2地先以下大谷川合流点に至る。	1,800	
		1支 備中地川	14	3,298	4.2	左岸 綾歌郡綾上町西分字猪尾乙710番1地先以下土器川合流点に至る。 右岸 綾歌郡綾上町西分字猪尾乙709番1地先以下土器川合流点に至る。	3,298 計 6,596	昭和43年4月20日 (政令第64号)
1支 前の川	15	4,350	12.2	左岸 仲多度郡琴南町川東字前ノ川向1353番2地先の砂防堰堤下流端以下土器川合流点に至る。 右岸 仲多度郡琴南町川東字前ノ川向1353番2地先の砂防堰堤下流端以下土器川合流点に至る。	4,350 計 8,700	平成3年4月12日 (建設省告示第1034号) 指定区間変更 平成16年4月1日 (国土交通省告示第419号)		
1支 明神川	16	9,000	19.7	左岸 仲多度郡琴南町勝浦字横畑国有林55林班い地先以下土器川合流点に至る。 右岸 仲多度郡琴南町川東字浅木原3091番4地先以下土器川合流点に至る。	9,000 計 18,000	昭和43年4月20日 (政令第64号)		

水系	区分	管理区分	河川数	指定延長(m)	河岸延長(m)		
					左岸	右岸	計
吉野川		指定区間	5	18,130	18,130	18,130	36,260
		指定区間外	1	18,850	18,850	18,850	37,700
土器川		指定区間	11	50,177	50,177	50,177	100,354
		計	11	69,027	69,027	69,027	138,054
合計		指定区間外	1	18,850	18,850	18,850	37,700
		指定区間	16	68,307	68,307	68,307	136,614
		計	16	87,157	87,157	87,157	174,314

二級河川指定状況

水系名	指定総延長 (m)	河川名	番号	指定延長 (m)	流域面積 (km ²)	区 域	(m)	指定年月日
大谷川	3,299	本川 大谷川	1	3,299	2.0	左岸 大川郡引田町大字坂元字大谷1012番3地先以下海に至る。	3,299	昭和26年1月11日 (県告示第4号)
						右岸 大川郡引田町大字坂元字大谷1012番3地先以下海に至る。		
坂本川	1,765	本川 坂本川	2	1,765	2.3	左岸 大川郡引田町大字南野19番9地先以下海に至る。	1,765	昭和14年10月24日 (県告示第663号)
						右岸 大川郡引田町大字南野19番9地先以下海に至る。(宗極池水面を含む。)		
菜切川	1,500	本川 菜切川	3	1,500	1.4	左岸 大川郡引田町馬宿下所141番地先以下海に至る。	1,500	昭和33年10月2日 (県告示第548号)
						右岸 大川郡引田町馬宿下所140番地先以下海に至る。		
馬宿川	11,918	本川 馬宿川	4	8,618	21.6	左岸 大川郡引田町大字川股523番地先以下海に至る。	8,618	延長 昭和4年6月28日 (県告示第379号) 昭和26年1月11日 (県告示第4号)
					右岸 大川郡引田町大字川股523番地先以下海に至る。 (川股池水面を含む。)(注 川股池 現水路池)	8,618	計 17,236	
		1支 千足川	5	3,300	9.5	左岸 大川郡引田町大字川股892番地先以下馬宿川合流点に至る。	3,300	昭和28年10月13日 (県告示第618号)
					右岸 大川郡引田町大字川股892番地先以下馬宿川合流点に至る。	3,300	計 6,600	
足谷川	2,000	本川 足谷川	6	2,000	1.9	左岸 大川郡引田町大字引田1064番地先以下海に至る。	2,000	昭和28年10月13日 (県告示第618号)
						右岸 大川郡引田町大字吉田1077番2地先以下海に至る。		
古川	2,480	本川 古川	7	2,480	2.8	左岸 大川郡引田町引田字迹田1011番地先以下導流堤々頭まで。	2,480	昭和39年7月25日 (県告示第495号)
						右岸 大川郡引田町引田字迹田1011番地先以下導流堤々頭まで。		
小海川	8,718	本川 小海川	8	6,205	12.4	左岸 大川郡引田町大字小海2948番1地先以下小海川合流点に至る。	6,205	延長 昭和4年6月28日 (県告示第379号) 昭和26年1月11日 (県告示第4号)
					右岸 大川郡引田町大字小海2948番1地先以下小海川合流点に至る。	6,205	計 12,410	
		1支 南谷川	9	2,513	3.4	左岸 大川郡引田町大字小海513番地先以下小海川合流点に至る。	2,513	昭和26年1月11日 (県告示第4号)
					右岸 大川郡引田町大字小海513番地先以下小海川合流点に至る。	2,513	計 5,026	
中川	7,246	本川 中川	10	3,516	5.8	左岸 大川郡白鳥町帰来字奥帰来乙6番地先以下海に至る。	3,516	延長 昭和26年1月11日 (県告示第4号) 昭和53年4月1日 (県告示第304号)
					右岸 大川郡白鳥町帰来字赤坂812番地先以下海に至る。	3,516	計 7,032	
		1支 前川	11	900	1.0	左岸 大川郡白鳥町松原字本村620番1地先以下中川合流点に至る。	900	昭和37年8月1日 (県告示第457号)
					右岸 大川郡白鳥町松原字本村630番2地先以下中川合流点に至る。	900	計 1,800	

水系名	指定総延長 (m)	河川名	番号	指定延長 (m)	流域面積 (km ²)	区 域	(m)	指定年月日
中川		1支 明神川	12	1,370	1.9	左岸 大川郡白鳥町伊座字甚古谷602番4地先以下中川合流点に至る。 右岸 大川郡白鳥町伊座字甚古谷612番7の1地先以下中川合流点に至る。	1,370 1,370 計 2,740	昭和33年10月2日 (県告示第548号)
		2支 水任川	13	760	0.3	左岸 大川郡白鳥町伊座水任954番3地先以下明神川合流点に至る。 右岸 大川郡白鳥町伊座水任867番地先以下明神川合流点に至る。	760 760 計 1,520	昭和50年4月1日 (県告示第221号)
		1支 法月川	14	700	0.6	左岸 大川郡白鳥町帰来字奥晴1034番1地先以下中川合流点に至る。 右岸 大川郡白鳥町帰来字奥晴1042番地先以下中川合流点に至る。	700 700 計 1,400	昭和49年10月15日 (県告示第535号)
湊川	29,411	本川 湊川	15	18,026	51.6	左岸 大川郡白鳥町五名字白根下495番地先以下海に至る。 右岸 大川郡白鳥町五名字白根下495番地先以下海に至る。 (五名ダムを含む。)	18,126 18,216 計 36,342	延長 昭和4年6月28日 (県告示第379号) 昭和26年1月11日 (県告示第4号)
		1支 新川	16	1,360	1.1	左岸 大川郡白鳥町大字白鳥字谷1093番3地先以下湊川合流点に至る。 右岸 大川郡白鳥町大字白鳥字久詰乙30番2地先以下湊川合流点に至る。	1,360 1,360 計 2,720	昭和48年1月27日 (県告示第53号)
		1支 東山川	17	2,395	5.0	左岸 大川郡白鳥町福栄東山字狩居川1056番6地先以下湊川合流点に至る。 右岸 大川郡白鳥町福栄東山字狩居川1056番6地先以下湊川合流点に至る。	2,395 2,395 計 4,790	昭和26年1月11日 (県告示第4号)
		1支 兼弘川	18	2,400	9.0	左岸 大川郡白鳥町大字西山兼弘乙2番1地先以下湊川合流点に至る。 右岸 大川郡白鳥町大字西山兼弘乙2番1地先以下湊川合流点に至る。	2,400 2,400 計 4,800	昭和38年1月31日 (県告示第40号)
		1支 友森川	19	850	2.3	左岸 大川郡白鳥町福栄与田山字森兼甲454番3地先以下湊川合流点に至る。 右岸 大川郡白鳥町福栄与田山字森兼甲454番3地先以下湊川合流点に至る。	850 850 計 1,700	昭和28年10月13日 (県告示第618号)
		1支 正守川	20	1,850	3.0	左岸 大川郡白鳥町大字入野山字下山660番地先以下湊川合流点に至る。 右岸 大川郡白鳥町大字入野山字下山660番地先以下湊川合流点に至る。	1,850 1,850 計 3,700	昭和38年1月31日 (県告示第40号)
		1支 黒川	21	2,530	7.5	左岸 大川郡白鳥町入野山字南谷444番地先以下湊川合流点に至る。 右岸 大川郡白鳥町入野山字南谷445番地先以下湊川合流点に至る。	2,530 2,530 計 5,060	平成2年2月16日 (県告示第94号)
古川	3,107	本川 古川	22	3,107	2.8	左岸 大川郡大内町大字川東1447番1地先以下海に至る。 右岸 大川郡大内町大字川東1458番地先以下海に至る。	3,107 3,107 計 6,214	延長 延長 昭和26年1月11日 (県告示第4号) 昭和42年4月1日 (県告示第269号) 平成2年2月16日 (県告示第94号)

水系名	指定総延長 (m)	河川名	番号	指定延長 (m)	流域面積 (km ²)	区 域	(m)	指定年月日		
与田川	11,247	本川 与田川	23	5,694	17.2	左岸 大川郡大内町水主3217番地先以下海に至る。	5,694	延長 昭和4年6月28日 (県告示第379号) 昭和26年1月11日 (県告示第4号)		
						右岸 大川郡大内町水主3212番地先以下海に至る。	5,694			
		計							11,388	
		1支 吐川	24	1,520	2.5	左岸 大川郡大内町水主4474番1地先以下与田川合流点に至る。	1,520	延長 昭和42年4月1日 (県告示第269号) 昭和60年8月1日 (県告示第698号)		
						右岸 大川郡大内町水主4475番地先以下与田川合流点に至る。	1,520			
		計							3,040	
		1支 別所川	25	800	1.2	左岸 大川郡大内町水主237番4地先以下与田川合流点に至る。 右岸 大川郡大内町水主194番9地先以下与田川合流点に至る。	800	昭和50年4月1日 (県告示第221号)		
計							1,600			
1支 額川	26	353	2.4	左岸 大川郡大内町水主1148番3地先以下与田川合流点に至る。 右岸 大川郡大内町水主970番地先以下与田川合流点に至る。	353	昭和42年4月1日 (県告示第269号)				
計							706			
1支 宮内川	27	670	2.5	左岸 大川郡大内町水主1203番地先以下与田川合流点に至る。 右岸 大川郡大内町水主1298番地先以下与田川合流点に至る。	670	昭和33年10月2日 (県告示第548号)				
計							1,340			
1支 様松川	28	1,280	2.5	左岸 大川郡大内町水主1847番地先以下与田川合流点に至る。 右岸 大川郡大内町水主1920番地先以下与田川合流点に至る。 (大内ダムを含む。)	1,330	昭和33年10月2日 (県告示第548号)				
計							2,870			
1支 笠松川	29	930	3.6	左岸 大川郡大内町水主2652番地先以下与田川合流点に至る。 右岸 大川郡大内町水主2629番地先以下与田川合流点に至る。	930	昭和33年10月2日 (県告示第548号)				
計							1,860			
番屋川	13,760	本川 番屋川	30	4,567	13.5	左岸 大川郡大内町大字三殿131番地先以下海に至る。	4,567	延長 昭和26年1月11日 (県告示第4号) 昭和53年4月1日 (県告示第304号)		
						右岸 大川郡大内町大字三殿129番地先以下海に至る。	4,567			
		計							9,134	
		1支 西村川	31	460	1.1	左岸 大川郡大内町西村500番地先以下番屋川合流点に至る。 右岸 大川郡大内町西村448番地先以下番屋川合流点に至る。	460	昭和48年1月27日 (県告示第53号)		
		計							920	
		1支 北川	32	4,000	7.0	左岸 大川郡大内町大字中山437番1地先以下番屋川合流点に至る。 右岸 大川郡大内町大字中山681番地先以下番屋川合流点に至る。	4,000	昭和27年4月5日 (県告示第199号)		
計							8,000			
2支 玉の池川	33	1,230	1.6	左岸 大川郡大内町小砂215番2地先以下北川合流点に至る。 右岸 大川郡大内町小砂116番1地先以下北川合流点に至る。	1,230	昭和37年8月1日 (県告示第457号)				
計							2,460			
1支 楠谷川	34	2,540	1.2	左岸 大川郡大内町水主字川田5263番地先以下番屋川合流点に至る。 右岸 大川郡大内町水主字川田5263番地先以下番屋川合流点に至る。	2,540	昭和38年1月31日 (県告示第40号)				
計							5,080			
1支 石風呂川	35	963	0.6	左岸 大川郡大内町大字三殿846番3地先以下番屋川合流点に至る。 右岸 大川郡大内町大字三殿861番地先以下番屋川合流点に至る。	963	昭和53年4月1日 (県告示第304号)				
計							1,926			

水系名	指定総延長 (m)	河川名	番号	指定延長 (m)	流域面積 (km ²)	区 域	(m)	指定年月日
田尻川	614	本川 田尻川	36	614	0.9	左岸 大川郡大内町馬篠650番1地先以下海に至る。 右岸 大川郡大内町馬篠725番地先以下海に至る。	614 614 計 1,228	昭和42年4月1日 (県告示第269号)
大山川	1,383	本川 大山川	37	1,383	0.9	左岸 大川郡津田町大字鶴羽字地太2432番地先以下海に至る。 右岸 大川郡津田町大字鶴羽字地太2451番1地先以下海に至る。	1,383 1,383 計 2,766	昭和53年4月1日 (県告示第304号)
東代川	500	本川 東代川	38	500	0.9	左岸 大川郡津田町大字鶴羽字東代1193番2地先以下海に至る。 右岸 大川郡津田町大字鶴羽字東代1248番1地先以下海に至る。	500 500 計 1,000	昭和39年7月25日 (県告示第495号)
西代川	1,400	本川 西代川	39	1,400	2.0	左岸 大川郡津田町大字鶴羽字穩谷1051番2地先以下海に至る。 右岸 大川郡津田町大字鶴羽字白谷1976番地先以下海に至る。	1,400 1,400 計 2,800	昭和28年10月13日 (県告示第618号)
梶川	1,300	本川 梶川	40	1,300	0.8	左岸 大川郡津田町津田字御座田436番地先以下海に至る。 右岸 大川郡津田町津田字御座田371番2地先以下海に至る。	1,300 1,300 計 2,600	昭和39年7月25日 (県告示第495号)
梅川	900	本川 梅川	41	900	1.2	左岸 大川郡津田町津田字北上所1661番地先以下海に至る。 右岸 大川郡津田町津田字北上所1662番地先以下海に至る。	900 900 計 1,800	昭和39年7月25日 (県告示第495号)
津田川	47,159	本川 津田川	42	15,022	43.7	左岸 大川郡大川町田面字八幡口3358番地先以下海に至る。 右岸 大川郡大川町田面字千婆ヶ岳3354番1地先以下海に至る。 (大川ダムを含む。)	15,072 15,122 計 30,194	大正7年4月1日 (県告示第64号) 延長 昭和4年6月28日 (県告示第380号) 延長 昭和26年1月11日 (県告示第4号)
		1支 谷川	43	1,242	1.6	左岸 大川郡寒川町大字神前字石井583番地先以下津田川合流点に至る。 右岸 大川郡寒川町大字神前字石井588番地先以下津田川合流点に至る。	1,242 1,242 計 2,484	昭和53年4月1日 (県告示第304号)
		1支 梅檀川	44	7,422	6.9	左岸 大川郡寒川町大字石田東2574番1地先以下津田川合流点に至る。 右岸 大川郡寒川町大字石田東2574番1地先以下津田川合流点に至る。 (門入ダム水面を含む。)	7,422 7,422 計 14,844	昭和26年1月11日 (県告示第4号)
		2支 養神川	45	1,600	1.5	左岸 大川郡寒川町大字石田東字所谷甲3348番1地先以下梅檀川合流点に至る。 右岸 大川郡寒川町大字石田東字所谷甲3343番1地先以下梅檀川合流点に至る。	1,600 1,600 計 3,200	昭和48年1月27日 (県告示第53号)
		1支 古川	46	2,320	3.4	左岸 大川郡大川町富田西字丸山893番3地先以下津田川合流点に至る。 右岸 大川郡大川町富田西字丸山1894番2地先以下津田川合流点に至る。	2,320 2,320 計 4,640	昭和26年1月11日 (県告示第4号) 延長 昭和48年1月27日 (県告示第54号)

水系名	指定総延長 (m)	河川名	番号	指定延長 (m)	流域面積 (km ²)	区 域	(m)	指定年月日
津田川		1支 爛川	47	8,365	8.4	左岸 大川郡大川町南川字大樞1832番地先以下津田川合流点に至る。 右岸 大川郡大川町南川字国ヶ平1783番5地先以下津田川合流点に至る。	8,365 8,365 計 16,730	昭和26年1月11日 (県告示第4号)
		1支 土井川	48	2,800	2.6	左岸 大川郡大川町富田東字船原498番地先以下津田川合流点に至る。 右岸 大川郡大川町富田東字船原497番地先以下津田川合流点に至る。	2,800 2,800 計 5,600	昭和38年1月31日 (県告示第40号)
		1支 谷川	49	670	0.7	左岸 大川郡大川町富田中字羽鹿3131番1地先以下津田川合流点に至る。 右岸 大川郡大川町富田中字西岡3343番2地先以下津田川合流点に至る。	670 670 計 1,340	昭和60年8月1日 (県告示第698号)
		1支 大条川	50	1,245	1.4	左岸 大川郡大川町富田東字奥谷365番地先以下津田川合流点に至る。 右岸 大川郡大川町富田東字奥谷367番2地先以下津田川合流点に至る。	1,245 1,245 計 2,490	昭和53年4月1日 (県告示第304号)
		1支 本村川	51	3,609	3.9	左岸 大川郡大川町田面字豊田3637番地先以下津田川合流点に至る。 右岸 大川郡大川町田面字豊田2126番2地先以下津田川合流点に至る。	3,609 3,609 計 7,218	延長 昭和26年1月11日 (県告示第4号) 平成2年2月16日 (県告示第94号)
		2支 逆川	52	1,494	1.1	左岸 大川郡大川町田面字寺尾780番地先以下本村川合流点に至る。 右岸 大川郡大川町田面字寺尾780番2地先以下本村川合流点に至る。	1,494 1,494 計 2,988	昭和50年4月1日 (県告示第221号)
		1支 新名川	53	1,370	1.3	左岸 大川郡大川町田面字新名2658番1地先以下津田川合流点に至る。 右岸 大川郡大川町田面字新名2644番地先以下津田川合流点に至る。	1,370 1,370 計 2,740	昭和53年4月1日 (県告示第304号)
滝川	1,086	本川 滝川	54	1,086	1.5	左岸 大川郡志度町大字小田853番地先以下海に至る。 右岸 大川郡志度町大字小田863番地先以下海に至る。	1,086 1,086 計 2,172	昭和53年4月1日 (県告示第304号)
鴨部川	55,816	本川 鴨部川	55	22,228	68.0	左岸 大川郡寒川町石田東字長尾谷甲3129番甲地先以下海に至る。 右岸 大川郡寒川町石田東字長尾谷甲3129番甲地先以下海に至る。 (前山ダムを含む。)	22,228 22,228 計 44,456	延長 延長 大正7年7月1日 (県告示第237号) 昭和4年6月28日 (県告示第380号) 昭和26年1月11日 (県告示第4号)
		1支 天神川	56	2,060	2.1	左岸 大川郡志度町大字鴨部字池尻1694番1地先以下鴨部川合流点に至る。 右岸 大川郡志度町大字鴨部字池尻1730番2地先以下鴨部川合流点に至る。	2,060 2,060 計 4,120	昭和48年1月27日 (県告示第53号)
		1支 川古川	57	3,495	8.7	左岸 大川郡志度町大字鴨部字東山4998番地先以下鴨部川合流点に至る。 右岸 大川郡志度町大字鴨部字東山5251番8地先以下鴨部川合流点に至る。	3,495 3,495 計 6,990	昭和26年1月11日 (県告示第4号)
		2支 大笹川	58	1,130	1.3	左岸 大川郡志度町大字鴨部5887番2地先以下川古川合流点に至る。 右岸 大川郡志度町大字鴨部8795番地先以下川古川合流点に至る。	1,130 1,130 計 2,260	昭和50年4月1日 (県告示第221号)

水系名	指定総延長 (m)	河川名	番号	指定延長 (m)	流域面積 (km ²)	区 域	(m)	指定年月日
鴨部川		1支 末川	59	3,103	4.2	左岸 大川郡志度町大字末1054番4地先以下鴨部川合流点に至る。 右岸 大川郡志度町大字末1052番1地先以下鴨部川合流点に至る。	3,103 3,103 計 6,206	昭和53年4月1日 (県告示第304号)
		1支 古川	60	450	2.6	左岸 大川郡寒川町石田西字橋方392番地先以下鴨部川合流点に至る。 右岸 大川郡寒川町石田西字山王273番地先以下鴨部川合流点に至る。	450 450 計 900	昭和50年4月1日 (県告示第221号)
		1支 地蔵川	61	7,893	8.0	左岸 大川郡寒川町大字石田西3040番乙地先以下鴨部川合流点に至る。 右岸 大川郡寒川町大字石田西3040番乙地先以下鴨部川合流点に至る。	7,893 7,893 計 15,786	昭和26年1月11日 (県告示第4号)
		1支 清水川	62	4,005	3.7	左岸 大川郡長尾町大字長尾名字福家252番地先以下鴨部川合流点に至る。 右岸 大川郡長尾町大字長尾名字福家252番地先以下鴨部川合流点に至る。	4,005 4,005 計 8,010	昭和26年1月11日 (県告示第4号)
		2支 切ノ川	63	3,848	2.5	左岸 大川郡長尾町大字東字福良2600番地先以下清水川合流点に至る。 右岸 大川郡長尾町大字東字福良2610番地先以下清水川合流点に至る。	3,848 3,848 計 7,696	昭和26年1月11日 (県告示第4号)
		1支 滝ヶ原川	64	1,695	4.2	左岸 大川郡長尾町昭和字白羽乙1番1地先以下鴨部川合流点に至る。 右岸 大川郡長尾町昭和字白羽乙1番1地先以下鴨部川合流点に至る。	1,695 1,695 計 3,390	延長 昭和38年1月31日 (県告示第40号) 昭和60年2月5日 (県告示第132号)
		2支 大井手川	65	1,700	2.4	左岸 木田郡三木町大字井戸山川西3781番1地先以下滝ヶ原川合流点に至る。 右岸 木田郡三木町大字井戸山川西3784番地先以下滝ヶ原川合流点に至る。	1,700 1,700 計 3,400	延長 昭和50年4月1日 (県告示第221号) 昭和56年8月1日 (県告示第624号)
		1支 筒井川	66	1,806	0.9	左岸 大川郡長尾町大字長尾字辻423番地先以下鴨部川合流点に至る。 右岸 大川郡長尾町大字長尾字辻423番地先以下鴨部川合流点に至る。	1,806 1,806 計 3,612	昭和26年1月11日 (県告示第4号)
		1支 桜谷川	67	903	1.3	左岸 大川郡長尾町大字長尾東字上星越1396番地先以下鴨部川合流点に至る。 右岸 大川郡長尾町大字長尾東字上星越1394番地先以下鴨部川合流点に至る。	903 903 計 1,806	昭和26年1月11日 (県告示第4号)
		1支 谷川	68	1,500	8.7	左岸 大川郡長尾町大字前山字条内2640番地先以下鴨部川合流点に至る。 右岸 大川郡長尾町大字前山字桜木2706番地先以下鴨部川合流点に至る。	1,500 1,500 計 3,000	昭和39年7月25日 (県告示第495号)
弁天川	1,560	本川 弁天川	69	1,560	1.8	左岸 大川郡志度町大字志度字堂林1260番地先以下海に至る。 右岸 大川郡志度町大字志度字堂林1260番地先以下海に至る。	1,560 1,560 計 3,120	延長 昭和39年7月25日 (県告示第495号) 昭和53年4月1日 (県告示第304号)
大橋川	950	本川 大橋川	70	950	3.5	左岸 大川郡志度町大字志度2214番地先以下海に至る。 右岸 大川郡志度町大字志度2204番1地先以下海に至る。	950 950 計 1,900	昭和26年1月11日 (県告示第4号)

水系名	指定総延長 (m)	河川名	番号	指定延長 (m)	流域面積 (km ²)	区 域	(m)	指定年月日		
玉浦川	1,370	本川 玉浦川	71	1,370	2.0	左岸 大川郡志度町2625番地先以下海に至る。	1,370	昭和46年1月12日 (県告示第46号)		
						右岸 大川郡志度町2591番1地先以下海に至る。	1,370			
							計	2,740		
下井手川	1,750	本川 下井手川	72	1,750	3.6	左岸 木田郡牟礼町大字大町字中代2581番地先以下海に至る。	1,750	昭和48年1月27日 (県告示第53号)		
						右岸 木田郡牟礼町大字大町字中代1415番102地先以下海に至る。	1,750			
							計	3,500		
長者川	2,900	本川 長者川	73	1,600	4.7	左岸 木田郡庵治町字馬場東3859番1地先以下海に至る。	1,600	昭和28年10月13日 (県告示第618号)		
		右岸 木田郡庵治町字宮東4046番地先以下海に至る。	1,600							
							計	3,200		
		1支 南長者川	74	1,300	2.0	左岸 木田郡庵治町字松尾2431番1地先以下長者川合流点に至る。	1,300	昭和48年1月27日 (県告示第53号)		
		右岸 木田郡庵治町字馬場東3807番地先以下長者川合流点に至る。	1,300							
							計	2,600		
牟礼川	3,150	本川 牟礼川	75	1,800	4.8	左岸 木田郡牟礼町大字牟礼字下窪1191番2地先以下海に至る。	1,800	昭和28年10月13日 (県告示第618号)		
		右岸 木田郡牟礼町大字牟礼字下窪1191番2地先以下海に至る。	1,800							
							計	3,600		
		1支 川原川	76	1,350	1.6	左岸 木田郡牟礼町大字牟礼字宮北1723番1地先以下牟礼川合流点に至る。	1,350	昭和50年4月1日 (県告示第221号)		
		右岸 木田郡牟礼町大字牟礼字宮北1761番地先以下牟礼川合流点に至る。	1,350							
							計	2,700		
相引川	5,010	本川 相引川	77	5,010	11.6	左岸 高松市屋島西町新浜2366番6地先以下海に至る。	5,010	昭和33年10月2日 (県告示第548号)		
						右岸 高松市屋島西町新浜2366番6地先以下海に至る。	5,010			
							計	10,020		
新川	103,505	本川 新川	78	18,693	131.9	左岸 木田郡三木町大字鹿庭字三番1074番地先以下海に至る。	18,693	延長 昭和4年6月28日 (県告示第379号) 昭和26年1月11日 (県告示第4号)		
						右岸 木田郡三木町大字鹿庭字三番1074番地先以下海に至る。	18,693			
									計	37,386
		1支 春日川	79	15,120	62.9	左岸 高松市西植田町西落神3372番地先以下新川合流点に至る。	15,120	延長 昭和4年6月28日 (県告示第379号) 昭和26年1月11日 (県告示第4号)		
									右岸 高松市西植田町字鍛冶屋3432番1地先以下新川合流点に至る。	15,120
									計	30,240
2支 古川	80	6,600	27.5	左岸 高松市多肥上町字小田2298番2地先以下春日川合流点に至る。	6,600	延長 昭和14年10月24日 (県告示第663号) 昭和28年10月13日 (県告示第618号)				
							右岸 高松市多肥上町字小田2309番地先以下春日川合流点に至る。	6,600		
							計	13,200		
3支 小作川	81	3,040	11.0	左岸 高松市三谷町2334番1地先以下古川合流点に至る。	3,040	昭和14年10月24日 (県告示第663号)				
							右岸 高松市三谷町2656番2地先以下古川合流点に至る。	3,040		
							計	6,080		
2支 朝倉川	82	6,094	16.4	左岸 木田郡三木町大字朝倉字西大畑547番地先以下春日川合流点に至る。	6,094	延長 昭和26年1月11日 (県告示第4号) 平成2年2月16日 (県告示第94号)				
							右岸 木田郡三木町大字朝倉字西大畑573番2地先以下春日川合流点に至る。 (城池水面を含む。)	6,094		
							計	12,188		

水系名	指定総延長 (m)	河川名	番号	指定延長 (m)	流域面積 (km ²)	区 域	(m)	指定年月日	
新川		3支 高様川	83	4,381	5.8	左岸 高松市西植田町字一里松7180番2地先以下朝倉川合流点に至る。	4,381	延長 昭和26年1月11日 (県告示第4号) 昭和53年4月1日 (県告示第304号)	
						右岸 高松市西植田町字一里松7175番5地先以下朝倉川合流点に至る。	4,381		
		計	8,762						
		2支 葛谷川	84	4,324	3.6	左岸 高松市西植田町字中荒谷7715番1地先以下春日川合流点に至る。	4,324	延長 昭和26年1月11日 (県告示第4号) 平成2年3月31日 (県告示第306号)	
						右岸 高松市西植田町字東荒谷7633番2地先以下春日川合流点に至る。	4,324		
		計	8,648						
		2支 中谷川	85	1,413	1.4	左岸 高松市西植田町字中谷3337番1地先以下春日川合流点に至る。	1,413	昭和26年1月11日 (県告示第4号)	
						右岸 高松市西植田町字中谷3737番地先以下春日川合流点に至る。	1,413		
		計	2,826						
		2支 天満川	86	7,005	11.9	左岸 香川県香川町大字東谷字天神1362番1地先以下春日川合流点に至る。	7,005	延長 昭和26年1月11日 (県告示第4号) 昭和60年8月1日 (県告示第698号)	
						右岸 香川県香川町大字東谷字仏坂965番1地先以下春日川合流点に至る。	7,005		
		計	14,010						
1支 吉田川	87	11,781	22.0	左岸 木田郡三木町大字小養字西畑2003番1地先以下新川合流点に至る。	11,781	延長 昭和4年6月28日 (県告示第379号) 昭和26年1月11日 (県告示第4号)			
				右岸 木田郡三木町大字小養字西畑474番1地先以下新川合流点に至る。	11,781				
計	23,562								
2支 小村川	88	2,660	2.2	左岸 高松市川島東町字西植田674番2地先以下吉田川合流点に至る。	2,660	昭和48年1月27日 (県告示第53号)			
				右岸 高松市川島東町字中横田637番1地先以下吉田川合流点に至る。	2,660				
計	5,320								
1支 横谷川	89	1,256	8.0	左岸 高松市前田西町字平尾241番1地先以下新川合流点に至る。	1,256	昭和26年1月11日 (県告示第4号)			
				右岸 高松市前田西町字平尾246番7地先以下新川合流点に至る。	1,256				
計	2,512								
1支 寒国川	90	3,338	8.8	左岸 木田郡三木町大字井上字藤東山田3538番地先以下新川合流点に至る。	3,338	昭和26年1月11日 (県告示第4号)			
				右岸 木田郡三木町大字井上字藤東山田3538番地先以下新川合流点に至る。	3,338				
計	6,676								
1支 平尾川	91	700	2.2	左岸 木田郡三木町大字平木字北山田1099番1地先以下新川合流点に至る。	700	昭和50年4月1日 (県告示第221号)			
				右岸 木田郡三木町大字平木字北山田1761番地先以下新川合流点に至る。	700				
計	1,400								
1支 古川	92	4,241	4.2	左岸 木田郡三木町大字井戸字熊田1686番地先以下新川合流点に至る。	4,241	延長 昭和26年1月11日 (県告示第4号) 昭和48年1月27日 (県告示第53号)			
				右岸 木田郡三木町大字井戸字熊田1685番地先以下新川合流点に至る。	4,241				
計	8,482								
2支 猿橋川	93	650	1.7	左岸 木田郡三木町大字井戸字公文明4228番地先以下古川合流点に至る。	650	昭和46年1月12日 (県告示第46号)			
				右岸 木田郡三木町大字井戸字公文明4229番地先以下古川合流点に至る。	650				
計	1,300								

水系名	指定総延長 (m)	河川名	番号	指定延長 (m)	流域面積 (km ²)	区 域	(m)	指定年月日
新川		1支 熊川	94	2,434	2.4	左岸 木田郡三木町大字朝倉字蛇角1923番1地先以下新川合流点に至る。 右岸 木田郡三木町大字朝倉字蛇角1919番地先以下新川合流点に至る。	2,434 2,434 計 4,868	昭和26年1月11日 (県告示第4号)
		1支 鍛冶川	95	5,851	6.0	左岸 木田郡三木町大字鹿庭氷上所丙138番地先以下新川合流点に至る。 右岸 木田郡三木町大字鹿庭氷上所丙138番地先以下新川合流点に至る。	5,851 5,851 計 11,702	昭和26年1月11日 (県告示第4号)
		1支 葛ノ尾川	96	1,924	1.8	左岸 大川郡長尾町大字前山字土葛ノ尾3216番地先以下新川合流点に至る。 右岸 大川郡長尾町大字前山字野草場662番地先以下新川合流点に至る。	1,924 1,924 計 3,848	昭和26年1月11日 (県告示第4号)
		1支 氏の宮川	97	2,000	1.5	左岸 木田郡三木町大字鹿庭字打木丙83番地先以下新川合流点に至る。 右岸 木田郡三木町大字鹿庭字打木丙96番地先以下新川合流点に至る。	2,000 2,000 計 4,000	昭和28年10月13日 (県告示第618号)
詰田川	20,493	本川 詰田川	98	4,670	34.8	左岸 高松市元山町1080番5地先以下海に至る。	4,670 4,670 計 9,340	昭和26年1月11日 (県告示第4号)
						右岸 高松市元山町1029番2地先以下海に至る。		延長 延長 (県告示第304号)
		1支 御坊川	99	9,500	18.0	左岸 高松市一宮町新開1869番6地先以下詰田川合流点に至る。	9,500 9,500 計 19,000	昭和26年1月11日 (県告示第4号)
						右岸 高松市一宮町字作島503番4地先以下詰田川合流点に至る。		延長 延長 (県告示第624号)
2支 古川	100	3,720	3.3	左岸 高松市一宮町字平塚959番5地先以下御坊川合流点に至る。	3,720 3,720 計 7,440	昭和48年1月27日 (県告示第53号)		
				右岸 高松市三名町字白銀658番1～5地先以下御坊川合流点に至る。				
1支 宮川	101	2,603	6.7	左岸 高松市木太町5111番16地先以下詰田川合流点に至る。	2,603 2,603 計 5,206	昭和28年10月13日 (県告示第618号)		
				右岸 高松市木太町字平塚188番1地先以下詰田川合流点に至る。		延長 変更 (県告示第161号)		
摺鉢谷川	2,290	本川 摺鉢谷川	102	2,290	3.5	左岸 高松市宮脇町2丁目851番5地先以下海に至る。 右岸 高松市宮脇町2丁目852番1地先以下海に至る。	2,290 2,290 計 4,580	昭和26年1月11日 (県告示第4号) 延長減 昭和60年8月1日 (県告示第698号)
香東川	76,236	本川 香東川	103	32,989	113.2	左岸 木田郡三木町大字奥山字津柳上381番2地先以下海に至る。 右岸 木田郡三木町大字奥山字津柳上381番2地先以下海に至る。	32,989 32,989 計 65,978	昭和4年6月28日 (県告示第380号) 延長 昭和26年1月11日 (県告示第4号)

水系名	指定総延長 (m)	河川名	番号	指定延長 (m)	流域面積 (km ²)	区 域	(m)	指定年月日
香東川		1支 岡川	104	483	0.1	左岸 香川郡香南町大字岡字悪所1451番4地先以下香東川合流点に至る。 右岸 香川郡香南町大字岡字悪所1451番1地先以下香東川合流点に至る。	483 483 計 966	昭和61年10月14日 (県告示第1021号)
		1支 裏山川	105	1,649	2.5	左岸 香川郡香川町大字安原下字浦山1550番2地先以下香東川合流点に至る。 右岸 香川郡香川町大字安原下字浦山99番地先以下香東川合流点に至る。	1,649 1,649 計 3,298	昭和26年1月11日 (県告示第4号)
		1支 西谷川	106	5,765	7.4	左岸 香川郡塩江町大字安原下1931番1地先以下香東川合流点に至る。 右岸 香川郡塩江町大字安原下1930番1地先以下香東川合流点に至る。 (西谷川遊水林水面を含む。)	5,765 5,765 計 11,530	昭和14年10月24日 (県告示第663号)
		1支 北井谷川	107	4,720	6.7	左岸 高松市菅沢町字半行寺594番地先以下香東川合流点に至る。 右岸 高松市菅沢町字石ヶ谷725番地先以下香東川合流点に至る。	4,720 4,720 計 9,440	昭和53年4月1日 (県告示第304号)
		1支 内場川	108	10,252	28.4	左岸 香川郡塩江町大字上西字松尾225番1地先以下香東川合流点に至る。 右岸 香川郡塩江町大字上西字松尾2552番地先以下香東川合流点に至る。 (内場ダムを含む。)	10,912 10,922 計 21,834	昭和14年10月24日 (県告示第663号)
		2支 貝股川	109	3,900	7.8	左岸 香川郡塩江町大字上西字上貝股甲2024番3地先以下内場川合流点に至る。 右岸 香川郡塩江町大字上西字上貝股甲2024番3地先以下内場川合流点に至る。	3,900 3,900 計 7,800	昭和38年1月31日 (県告示第40号)
		2支 小出川	110	5,800	15.0	左岸 香川郡塩江町大字上西字大屋敷2429番地先以下内場川合流点に至る。 右岸 香川郡塩江町大字上西字大屋敷2429番地先以下内場川合流点に至る。	5,800 5,800 計 11,600	昭和38年1月31日 (県告示第40号)
		1支 椈川	111	5,978	11.8	左岸 香川郡塩江町大字上東字粉谷国有林以下香東川合流点に至る。 右岸 香川郡塩江町大字上東字粉谷2684番7地先以下香東川合流点に至る。	5,978 5,978 計 11,956	昭和33年10月2日 (県告示第548号)
		1支 小蓑川	112	2,700	3.9	左岸 木田郡三木町大字小蓑774番2地先以下香東川合流点に至る。 右岸 木田郡三木町大字小蓑882番2地先以下香東川合流点に至る。	2,700 2,700 計 5,400	昭和48年1月27日 (県告示第53号)
		1支 堂ヶ平川	113	2,000	4.3	左岸 木田郡三木町大字奥山2266番地先以下香東川合流点に至る。 右岸 木田郡三木町大字奥山2267番2地先以下香東川合流点に至る。	2,000 2,000 計 4,000	昭和37年8月1日 (県告示第457号)
本津川	48,238	本川 本津川	114	21,370	60.2	左岸 香川郡香南町大字由佐字吞原2887番地先以下海に至る。 右岸 香川郡香南町大字由佐字吞原2893番1地先以下海に至る。	21,370 21,370 計 42,740	昭和4年6月28日 (県告示第379号) 延長 昭和26年1月11日 (県告示第4号) 延長 昭和60年3月26日 (県告示第303号) 延長減 昭和61年10月14日 (県告示第1022号)
		1支 古川	115	11,781	17.0	左岸 香川郡香南町大字岡字悪所1415番1地先以下本津川合流点に至る。 右岸 香川郡香南町大字岡字悪所1413番地先以下本津川合流点に至る。	11,781 11,781 計 23,562	昭和26年1月11日 (県告示第4号)

水系名	指定総延長 (m)	河川名	番号	指定延長 (m)	流域面積 (km ²)	区 域	(m)	指定年月日
本津川		1支 野間川	116	4,050	11.9	左岸 綾歌郡国分寺町国分字三条滝2949番地先以下本津川合流点に至る。 右岸 綾歌郡国分寺町国分字西奥1403番地先以下本津川合流点に至る。	4,050 4,050 計 8,100	昭和37年8月1日 (県告示第457号)
		2支 坂川	117	2,690	4.6	左岸 綾歌郡国分寺町新居字岡3816番1地先以下野間川合流点に至る。 右岸 綾歌郡国分寺町新居字岡3816番1地先以下野間川合流点に至る。	2,690 2,690 計 5,380	延長 昭和39年7月25日 (県告示第495号) 昭和60年8月1日 (県告示第698号)
		2支 前川	118	2,000	1.3	左岸 綾歌郡国分寺町新居字猪尻3853番1地先以下野間川合流点に至る。 右岸 綾歌郡国分寺町新居字猪尻3853番1地先以下野間川合流点に至る。	2,000 2,000 計 4,000	昭和48年1月27日 (県告示第53号)
		2支 田宮川	119	1,190	0.5	左岸 綾歌郡国分寺町国分字中西2500番地先以下野間川合流点に至る。 右岸 綾歌郡国分寺町国分字中西2502番地先以下野間川合流点に至る。	1,190 1,190 計 2,380	昭和56年8月1日 (県告示第624号)
		2支 塔原川	120	1,000	1.7	左岸 綾歌郡国分寺町柏原字柏原池116番1地先以下野間川合流点に至る。 右岸 綾歌郡国分寺町柏原字柏原池141番1地先以下野間川合流点に至る。	1,000 1,000 計 2,000	昭和50年4月1日 (県告示第221号)
		1支 日名代川	121	840	0.2	左岸 綾歌郡国分寺町新名字橋2208番地先以下本津川合流点に至る。 右岸 綾歌郡国分寺町新名字橋2207番地先以下本津川合流点に至る。	840 840 計 1,680	昭和60年8月1日 (県告示第698号)
		1支 西谷川	122	1,000	1.0	左岸 香川県香南町大字西庄字西谷1698番1地先以下本津川合流点に至る。 右岸 香川県香南町大字西庄字西谷1701番3地先以下本津川合流点に至る。	1,000 1,000 計 2,000	昭和60年8月1日 (県告示第698号)
		1支 大坪川	123	2,317	1.7	左岸 香川県香南町大字由佐字高根3327番2地先以下本津川合流点に至る。 右岸 香川県香南町大字由佐字高根3327番1地先以下本津川合流点に至る。 (音谷池水面を含む。)	2,317 2,317 計 4,634	昭和14年10月24日 (県告示第663号)
住吉川	3,300	本川 住吉川	124	3,300	6.0	左岸 高松市中山町1387番1地先以下海に至る。 右岸 高松市中山町1407番地先以下海に至る。 (桑崎池水面を含む。)	3,300 3,300 計 6,600	昭和27年4月5日 (県告示第199号)
亀水川	2,474	本川 亀水川	125	2,474	7.0	左岸 高松市亀水町字地下1387番2地先以下海に至る。 右岸 高松市亀水町字地下1387番6地先以下海に至る。	2,474 2,474 計 4,948	昭和26年1月11日 (県告示第4号)
玉川	900	本川 玉川	126	900	4.2	左岸 坂出市王越町字木沢341番地先以下海に至る。 右岸 坂出市王越町字木沢345番地先以下海に至る。	900 900 計 1,800	昭和50年4月1日 (県告示第221号)
野田川	1,480	本川 野田川	127	1,480	2.2	左岸 坂出市王越町乃生字東分929番1地先以下海に至る。 右岸 坂出市王越町乃生字東分885番1地先以下海に至る。	1,480 1,480 計 2,960	昭和60年8月1日 (県告示第698号)
青海川	13,160	本川 青海川	128	4,987	24.1	左岸 坂出市青海町青海上32番地先以下海に至る。 右岸 坂出市青海町青海上32番地先以下海に至る。	4,987 4,987 計 9,974	昭和26年1月11日 (県告示第4号)

水系名	指定総延長 (m)	河川名	番号	指定延長 (m)	流域面積 (km ²)	区 域	(m)	指定年月日
青海川		1支 大屋富川	129	1,500	1.6	左岸 坂出市大屋富町字谷3001番地先以下青海川合流点に至る。 右岸 坂出市大屋富町字谷奥2302番地先以下青海川合流点に至る。	1,500 1,500 計 3,000	昭和37年8月1日 (県告示第457号)
		1支 神谷川	130	4,673	13.1	左岸 坂出市神谷町字山809番2地先以下青海川合流点に至る。 右岸 坂出市神谷町字山809番2地先以下青海川合流点に至る。	4,673 4,673 計 9,346	昭和26年1月11日 (県告示第4号)
		2支 明神川	131	2,000	2.3	左岸 坂出市高屋町字揚南726番4地先以下神谷川合流点に至る。 右岸 坂出市高屋町字揚北867番地先以下神谷川合流点に至る。	2,000 2,000 計 4,000	昭和26年1月11日 (県告示第4号)
綾川	106,106	本川 綾川	132	38,213	137.5	左岸 香川郡塩江町大字安原下字戸石川東2001番1地先以下海に至る。 右岸 香川郡塩江町大字安原下字戸石川東726番地先以下海に至る。 (長柄ダムを含む。)	48,013 54,713 計 102,726	大正7年7月1日 (県告示第237号) 延長 昭和4年6月28日 (県告示第380号) 延長 昭和26年1月11日 (県告示第4号)
		1支 新宮川	133	1,360	1.2	左岸 坂出市府中町字前谷下所388番3地先以下綾川合流点に至る。 右岸 坂出市府中町字前谷下所260番1地先以下綾川合流点に至る。	1,360 1,360 計 2,720	昭和48年1月27日 (県告示第53号)
		1支 四手川	134	2,650	4.7	左岸 坂出市府中町字額大猿3403番地先以下綾川合流点に至る。 右岸 坂出市府中町字額大猿3347番1地先以下綾川合流点に至る。	2,650 2,650 計 5,300	昭和37年8月1日 (県告示第457号) 延長 昭和56年8月1日 (県告示第624号)
		2支 迹田川	135	600	1.0	左岸 坂出市府中町字迹田下所4585番1地先以下四手川合流点に至る。 右岸 坂出市府中町字迹田下所甲4575番地先以下四手川合流点に至る。	600 600 計 1,200	昭和50年4月1日 (県告示第221号)
		1支 富川	136	10,220	18.8	左岸 綾歌郡綾南町大字千疋字上千疋西原1810番地先以下綾川合流点に至る。 右岸 綾歌郡綾南町大字千疋字上千疋東原乙197番地先以下綾川合流点に至る。	12,720 10,920 計 23,640	昭和26年1月11日 (県告示第4号) 延長 昭和53年4月1日 (県告示第304号) 延長 昭和60年8月1日 (県告示第698号)
		2支 御寺川	137	2,200	4.7	左岸 綾歌郡綾南町大字陶3617番地先以下富川合流点に至る。 右岸 綾歌郡綾南町大字陶3614番1地先以下富川合流点に至る。	2,200 2,200 計 4,400	昭和50年4月1日 (県告示第221号)
		2支 淵田川	138	4,030	4.3	左岸 綾歌郡綾上町山田上字清成下甲712番地先以下富川合流点に至る。 右岸 綾歌郡綾上町山田上字清成下甲698番地先以下富川合流点に至る。	4,030 4,030 計 8,060	昭和48年1月27日 (県告示第53号)

水系名	指定総延長 (m)	河川名	番号	指定延長 (m)	流域面積 (km ²)	区 域	(m)	指定年月日		
綾川		2支 大谷川	139	4,028	2.9	左岸 綾歌郡綾南町大字千疋字不馬入2889番2地先以下富川合流点に至る。	4,028	延長 昭和14年10月24日 (県告示第663号) 昭和60年8月1日 (県告示第698号)		
						右岸 綾歌郡綾南町大字千疋字不馬入乙78番地先以下富川合流点に至る。	4,028			
								計	8,056	
		1支 飴屋川	140	1,043	1.0	左岸 綾歌郡綾南町大字羽床下字城下477番地先以下綾川合流点に至る。	1,043	計	1,043	昭和46年1月12日 (県告示第46号)
						右岸 綾歌郡綾南町大字羽床下字奥谷902番地先以下綾川合流点に至る。	1,043		2,086	
		1支 今滝川	141	4,398	5.7	左岸 綾歌郡綾上町大字羽床上字為成1085番1地先以下綾川合流点に至る。	4,398	計	4,398	昭和26年1月11日 (県告示第4号)
						右岸 綾歌郡綾上町大字羽床上字長谷2040番地先以下綾川合流点に至る。	4,398		8,796	
		1支 梶羽川	142	3,992	3.5	左岸 綾歌郡綾上町大字西分字古細3052番地先以下綾川合流点に至る。	3,992	計	3,992	昭和14年10月24日 (県告示第663号)
						右岸 綾歌郡綾上町大字西分字古細3051番地先以下綾川合流点に至る。	3,992		7,984	
		1支 堂谷川	143	3,510	6.2	左岸 綾歌郡綾上町大字西分字大行1128番地先以下綾川合流点に至る。	3,510	計	3,510	昭和27年4月5日 (県告示第199号)
						右岸 綾歌郡綾上町大字西分字大行281番地先以下綾川合流点に至る。	3,510		7,020	
1支 菖蒲川	144	2,668	2.1	左岸 綾歌郡綾上町東分字高岡甲1291番1地先以下綾川合流点に至る。	2,668	計	2,668	昭和60年8月1日 (県告示第698号)		
				右岸 綾歌郡綾上町東分字四歩市甲1293番1地先以下綾川合流点に至る。	2,668		5,336			
1支 田万川	145	8,954	18.2	左岸 綾歌郡綾上町大字粉所東字山神2498番地先以下綾川合流点に至る。	8,954	計	8,954	昭和26年1月11日 (県告示第4号)		
				右岸 綾歌郡綾上町大字粉所東字山神2497番地先以下綾川合流点に至る。	8,954		17,908			
2支 朽木川	146	1,600	1.0	左岸 綾歌郡綾上町粉所西字東粉木甲1733番地先以下田万川合流点に至る。	1,600	計	1,600	昭和60年8月1日 (県告示第698号)		
				右岸 綾歌郡綾上町粉所西字東粉木甲1740番地先以下田万川合流点に至る。	1,600		3,200			
2支 竹本川	147	5,969	7.1	左岸 香川郡香川町大字安原下字下倉2429番地先以下田万川合流点に至る。	5,969	計	5,969	昭和26年1月11日 (県告示第4号)		
				右岸 香川郡香川町大字安原下字下倉2321番1地先以下田万川合流点に至る。	5,969		11,938			
3支 本谷川	148	2,000	1.7	左岸 綾歌郡綾上町粉所東字林ヶ谷2031番1地先以下竹本川合流点に至る。	2,000	計	2,000	昭和50年4月1日 (県告示第221号)		
				右岸 綾歌郡綾上町粉所東字東仲和田1945番2地先以下竹本川合流点に至る。	2,000		4,000			
2支 貞重川	149	3,400	3.3	左岸 綾歌郡綾上町粉所東字分横谷3622番4地先以下田万川合流点に至る。	3,400	計	3,400	昭和48年1月27日 (県告示第53号)		
				右岸 綾歌郡綾上町粉所東字分横谷3622番1地先以下田万川合流点に至る。	3,400		6,800			
1支 西長柄川	150	3,691	2.5	左岸 綾歌郡綾上町大字西分字炭ヶ内673番2地先以下綾川合流点に至る。	3,691	計	3,691	昭和26年1月11日 (県告示第4号)		
				右岸 綾歌郡綾上町大字西分字炭ヶ内763番3地先以下綾川合流点に至る。	3,691		7,382			
2支 開川	151	1,580	1.9	左岸 綾歌郡綾上町大字西分字松尾1891番地先以下西長柄川合流点に至る。	1,580	計	1,580	昭和56年8月1日 (県告示第624号)		
				右岸 綾歌郡綾上町大字西分字松尾乙524番9地先以下西長柄川合流点に至る。	1,580		3,160			

水系名	指定総延長 (m)	河川名	番号	指定延長 (m)	流域面積 (km ²)	区 域	(m)	指定年月日		
大東川	53,667	本川 大東川	152	17,201	58.6	左岸 綾歌郡綾歌町大字岡田上字西山277番地先以下海に至る。	17,201	延長 昭和4年6月28日 (県告示第379号) 昭和26年1月11日 (県告示第4号)		
						右岸 綾歌郡綾歌町大字岡田上字西山275番地先以下海に至る。	17,201			
		計							34,402	
		1支 鴨田川	153	2,289	4.0	左岸 綾歌郡宇多津町大字東分字板橋西411番6地先以下大東川合流点に至る。	2,289	延長 平成2年3月31日 (県告示第306号)		
						右岸 綾歌郡宇多津町大字東分字板橋西416番地先以下大東川合流点に至る。	2,289			
		計							4,578	
		1支 城山川	154	2,800	6.0	左岸 坂出市川津町御師山1962番地先以下大東川合流点に至る。	2,800	延長 昭和37年8月1日 (県告示第457号)		
						右岸 坂出市川津町北峰1805番地先以下大東川合流点に至る。	2,800			
		計							5,600	
		2支 折居川	155	3,171	2.4	左岸 綾歌郡飯山町東坂元字割古3124番5地先以下城山川合流点に至る。	3,171	延長 昭和42年4月1日 (県告示第269号) 昭和48年1月27日 (県告示第54号)		
						右岸 綾歌郡飯山町東坂元字割古3133番1地先以下城山川合流点に至る。	3,171			
		計							6,342	
1支 落合川	156	2,240	2.5	左岸 綾歌郡飯山町東坂元字東本谷3600番1地先以下大東川合流点に至る。	2,240	延長 昭和37年8月1日 (県告示第457号)				
				右岸 綾歌郡飯山町東坂元字東本谷3601番地先以下大東川合流点に至る。	2,240					
計							4,480			
1支 台目川	157	3,449	5.9	左岸 綾歌郡綾歌町富熊字大原3664番1地先以下大東川合流点に至る。	3,449	延長 昭和14年10月24日 (県告示第663号) 昭和48年1月27日 (県告示第54号)				
				右岸 綾歌郡綾歌町富熊字大原3871番地先以下大東川合流点に至る。 (楠見池水面を含む。)	3,449					
計							6,898			
2支 姿谷川	158	1,440	1.8	左岸 綾歌郡飯山町東坂元字額3828番1地先以下台目川合流点に至る。	1,440	延長 昭和50年4月1日 (県告示第221号)				
				右岸 綾歌郡飯山町東坂元字額3823番1地先以下台目川合流点に至る。	1,440					
計							2,880			
1支 中大東川	159	5,105	18.2	左岸 綾歌郡綾歌町大字岡田245番地先以下大東川合流点に至る。	5,105	延長 昭和26年1月11日 (県告示第4号)				
				右岸 綾歌郡綾歌町大字岡田243番2地先以下大東川合流点に至る。	5,105					
計							10,210			
2支 東大東川	160	5,576	9.5	左岸 綾歌郡綾歌町大字栗熊字竜王3280番地先以下中大東川合流点に至る。	5,576	延長 昭和26年1月11日 (県告示第4号)				
				右岸 綾歌郡綾歌町大字栗熊字竜王3280番地先以下中大東川合流点に至る。	5,576					
計							11,152			
3支 古川	161	1,288	2.2	左岸 綾歌郡綾歌町奥川内2827番2地先以下東大東川合流点に至る。	1,288	延長 昭和42年4月1日 (県告示第269号) 昭和53年4月1日 (県告示第304号)				
				右岸 綾歌郡綾歌町奥川内2839番2地先以下東大東川合流点に至る。	1,288					
計							2,576			
3支 馬指川	162	500	0.9	左岸 綾歌郡綾歌町大字栗熊東字西渡池1373番地先以下東大東川合流点に至る。	500	延長 昭和46年1月12日 (県告示第46号)				
				右岸 綾歌郡綾歌町大字栗熊東字西渡池1270番地先以下東大東川合流点に至る。	500					
計							1,000			

水系名	指定総延長 (m)	河川名	番号	指定延長 (m)	流域面積 (km ²)	区 域	(m)	指定年月日
大東川		3支 寺川	163	1,400	1.7	左岸 綾歌郡綾歌町栗熊東南池下638番地先以下大東川合流点に至る。 右岸 綾歌郡綾歌町栗熊東神主1313番地先以下大東川合流点に至る。	1,400 1,400 計 2,800	昭和42年4月1日 (県告示第269号)
		4支 木山川	164	400	0.5	左岸 綾歌郡綾歌町栗熊東字倉田2375番地先以下寺川合流点に至る。 右岸 綾歌郡綾歌町栗熊東字倉田2376番地先以下寺川合流点に至る。	400 400 計 800	昭和56年8月1日 (県告示第624号)
		2支 猫谷川	165	2,238	1.7	左岸 綾歌郡綾歌町大字栗熊2499番1地先以下中大東川合流点に至る。 右岸 綾歌郡綾歌町大字栗熊2470番地先以下中大東川合流点に至る。	2,238 2,238 計 4,476	昭和26年1月11日 (県告示第4号)
		1支 沖川	166	2,670	2.9	左岸 綾歌郡綾歌町岡田東字楠木365番地先以下大東川合流点に至る。 右岸 綾歌郡綾歌町岡田東字新開1592番2地先以下大東川合流点に至る。	2,670 2,670 計 5,340	延長 昭和28年10月13日 (県告示第618号) 昭和39年7月25日 (県告示第495号)
		1支 大窪谷川	167	1,900	2.5	左岸 綾歌郡綾歌町岡田上1047番地先以下大東川合流点に至る。 右岸 綾歌郡綾歌町岡田上1048番地先以下大東川合流点に至る。	1,900 1,900 計 3,800	昭和39年7月25日 (県告示第495号)
西汐入川	4,590	本川 西汐入川	168	4,590	13.8	左岸 丸亀市金倉町字上下所923番1地先以下海に至る。 右岸 丸亀市新田町字池東1番1地先以下海に至る。	4,590 4,590 計 9,180	延長 昭和28年10月13日 (県告示第618号) 昭和60年8月1日 (県告示第698号)
金倉川	37,432	本川 金倉川	169	20,500	60.2	左岸 仲多度郡満濃町大字炭所西2825番3地先以下海に至る。 右岸 仲多度郡満濃町大字炭所西2828番8地先以下海に至る。 (満濃池水面を含む。)	20,410 20,374 計 40,784	延長 昭和4年6月28日 (県告示第379号) 昭和26年1月11日 (県告示第4号)
		1支 中津川	170	1,600	1.3	左岸 丸亀市金倉町字辺池182番地先以下金倉川合流点に至る。 右岸 丸亀市金倉町字辺池181番1地先以下金倉川合流点に至る。	1,600 1,600 計 3,200	昭和50年4月1日 (県告示第221号)
		1支 満濃川	171	1,050	2.4	左岸 仲多度郡琴平町苗田字徳女632番2地先以下金倉川合流点に至る。 右岸 仲多度郡琴平町苗田字徳女623番3地先以下金倉川合流点に至る。	1,050 1,050 計 2,100	昭和42年4月1日 (県告示第269号)
		1支 平松川	172	1,100	2.3	左岸 仲多度郡琴平町苗田字荒井1021番1地先以下金倉川合流点に至る。 右岸 仲多度郡琴平町苗田字荒井1047番1地先以下金倉川合流点に至る。	1,100 1,100 計 2,200	昭和42年4月1日 (県告示第269号)
		1支 上谷川	173	1,217	2.6	左岸 善通寺市大麻町字岡2563番9地先以下金倉川合流点に至る。 右岸 善通寺市大麻町字岡2563番9地先以下金倉川合流点に至る。	1,217 1,217 計 2,434	昭和26年1月11日 (県告示第4号)
		1支 買田川	174	3,318	6.1	左岸 仲多度郡仲南町大字佐文字観田原2番3地先以下金倉川合流点に至る。 右岸 仲多度郡仲南町大字佐文字観田原2番3地先以下金倉川合流点に至る。	3,318 3,318 計 6,636	昭和26年1月11日 (県告示第4号)

水系名	指定総延長 (m)	河川名	番号	指定延長 (m)	流域面積 (km ²)	区 域	(m)	指定年月日		
金倉川		2支 宮田川	175	1,290	1.4	左岸 仲多度郡仲南町大字十郷字宮田866番地先以下買田川合流点に至る。	1,290	昭和53年4月1日 (県告示第304号)		
						右岸 仲多度郡仲南町大字十郷字宮田881番地先以下買田川合流点に至る。	1,290			
		計							2,580	
		1支 椿谷川	176	1,080	3.5	左岸 仲多度郡満濃町岸ノ上字大谷1305番地先以下金倉川合流点に至る。	1,080	昭和39年7月25日 (県告示第495号)		
						右岸 仲多度郡満濃町岸ノ上字寺山1271番地先以下金倉川合流点に至る。	1,080			
計							2,160			
1支 坊谷川	177	2,050	2.2	左岸 仲多度郡満濃町岸ノ上字堀切1591番3地先以下金倉川合流点に至る。	2,050	昭和39年7月25日 (県告示第495号)				
				右岸 仲多度郡満濃町岸ノ上字堀切1593番1地先以下金倉川合流点に至る。	2,050					
計							4,100			
1支 照井川	178	2,617	4.0	左岸 仲多度郡仲南町大字十郷字帆山93番1地先以下金倉川合流点に至る。	2,617	昭和26年1月11日 (県告示第4号)				
				右岸 仲多度郡仲南町大字十郷字帆山144番2地先以下金倉川合流点に至る。	2,617					
計							5,234	延長 昭和37年8月1日 (県告示第457号)		
1支 本谷川	179	1,610	1.5	左岸 仲多度郡満濃町大字吉野字三反地4052番地先以下金倉川合流点に至る。	1,610	昭和26年1月11日 (県告示第4号)				
				右岸 仲多度郡満濃町大字吉野字片山3822番地先以下金倉川合流点に至る。	1,610					
計							3,220			
桜川	11,757	本川 桜川	180	4,380	10.8	左岸 仲多度郡多度津町大字山階東山114・115番地先以下海に至る。	4,380	昭和31年10月4日 (県告示第602号)		
						右岸 普通寺市弘田町字大日747番地先以下海に至る。	4,380			
		計							8,760	延長 昭和39年7月25日 (県告示第495号) 延長 昭和48年1月27日 (県告示第54号)
		1支 小桜川	181	2,717	2.2	左岸 仲多度郡多度津町大字三井字一の坪甲814番地先以下桜川合流点に至る。	2,717	昭和39年7月25日 (県告示第495号)		
						右岸 仲多度郡多度津町大字三井字一の坪甲866番1地先以下桜川合流点に至る。	2,717			
計							5,434	延長 昭和53年4月1日 (県告示第304号) 延長 平成2年2月16日 (県告示第94号)		
2支 東桜川	182	1,690	3.7	左岸 仲多度郡多度津町大字庄字笠屋484番4地先以下小桜川合流点に至る。	1,690	昭和56年8月1日 (県告示第624号)				
				右岸 仲多度郡多度津町大字庄字笠屋461番地先以下小桜川合流点に至る。	1,690					
計							3,380			
1支 中桜川	183	2,970	0.2	左岸 普通寺市弘田町字高熊355番地先以下桜川合流点に至る。	2,970	昭和56年8月1日 (県告示第624号)				
				右岸 普通寺市中村町字本村1649番地先以下桜川合流点に至る。	2,970					
計							5,940			
弘田川	17,811	本川 弘田川	184	7,501	33.7	左岸 普通寺市普通寺町字大池東1644番地先以下海に至る。	7,501	昭和4年6月28日 (県告示第379号)		
						右岸 普通寺市普通寺町字大池東1644番地先以下海に至る。	7,501			
計							15,002	延長 昭和26年1月11日 (県告示第4号)		

水系名	指定総延長 (m)	河川名	番号	指定延長 (m)	流域面積 (km ²)	区 域	(m)	指定年月日
弘田川		1支 観音堂川	185	1,100	4.6	左岸 仲多度郡多度津町奥白方字南原458番地先以下弘田川合流点に至る。 右岸 仲多度郡多度津町奥白方字南原464番地先以下弘田川合流点に至る。	1,100 1,100 計 2,200	昭和39年7月25日 (県告示第495号)
		1支 二反地川	186	3,380	6.4	左岸 普通寺市吉原町大字吉原字蓮池2371番地先以下弘田川合流点に至る。 右岸 普通寺市吉原町大字吉原字蓮池2368番地先以下弘田川合流点に至る。	3,380 3,380 計 6,760	昭和28年10月13日 (県告示第618号)
		1支 弘階川	187	480	2.1	左岸 普通寺市弘田町字富頭1055番地先以下弘田川合流点に至る。 右岸 普通寺市弘田町字富頭1013番地先以下弘田川合流点に至る。	480 480 計 960	昭和60年8月1日 (県告示第698号)
		1支 中谷川	188	5,350	5.5	左岸 普通寺市普通寺町大麻字谷田1418番地先以下弘田川合流点に至る。 右岸 普通寺市普通寺町大麻字古城1044番地先以下弘田川合流点に至る。	5,350 5,350 計 10,700	昭和28年10月13日 (県告示第618号)
高瀬川	50,766	本川 高瀬川	189	15,434	67.0	左岸 三豊郡高瀬町大字上麻字梅2298番2地先以下海に至る。 右岸 三豊郡高瀬町大字上麻字梅2278番2地先以下海に至る。	15,434 15,434 計 30,868	延長 昭和4年6月28日 (県告示第379号) 昭和26年1月11日 (県告示第4号)
		1支 浜堂川	190	2,984	12.0	左岸 三豊郡三野町大字下高瀬字寺前1999番7地先以下高瀬川合流点に至る。 右岸 三豊郡三野町大字下高瀬字寺前1998番2地先以下高瀬川合流点に至る。	2,984 2,984 計 5,968	昭和26年1月11日 (県告示第4号)
		2支 水谷川	191	1,691	6.5	左岸 三豊郡三野町大字大見字南原甲4697番地先以下浜堂川合流点に至る。 右岸 三豊郡三野町大字大見字丸山尻甲5282番1地先以下浜堂川合流点に至る。	1,691 1,691 計 3,382	延長 昭和26年1月11日 (県告示第4号) 昭和48年1月27日 (県告示第54号)
		3支 西川	192	1,404	1.3	左岸 三豊郡三野町大字大見字菰池6088番地先以下水谷川合流点に至る。 右岸 三豊郡三野町大字大見字宮脇甲2714番1地先以下水谷川合流点に至る。	1,404 1,404 計 2,808	昭和50年4月1日 (県告示第221号)
		3支 竜王谷川	193	1,585	1.7	左岸 三豊郡三野町大字大見字荒甲690番2地先以下水谷川合流点に至る。 右岸 三豊郡三野町大字大見字荒甲695番1地先以下水谷川合流点に至る。	1,585 1,585 計 3,170	昭和53年4月1日 (県告示第304号)
		1支 古子川	194	4,800	7.9	左岸 三豊郡高瀬町大字下勝間字本村原731番1地先以下高瀬川合流点に至る。 右岸 三豊郡高瀬町大字下勝間字本村原761番8地先以下高瀬川合流点に至る。	4,800 4,800 計 9,600	昭和38年1月31日 (県告示第40号)
		2支 下池川	195	2,600	3.6	左岸 三豊郡高瀬町大字比地字向江1767番地先以下古子川合流点に至る。 右岸 三豊郡高瀬町大字比地字向江1766番地先以下古子川合流点に至る。	2,600 2,600 計 5,200	延長 昭和46年1月12日 (県告示第46号) 昭和53年4月1日 (県告示第304号)
		1支 乙田川	196	4,909	6.1	左岸 三豊郡高瀬町大字上高瀬字東原5472番2地先以下高瀬川合流点に至る。 右岸 三豊郡高瀬町大字上高瀬字東原5467番8地先以下高瀬川合流点に至る。	4,909 4,909 計 9,818	昭和26年1月11日 (県告示第4号)

水系名	指定総延長 (m)	河川名	番号	指定延長 (m)	流域面積 (km ²)	区 域	(m)	指定年月日		
高瀬川		1支 西股川	197	1,734	4.5	左岸 三豊郡高瀬町大字佐股字青池乙182番1地先以下高瀬川合流点に至る。	1,734	昭和14年10月24日 (県告示第663号) 延長減 平成11年1月26日 (県告示第60号)		
						右岸 三豊郡高瀬町大字佐股字青池乙182番41地先以下高瀬川合流点に至る。	1,734			
		計							3,468	
		1支 重谷寺川	198	5,341	6.1	左岸 三豊郡高瀬町大字下麻字天狗谷3597番21地先以下高瀬川合流点に至る。	5,341	昭和26年1月11日 (県告示第4号)		
						右岸 三豊郡高瀬町大字下麻字天狗谷3595番3地先以下高瀬川合流点に至る。	5,341			
計							10,682			
2支 切砂子川	199	5,184	1.3	左岸 三豊郡高瀬町大字上麻字大麻山乙1033番4地先以下重谷寺川合流点に至る。	5,184	昭和26年1月11日 (県告示第4号)				
				右岸 三豊郡高瀬町大字上麻字切砂子3074番3地先以下重谷寺川合流点に至る。	5,184					
計							10,368			
2支 増原川	200	1,100	2.5	左岸 三豊郡高瀬町大字下麻字増原2023番地先以下重谷寺川合流点に至る。	1,100	昭和48年1月27日 (県告示第53号)				
				右岸 三豊郡高瀬町大字下麻字増原1987番1地先以下重谷寺川合流点に至る。	1,100					
計							2,200			
1支 椈の木川	201	2,000	2.5	左岸 三豊郡高瀬町大字上麻字椈2086番地先以下高瀬川合流点に至る。	2,000	昭和50年4月1日 (県告示第221号)				
				右岸 三豊郡高瀬町大字上麻字椈の木2085番5地先以下高瀬川合流点に至る。	2,000					
計							4,000			
瀬入川	1,850	本川 瀬入川	202	1,850	9.5	左岸 三豊郡三野町大字吉津字大原乙1154番3地先以下海に至る。 右岸 三豊郡三野町大字吉津字大原乙1176番地先以下海に至る。	1,850 1,850 計 3,700	昭和27年4月5日 (県告示第199号)		
田井川	610	本川 田井川	203	610	1.8	左岸 三豊郡仁尾町大字仁尾字詫間越戊959番2地先以下海に至る。 右岸 三豊郡仁尾町大字仁尾字詫間越戊960番3地先以下海に至る。	610 610 計 1,220	昭和46年1月12日 (県告示第46号)		
江尻川	1,500	本川 江尻川	204	1,500	4.6	左岸 三豊郡仁尾町大字仁尾字南草木乙2305番1地先以下海に至る。 右岸 三豊郡仁尾町大字仁尾字南草木乙2305番4地先以下海に至る。	1,500 1,500 計 3,000	昭和26年1月11日 (県告示第4号)		
天王川	1,300	本川 天王川	205	1,300	1.5	左岸 三豊郡仁尾町大字仁尾字南草木乙1138番1地先以下海に至る。 右岸 三豊郡仁尾町大字仁尾字南草木乙1132番2地先以下海に至る。	1,300 1,300 計 2,600	昭和48年1月27日 (県告示第53号)		
苧扱川	3,500	本川 苧扱川	206	3,500	4.6	左岸 観音寺市高屋町大字大滝畑1398番1地先以下海に至る。 右岸 観音寺市高屋町大字大滝畑1399番1地先以下海に至る。	3,500 3,500 計 7,000	昭和38年1月31日 (県告示第40号)		
財田川	109,219	本川 財田川	207	32,518	155.5	左岸 仲多度郡仲南町大字塩入字土釜以下海に至る。	32,518	昭和4年6月28日 (県告示第380号) 延長 昭和26年1月11日 (県告示第4号)		
						右岸 仲多度郡仲南町大字塩入字土釜以下海に至る。	32,518			
計							65,036			

水系名	指定総延長 (m)	河川名	番号	指定延長 (m)	流域面積 (km ²)	区 域	(m)	指定年月日
財田川		1支 丸西川	208	480	0.2	左岸 観音寺市流岡町字小原372番1地先以下財田川合流点に至る。 右岸 観音寺市流岡町字道北505番1地先以下財田川合流点に至る。	480 480 計 960	昭和56年8月1日 (県告示第624号)
		1支 竿川	209	5,800	14.8	左岸 三豊郡高瀬町大字比地字大蓮3305番地先以下財田川合流点に至る。 右岸 三豊郡高瀬町大字比地字仲尾3369番8地先以下財田川合流点に至る。	5,800 5,800 計 11,600	昭和28年10月13日 (県告示第618号)
		2支 滝下川	210	1,318	1.2	左岸 三豊郡豊中町大字岡本字宮ノ尾3637番10地先以下竿川合流点に至る。 右岸 三豊郡豊中町大字岡本字滝下3548番3地先以下竿川合流点に至る。	1,318 1,318 計 2,636	延長減 昭和56年8月1日 (県告示第624号) 延長減 昭和58年7月26日 (県告示第589号) 延長減 平成3年7月16日 (県告示第563号)
		2支 立川	211	1,960	1.2	左岸 三豊郡豊中町大字下高野字龍峰2216番1地先以下竿川合流点に至る。 右岸 三豊郡豊中町大字下高野字龍峰2231番1地先以下竿川合流点に至る。	1,960 1,960 計 3,920	昭和46年1月12日 (県告示第46号)
		2支 白池川	212	2,105	1.3	左岸 三豊郡豊中町大字下高野字龍峰2225番3地先以下竿川合流点に至る。 右岸 三豊郡豊中町大字下高野字龍峰2228番1地先以下竿川合流点に至る。	2,105 2,105 計 4,210	延長 昭和53年4月1日 (県告示第304号) 延長 昭和56年8月1日 (県告示第624号)
		3支 興隆寺川	213	760	0.8	左岸 三豊郡豊中町大字下高野字興隆寺3731番地先以下白池川合流点に至る。 右岸 三豊郡豊中町大字下高野字大影3460番2地先以下白池川合流点に至る。	760 760 計 1,520	平成2年2月16日 (県告示第94号)
		2支 境目川	214	2,170	2.0	左岸 三豊郡豊中町大字比地大字神ノ木2938番1地先以下竿川合流点に至る。 右岸 三豊郡豊中町大字比地大字神ノ木2936番3地先以下竿川合流点に至る。	2,170 2,170 計 4,340	昭和46年1月12日 (県告示第46号)
		1支 宮川	215	7,501	13.5	左岸 三豊郡高瀬町大字佐股字天神谷2519番1地先以下財田川合流点に至る。 右岸 三豊郡高瀬町大字佐股字天神谷2317番1地先以下財田川合流点に至る。	7,501 7,501 計 15,002	昭和26年1月11日 (県告示第4号)
		2支 長谷川	216	1,030	0.7	左岸 三豊郡高瀬町大字佐股字東長谷乙421番1地先以下宮川合流点に至る。 右岸 三豊郡高瀬町大字佐股字東長谷甲2673番8地先以下宮川合流点に至る。	1,030 1,030 計 2,060	昭和56年8月1日 (県告示第624号)
		1支 鴻門川	217	2,300	3.1	左岸 三豊郡山本町大字辻字山本1799番3地先以下財田川合流点に至る。 右岸 三豊郡山本町大字辻字山本1878番1地先以下財田川合流点に至る。	2,300 2,300 計 4,600	昭和39年7月25日 (県告示第495号)
		1支 河内川	218	6,637	10.0	左岸 三豊郡山本町大字河内字轟口1905番1地先以下財田川合流点に至る。 右岸 三豊郡山本町大字河内字轟口1904番1地先以下財田川合流点に至る。	6,637 6,637 計 13,274	昭和26年1月11日 (県告示第4号)
		1支 神田川	219	6,567	10.9	左岸 三豊郡山本町大字神田字直江谷102番地先以下財田川合流点に至る。 右岸 三豊郡山本町大字神田字直江谷101番地先以下財田川合流点に至る。	6,567 6,567 計 13,134	昭和26年1月11日 (県告示第4号)

水系名	指定総延長 (m)	河川名	番号	指定延長 (m)	流域面積 (km ²)	区 域	(m)	指定年月日		
財田川		2支 大池川	220	194	0.4	左岸 三豊郡山本町大字神田字時雨乙492番11地先以下神田川合流点に至る。	194	平成2年2月16日 (県告示第94号) 延長減 平成15年8月8日 (県告示第461号)		
						右岸 三豊郡山本町大字神田字大池2553番1地先以下神田川合流点に至る。	194			
		計	388	2支 山才川	221	2,391	1.5	左岸 三豊郡財田町大字財田上山際3194番1地先以下神田川合流点に至る。	2,391	昭和39年7月25日 (県告示第495号) 延長 昭和53年4月1日 (県告示第304号)
		右岸 三豊郡財田町大字財田上山新田3270番3地先以下神田川合流点に至る。	2,391							
		計	4,782	1支 入樋川	222	4,000	5.5	左岸 三豊郡財田町大字財田中字下山1911番地先以下財田川合流点に至る。	4,000	昭和27年4月5日 (県告示第199号)
		右岸 三豊郡財田町大字財田中字下山5123番192地先以下財田川合流点に至る。	4,000							
		計	8,000	1支 長野川	223	3,181	6.6	左岸 三豊郡財田町大字財田中字道手乙5125番12地先以下財田川合流点に至る。	3,181	昭和26年1月11日 (県告示第4号)
		右岸 三豊郡財田町大字財田中字道手乙5267番35地先以下財田川合流点に至る。	3,181							
		計	6,362	1支 本篠川	224	4,791	7.4	左岸 三豊郡財田町大字財田中字片山6267番35地先以下財田川合流点に至る。	4,791	昭和26年1月11日 (県告示第4号)
		右岸 三豊郡財田町大字財田中字片山5267番乙1地先以下財田川合流点に至る。	4,791							
計	9,582	1支 谷道川	225	5,890	11.5	左岸 三豊郡財田町大字財田上山字猪の鼻7660番乙1地先以下財田川合流点に至る。	5,890	昭和26年1月11日 (県告示第4号)		
右岸 三豊郡財田町大字財田上山大師谷7588番42地先以下財田川合流点に至る。	5,890									
計	11,780	1支 帰来川	226	4,398	14.1	左岸 仲多度郡仲南町大字十郷字山脇以下財田川合流点に至る。	4,398	昭和26年1月11日 (県告示第4号)		
右岸 仲多度郡仲南町大字十郷字山脇以下財田川合流点に至る。 (多治川遊水林水面を含む。)	4,398									
計	8,796	2支 中瀬川	227	1,728	1.8	左岸 三豊郡財田町大字財田上山拍子谷7443番2地先以下帰来川合流点に至る。	1,728	昭和26年1月11日 (県告示第4号)		
右岸 三豊郡財田町大字財田上山山口7441番地先以下帰来川合流点に至る。	1,728									
計	3,456	1支 昼丹波川	228	6,000	4.0	左岸 仲多度郡仲南町大字十郷字追上以下財田川合流点に至る。	6,000	昭和27年4月5日 (県告示第199号)		
右岸 三豊郡財田町大字財田上山字太良谷5388番1地先以下財田川合流点に至る。	6,000									
計	12,000	2支 大口川	229	2,827	2.8	左岸 仲多度郡まんのう町後山字樋向129番地先以下昼丹波川合流点に至る。	2,827	昭和33年10月2日 (県告示第548号) 延長減 令和1年7月19日 (県告示第65号)		
右岸 仲多度郡まんのう町後山字樋向134番1地先以下昼丹波川合流点に至る。	2,827									
計	5,654	1支 別所川	230	2,000	2.0	左岸 三豊郡財田町財田上山船木5105番1地先以下財田川合流点に至る。	2,000	昭和50年4月1日 (県告示第221号)		
右岸 三豊郡財田町財田上山船木5056番地先以下財田川合流点に至る。	2,000									
計	4,000	一の谷川	231	7,122	20.7	左岸 観音寺市中田井町字天神岡891番2地先以下海に至る。	7,122	昭和14年10月24日 (県告示第663号) 延長減 昭和51年10月30日 (県告示第803号)		
右岸 観音寺市中田井町字天神岡890番2地先以下海に至る。	7,122									
計	14,244									

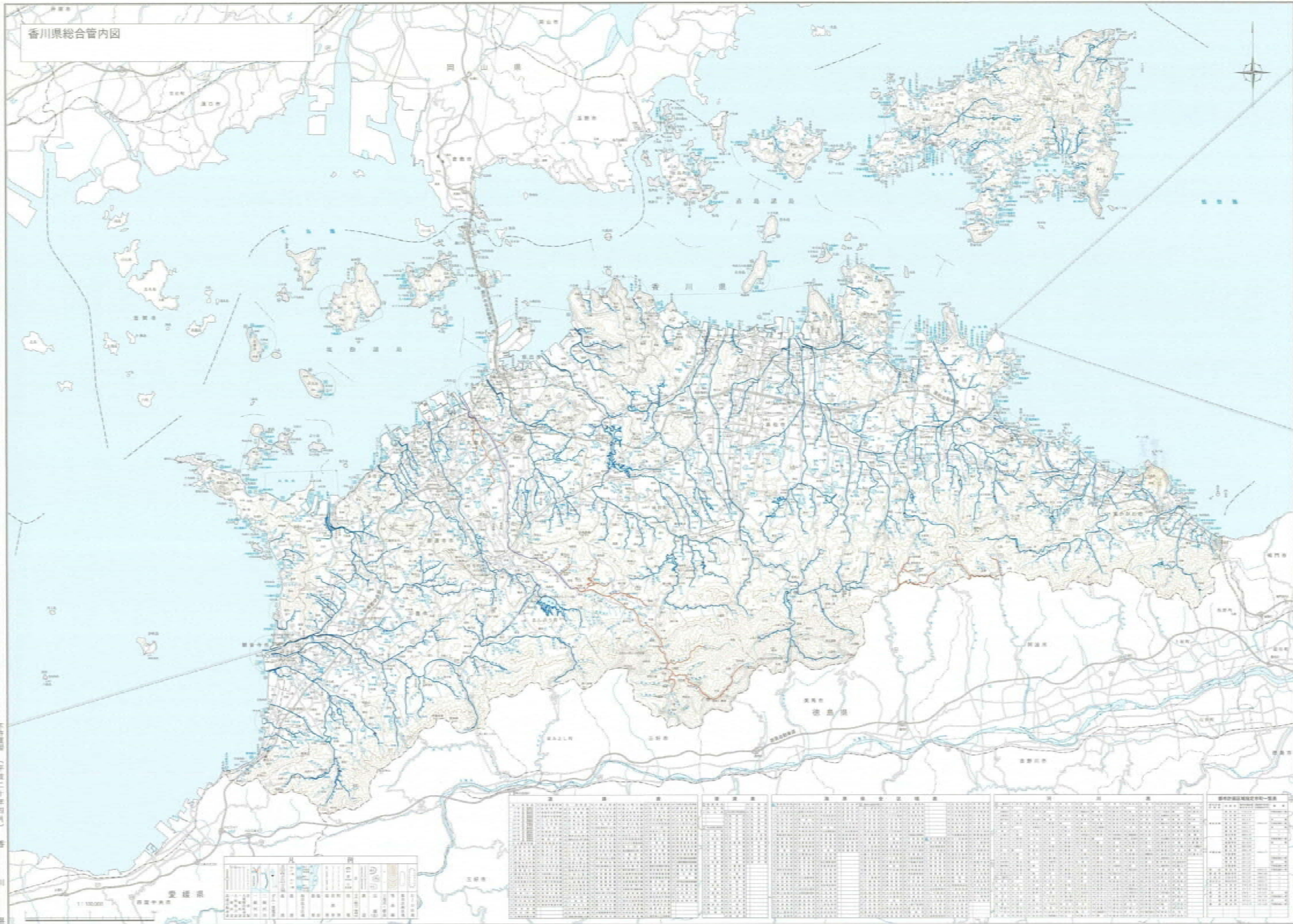
水系名	指定総延長 (m)	河川名	番号	指定延長 (m)	流域面積 (km ²)	区 域	(m)	指定年月日
一の谷川		1支 加儀田川	232	2,700	5.7	左岸 観音寺市出作町字池田814番2地先以下一の谷川合流点に至る。 右岸 観音寺市出作町字池田814番1地先以下一の谷川合流点に至る。	2,700 2,700 計 5,400	昭和38年1月31日 (県告示第40号)
		2支 軍川	233	530	1.8	左岸 観音寺市出作町字二十一番1地先以下加儀田川合流点に至る。 右岸 観音寺市出作町字二十一番1地先以下加儀田川合流点に至る。	530 530 計 1,060	昭和48年1月27日 (県告示第53号)
		1支 藤の木川	234	1,696	2.3	左岸 観音寺市古川町字南下1112番2地先以下一の谷川合流点に至る。 右岸 観音寺市古川町字南下1112番1地先以下一の谷川合流点に至る。	1,696 1,696 計 3,392	延長 昭和50年4月1日 (県告示第221号) 延長 昭和56年8月1日 (県告示第624号) 平成2年3月31日 (県告示第306号)
柞田川	36,684	本川 柞田川	235	16,023	61.0	左岸 三豊郡大野原町国有林美谷山81林班に小班以下海に至る。 右岸 三豊郡大野原町国有林美谷山81林班に小班以下海に至る。 (井関池及び豊稔池水面を含む。)	16,023 16,023 計 32,046	延長 昭和4年6月28日 (県告示第379号) 昭和26年1月11日 (県告示第4号)
		1支 山田川	236	1,743	2.6	左岸 観音寺市柞田町字深田乙572番地先以下柞田川合流点に至る。 右岸 観音寺市柞田町字落井寺827番6地先以下柞田川合流点に至る。	1,743 1,743 計 3,486	延長 昭和42年4月1日 (県告示第269号) 平成2年3月31日 (県告示第306号)
		1支 木之郷川	237	1,285	1.1	左岸 観音寺市木之郷町字田元丸250番3地先以下柞田川合流点に至る。 右岸 観音寺市木之郷町字田元丸250番3地先以下柞田川合流点に至る。	1,285 1,285 計 2,570	昭和53年4月1日 (県告示第304号)
		1支 粟井川	238	6,008	12.9	左岸 観音寺市粟井町字坂瀬4652番地先以下柞田川合流点に至る。 右岸 観音寺市粟井町字坂瀬4652番地先以下柞田川合流点に至る。 (岩鍋池水面を含む。)	6,008 6,008 計 12,016	昭和26年1月11日 (県告示第4号)
		1支 大池川	239	5,201	3.4	左岸 三豊郡大野原町大字丸井字西間谷2235番23地先以下柞田川合流点に至る。 右岸 三豊郡大野原町大字丸井字西間谷2235番33地先以下柞田川合流点に至る。	5,201 5,201 計 10,402	延長 昭和42年4月1日 (県告示第269号) 昭和53年4月1日 (県告示第304号)
		1支 福田川	240	1,588	2.0	左岸 三豊郡大野原町大字福田原字文政504番3地先以下柞田川合流点に至る。 右岸 三豊郡大野原町大字福田原字文政706番地先以下柞田川合流点に至る。	1,588 1,588 計 3,176	昭和48年1月27日 (県告示第53号)
		1支 前田川	241	3,436	11.4	左岸 三豊郡大野原町大字五郷有木字コツモ谷乙172番1地先以下柞田川合流点に至る。 右岸 三豊郡大野原町大字五郷有木字コツモ谷乙173番地先以下柞田川合流点に至る。 (五郷ダムを含む。)	3,536 3,536 計 7,072	昭和27年4月5日 (県告示第199号)

水系名	指定総延長 (m)	河川名	番号	指定延長 (m)	流域面積 (km ²)	区 域	(m)	指定年月日
春田川	1,100	本川 春田川	254	1,100	1.4	左岸 小豆郡池田町大字吉野877番1地先以下海に至る。	1,100	昭和53年4月1日 (県告示第304号)
						右岸 小豆郡池田町大字吉野577番地先以下海に至る。	1,100	
							計 2,200	
明神川	540	本川 明神川	255	540	1.3	左岸 小豆郡内海町大字西村字寺山甲542番2地先以下海に至る。	540	昭和53年4月1日 (県告示第304号)
						右岸 小豆郡内海町大字西村字寺山甲740番2地先以下海に至る。	540	
							計 1,080	
别当川	3,966	本川 别当川	256	3,966	8.8	左岸 小豆郡内海町大字上村字内海柴中以下海に至る。	3,966	昭和26年1月11日 (県告示第4号)
						右岸 小豆郡内海町大字上村字内海柴中以下海に至る。 (内海ダムを含む。)	3,966	
							計 7,932	
片城川	1,895	本川 片城川	257	1,895	3.3	左岸 小豆郡内海町片城字大谷甲713番地先以下海に至る。	1,895	昭和26年1月11日 (県告示第4号)
						右岸 小豆郡内海町神懸通字小坪甲165番1地先以下海に至る。	1,895	
							計 3,790	延長 昭和60年8月1日 (県告示第698号)
木庄川	1,360	本川 木庄川	258	1,360	1.5	左岸 小豆郡内海町大字木庄字平見甲212番1地先以下海に至る。	1,360	昭和48年1月27日 (県告示第53号)
						右岸 小豆郡内海町大字木庄字上庄甲106番1地先以下海に至る。	1,360	
							計 2,720	
安田大川	3,178	本川 安田大川	259	2,669	6.5	左岸 小豆郡内海町大字安田字極ヶ谷乙222番9地先以下海に至る。	2,669	昭和26年1月11日 (県告示第4号)
						右岸 小豆郡内海町大字安田字新谷乙551番1地先以下海に至る。	2,669	
							計 5,338	延長 昭和53年4月1日 (県告示第304号)
		1支 諸口川	260	509	1.1	左岸 小豆郡内海町大字安田字諸口甲1456番地先以下安田大川合流点に至る。	509	昭和53年4月1日 (県告示第304号)
						右岸 小豆郡内海町大字安田字中条甲1553番地先以下安田大川合流点に至る。	509	
							計 1,018	
中筋川	1,245	本川 中筋川	261	1,245	0.9	左岸 小豆郡内海町苗羽字松尾乙1204番地先以下海に至る。	1,245	昭和49年9月19日 (県告示第498号)
						右岸 小豆郡内海町苗羽字松尾甲1661番地先以下海に至る。	1,245	
							計 2,490	
向条川	1,101	本川 向条川	262	1,101	1.1	左岸 小豆郡内海町苗羽字堂ノ向乙1756番1地先以下海に至る。	1,101	昭和60年8月1日 (県告示第698号)
						右岸 小豆郡内海町苗羽字岡条甲1935番1地先以下海に至る。	1,101	
							計 2,202	
城石川	430	本川 城石川	263	430	2.3	左岸 小豆郡内海町大字岩ヶ谷字天狗岩乙412番地先以下海に至る。	430	昭和53年4月1日 (県告示第304号)
						右岸 小豆郡内海町大字岩ヶ谷字川向乙285番地先以下海に至る。	430	
							計 860	
森庄川	1,420	本川 森庄川	264	1,420	4.1	左岸 小豆郡内海町福田字しだやま乙320番1地先以下海に至る。	1,420	昭和39年7月25日 (県告示第495号)
						右岸 小豆郡内海町福田字森滝乙114番1地先以下海に至る。	1,420	
							計 2,840	延長 平成2年2月16日 (県告示第94号)
伊豆川	1,122	本川 伊豆川	265	890	1.5	左岸 小豆郡内海町福田字四ツ松甲1127番4地先以下海に至る。	890	昭和49年9月19日 (県告示第498号)
						右岸 小豆郡内海町福田字近谷乙4125番2地先以下海に至る。	890	
							計 1,780	

水系名	指定総延長 (m)	河川名	番号	指定延長 (m)	流域面積 (km ²)	区 域	(m)	指定年月日
伊豆川		1支 近谷川	266	232	0.5	左岸 小豆郡内海町福田字近谷乙412番1地先以下伊豆川合流点に至る。	232	昭和50年4月1日 (県告示第221号)
						右岸 小豆郡内海町福田字近谷乙411番2地先以下伊豆川合流点に至る。	232	
							計 464	
吉田川	5,026	本川 吉田川	267	5,026	6.3	左岸 小豆郡内海町大字吉田字福田以下海に至る。	5,026	昭和26年1月11日 (県告示第4号)
						右岸 小豆郡内海町大字吉田字福田以下海に至る。	5,026	
							計 10,052	
東川	1,440	本川 東川	268	1,140	3.0	左岸 小豆郡土庄町大字小部字清水原乙286番2地先以下海に至る。	1,140	昭和40年12月9日 (県告示第663号)
						右岸 小豆郡土庄町大字小部字中段乙403番2地先以下海に至る。	1,140	
							計 2,280	
		1支 澄谷川	269	300	0.6	左岸 小豆郡土庄町小部字丸石乙499番地先以下東川合流点に至る。	300	昭和50年4月1日 (県告示第221号)
						右岸 小豆郡土庄町小部字丸石乙515番1地先以下東川合流点に至る。	300	
							計 600	
桂川	1,000	本川 桂川	270	1,000	5.6	左岸 小豆郡土庄町大字大部字ウトウジリ甲2694番地先以下海に至る。	1,000	昭和26年1月11日 (県告示第4号)
						右岸 小豆郡土庄町大字大部字ナガサレ乙107番地先以下海に至る。	1,000	
							計 2,000	
橘川	4,627	本川 橘川	271	3,927	7.6	左岸 小豆郡土庄町大字小海字鉢石乙1060番地先以下海に至る。	3,927	昭和26年1月11日 (県告示第4号)
						右岸 小豆郡土庄町大字小海字鉢石乙1062番地先以下海に至る。	3,927	
							計 7,854	
		1支 鳴滝川	272	700	1.6	左岸 小豆郡土庄町大字小海字サカ乙698番2地先以下橘川合流点に至る。	700	昭和40年12月9日 (県告示第663号)
						右岸 小豆郡土庄町大字小海字サカ乙754番2地先以下橘川合流点に至る。	700	
							計 1,400	
皇踏川	670	本川 皇踏川	273	670	0.7	左岸 小豆郡土庄町淵崎字奥山甲1088番地先以下海に至る。	670	昭和50年4月1日 (県告示第221号)
						右岸 小豆郡土庄町淵崎字滝の根甲1014番地先以下海に至る。	670	
							計 1,340	
小瀬桂川	640	本川 小瀬桂川	274	640	0.7	左岸 小豆郡土庄町字蛇谷乙851番3地先以下海に至る。	640	昭和53年4月1日 (県告示第304号)
						右岸 小豆郡土庄町字平尾乙629番地先以下海に至る。	640	
							計 1,280	
春日川	1,200	本川 春日川	275	1,200	2.1	左岸 小豆郡土庄町豊島家浦字神庄3741番1地先以下海に至る。	1,200	昭和60年8月1日 (県告示第698号)
						右岸 小豆郡土庄町豊島家浦字空条1332番1地先以下海に至る。	1,200	
							計 2,400	

水系数	河川数	指定延長(m)	河岸延長(m)			流域面積(km ²)
			左岸	右岸	計	
79	275	1,007,453	1,020,623	1,025,847	2,046,470	1,421.2

香川県総合管内図



河川		湖沼		地形		交通		その他	
河川	湖沼	地形	交通	その他	河川	湖沼	地形	交通	その他
河川	湖沼	地形	交通	その他	河川	湖沼	地形	交通	その他

河川		湖沼		地形		交通		その他	
河川	湖沼	地形	交通	その他	河川	湖沼	地形	交通	その他
河川	湖沼	地形	交通	その他	河川	湖沼	地形	交通	その他

香川県総合管内図 (西暦) 昭和二十七年

第2節 県管理河川の区間区分

(km)

長尾土木					高松土木					中讃土木					西讃土木					小豆総合														
水系名	No.	河川名	指定延長	a区間	b区間	c区間	水系名	No.	河川名	指定延長	a区間	b区間	c区間	水系名	No.	河川名	指定延長	a区間	b区間	c区間	水系名	No.	河川名	指定延長	a区間	b区間	c区間							
吉野川	F-1	日開谷川	2.2	0.0	0.0	2.2	下井手川	72	下井手川	1.8	0.0	1.4	0.4	土器川	F-6	土器川	13.5	0.0	2.7	10.8	高瀬川	189	高瀬川	15.4	9.4	5.0	1.0	伝法川	248	伝法川	7.9	0.9	4.3	2.7
	F-2	大影谷川	4.5	0.0	0.0	4.5	長者川	73	長者川	1.6	0.0	0.0	1.6		F-7	清水川	2.5	1.9	0.6	0.0		190	浜堂川	3.0	0.0	1.4	1.6		249	殿川	4.6	0.0	0.8	3.8
	F-3	菅江谷川	6.3	0.0	0.0	6.3	南長者川	74	南長者川	1.3	0.0	0.0	1.3		F-8	古子川	6.8	0.0	2.0	4.8		191	水谷川	1.7	0.0	0.0	1.7		250	角田川	0.7	0.0	0.6	0.1
	F-4	横川	3.8	0.0	0.0	3.8	牟礼川	75	牟礼川	1.8	0.0	1.8	0.0		F-9	赤山川	1.3	0.0	0.8	0.5		192	西川	1.4	0.0	0.0	1.4		251	池田大川	2.5	0.0	1.4	1.1
	F-5	東谷川	1.3	0.0	0.0	1.3	川原川	76	川原川	1.4	0.0	1.4	0.0		F-10	谷川	2.0	0.0	0.0	2.0		193	竜王谷川	1.6	0.0	0.0	1.6		252	小川	0.9	0.0	0.9	0.0
大谷川	1	大谷川	3.3	0.0	0.0	3.3	相引川	77	相引川	5.0	0.0	5.0	0.0		F-11	大祚川	2.3	0.0	0.0	2.3		194	古子川	4.8	0.0	0.8	4.0		253	雙川	0.9	0.0	0.9	0.0
坂本川	2	坂本川	1.8	0.0	0.4	1.4	新川	78	新川	8.6	8.6	0.0	0.0		F-12	大谷川	3.3	0.0	0.0	3.3		195	下池川	2.6	0.0	0.4	2.2		254	春田川	1.1	0.0	0.7	0.4
菜切川	3	菜切川	1.5	0.0	0.3	1.2	春日川	79	春日川	15.1	8.6	3.7	2.8		F-13	大井手川	1.8	0.0	0.0	1.8		196	乙田川	4.9	0.0	0.4	4.5		255	明神川	0.5	0.0	0.4	0.1
馬宿川	4	馬宿川	8.6	0.0	1.5	7.1	古川	80	古川	6.6	0.0	3.1	3.5		F-14	撫中地川	3.3	0.0	0.0	3.3		197	西股川	1.7	0.0	0.0	1.7		256	別当川	4.0	0.0	2.4	1.6
	5	千足川	3.3	0.0	0.0	3.3	小作川	81	小作川	3.0	0.0	0.0	3.0		F-15	前の川	4.4	0.0	0.0	4.4		198	重谷寺川	5.3	0.0	0.0	5.3		257	片城川	1.9	0.0	1.6	0.3
足谷川	6	足谷川	2.0	0.0	1.1	0.9	朝倉川	82	朝倉川	3.9	0.0	0.0	3.9		F-16	明神川	9.0	0.0	0.0	9.0		199	切砂子川	5.2	0.0	0.0	5.2		258	木庄川	1.4	0.0	1.2	0.2
古川	7	古川(引田)	2.5	0.0	1.2	1.3	高棟川	83	高棟川	4.4	0.0	0.0	4.4	本津川	114	本津川	1.3	0.0	0.0	1.3		200	増原川	1.1	0.0	0.1	1.0		259	安田大川	2.7	0.0	1.5	1.2
小海川	8	小海川	6.2	0.0	0.5	5.7	葛谷川	84	葛谷川	4.3	0.0	0.0	4.3	玉川	126	玉川	0.9	0.0	0.3	0.6		201	梶ノ木川	2.0	0.0	0.0	2.0		260	膳口川	0.5	0.0	0.5	0.0
	9	南谷川	2.5	0.0	0.2	2.3	中谷川	85	中谷川	1.4	0.0	0.0	1.4	野田川	127	野田川	1.5	0.0	0.8	0.7	瀬入川	202	瀬入川	1.9	0.0	0.8	1.1	中筋川	261	中筋川	1.2	0.0	1.0	0.2
中川	10	中川	3.5	0.0	0.9	2.6	天満川	86	天満川	7.0	0.0	0.0	7.0	青海川	128	青海川	5.0	0.0	2.4	2.6	田井川	203	田井川	0.6	0.0	0.3	0.3	向榮川	262	向榮川	1.1	0.0	0.8	0.3
	11	前川	0.9	0.0	0.8	0.1	吉田川	87	吉田川	2.2	0.5	1.7	0.0		129	大屋富川	1.5	0.0	0.4	1.1	江尻川	204	江尻川	1.5	0.0	1.0	0.5	城石川	263	城石川	0.4	0.0	0.0	0.4
	12	明神川	1.4	0.0	0.0	1.4	小村川	88	小村川	2.7	0.0	1.6	1.1		130	神谷川	4.7	0.0	3.8	0.9	天王川	205	天王川	1.3	0.0	0.0	1.3	森庄川	264	森庄川	1.4	0.0	0.4	1.0
	13	水任川	0.8	0.0	0.2	0.6	横谷川	89	横谷川	1.3	0.0	0.6	0.7		131	明神川	2.0	0.0	1.0	1.0	芋坂川	206	芋坂川	3.5	0.0	0.0	3.5	伊豆川	265	伊豆川	0.9	0.0	0.6	0.3
	14	法月川	0.7	0.0	0.2	0.5	詰田川	98	詰田川	4.7	2.9	1.8	0.0	綾川	132	綾川	36.8	14.9	4.3	17.6	財田川	207	財田川	21.1	7.8	11.5	1.8	近谷川	266	近谷川	0.2	0.0	0.0	0.2
湊川	15	湊川	18.0	4.0	5.6	8.6	御坊川	99	御坊川	9.5	0.6	8.9	0.0		133	新宮川	1.4	0.0	0.0	1.4		208	丸西川	0.5	0.0	0.3	0.2	吉田川	267	吉田川	5.0	0.0	0.5	4.5
	16	新川	1.4	0.0	0.5	0.9	古川	100	古川	3.7	0.0	3.7	0.0		134	四手川	2.7	0.0	0.0	2.7		209	芋川	5.8	0.0	3.5	2.3	東川	268	東川	1.1	0.0	0.5	0.6
	17	東山川	2.4	0.0	0.1	2.3	宮川	101	宮川	2.6	0.2	2.4	0.0		135	遊田川	0.6	0.0	0.0	0.6		210	滝下川	1.3	0.0	0.5	0.8	澄谷川	269	澄谷川	0.3	0.0	0.2	0.1
	18	兼弘川	2.4	0.0	0.0	2.4	摺鉢谷川	102	摺鉢谷川	2.3	0.0	2.2	0.1		136	富川	10.2	0.0	0.0	10.2		211	立川	2.0	0.0	0.2	1.8	桂川	270	桂川	1.0	0.0	0.8	0.2
	19	友森川	0.9	0.0	0.0	0.9	香東川	103	香東川	27.8	15.5	0.0	12.3		137	御寺川	2.2	0.0	0.0	2.2		212	白池川	2.1	0.0	0.0	2.1	橋川	271	橋川	3.9	0.0	0.6	3.3
	20	正守川	1.9	0.0	0.0	1.9	岡川	104	岡川	0.5	0.0	0.0	0.5		138	瀬田川	4.0	0.0	0.0	4.0		213	興隆寺川	0.8	0.0	0.0	0.8	鳴滝川	272	鳴滝川	0.7	0.0	0.0	0.7
	21	黒川	2.5	0.0	0.0	2.5	裏山川	105	裏山川	1.6	0.0	0.0	1.6		139	大谷川	4.0	0.0	0.0	4.0		214	境目川	2.2	0.0	0.0	2.2	皇路川	273	皇路川	0.7	0.0	0.6	0.1
古川	22	古川(大内)	3.1	0.4	0.9	1.8	西谷川	106	西谷川	5.8	0.0	0.0	5.8		140	館屋川	1.0	0.0	0.0	1.0		215	宮川	7.5	0.0	2.6	4.9	小瀬桂川	274	小瀬桂川	0.6	0.0	0.4	0.2
与田川	23	与田川	5.7	1.5	2.6	1.6	北井谷川	107	北井谷川	4.7	0.0	0.0	4.7		141	今滝川	4.4	0.0	0.0	4.4		216	長谷川	1.0	0.0	0.0	1.0	春日川	275	春日川	1.2	0.0	1.0	0.2
	24	吐川	1.5	0.0	0.0	1.5	内場川	108	内場川	10.3	0.0	0.0	10.3		142	桐羽川	4.0	0.0	0.8	3.2		217	鴻羽川	2.3	0.0	0.2	2.1	合計	49.6	0.9	24.6	24.0		
	25	別所川	0.8	0.0	0.0	0.8	貝股川	109	貝股川	3.9	0.0	0.0	3.9		143	堂谷川	3.5	0.0	1.0	2.5		218	河内川	6.6	0.0	0.0	6.6							
	26	額川	0.4	0.0	0.0	0.4	小出川	110	小出川	5.8	0.0	0.0	5.8		144	喜蒲川	2.7	0.0	0.0	2.7		219	神田川	6.6	0.0	0.5	6.1							
	27	宮内川	0.7	0.0	0.1	0.6	梶川	111	梶川	6.0	0.0	0.0	6.0		145	田万川	9.0	0.0	0.0	9.0		220	大池川	0.2	0.0	0.0	0.2							
	28	様松川	1.3	0.0	0.0	1.3	本津川	114	本津川	20.1	8.3	3.1	8.7		146	朽木川	1.6	0.0	0.0	1.6		221	山才川	2.4	0.0	0.0	2.4							
	29	笠松川	0.9	0.0	0.0	0.9	古川	115	古川	11.8	0.0	0.0	11.8		147	竹本川	4.6	0.0	0.0	4.6		222	入橋川	4.0	0.0	0.4	3.6							
番屋川	30	番屋川	4.6	0.2	2.7	1.7	野間川	116	野間川	4.1	0.0	2.2	1.9		148	本谷川	2.0	0.0	0.0	2.0		223	長野川	3.2	0.0	0.0	3.2							
	31	西村川	0.5	0.0	0.3	0.2	坂川	117	坂川	2.7	0.0	0.9	1.8		149	貞重川	3.4	0.0	0.0	3.4		224	本篠川	4.8	0.0	0.0	4.8							
	32	北川	4.0	0.0	1.7	2.3	前川	118	前川	2.0	0.0	0.7	1.3		150	西長柄川	3.7	0.0	0.0	3.7		225	谷道川	5.9	0.0	0.0	5.9							
	33	玉の池川	1.2	0.0	0.1	1.1	田宮川	119	田宮川	1.2	0.0	0.4	0.8		151	開川	1.6	0.0	0.0	1.6		226	佛来川	1.8	0.0	0.0	1.8							
	34	桶谷川	2.5	0.0	0.6	1.9	塔原川	120	塔原川	1.0	0.0	1.0	0.0	大東川	152	大東川	17.2	10.1	7.1	0.0		227	中瀬川	1.7	0.0	0.0	1.7							
	35	石風呂川	1.0	0.0	0.0	1.0	日名代川	121	日名代川	0.8	0.0	0.0	0.8		153	鴨田川	2.3	0.0	1.5	0.8		228	屋丹波川	1.9	0.0	0.0	1.9							
田尻川																																		

第3節 主要河川毎の河川維持管理計画

第4節 県管理河川構造物（可動堰、水門、樋門、排水機場）調書

河川構造物一覽

事務所	水系名	河川名	種類	施設名	位置	目的	竣工	水門形式		操作方法	開閉方式	動力	動力源	予備発電設備の有無	自動開閉機能の有無	可動堰 9基		水門 33基			ゲート数	扉体面積 (m ²)	管理区分	
								水門形式	材質							樋管・樋門 92基		排水機場 1基						
																純径間1 (m)	純径間2 (m)	純径間3 (m)	純径間4 (m)	純径間5 (m)				有効高 (m)
長尾	鴨部川	鴨部川	堰	鴨部川自動堰	さぬき市鴨庄	潮止	H1	起伏堰	ゴム	機側操作	空気式	電動機	商用電源 発動発電機	○	○	30.00	30.00				1.45	2	87.00	予防維持管理
長尾	菜切川	菜切川	水門	菜切川水門	東かがわ市馬宿	防潮	S47	ローラーゲート	ステンレス	機側操作	ラック式	電動機 人力	商用電源	×	×	5.48					1.70	1	9.32	事後維持管理
長尾	古川	古川(引田)	水門	古川水門	東かがわ市引田	防潮	S43	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ラック式	電動機 商用電源 発動発電機	○	×	6.50	6.50				3.58	2	46.54	事後維持管理	
長尾	中川	中川	水門	新川水門	東かがわ市松原	防潮	S37	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ワイヤーロープ ウインチ式	電動機 内燃機関	商用電源 発動発電機	○	×	6.00	6.00	6.00			3.50	3	63.00	予防維持管理
長尾	中川	前川	水門	前川水門	東かがわ市松原	逆流防止	不明	ローラーゲート	鋼製	機側操作	スピンドル式	電動機 人力	商用電源	×	×	5.47				1.45	1	7.93	観察維持管理	
長尾	中川	明神川	水門	明神川水門	東かがわ市松原	逆流防止	S42	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ワイヤーロープ ウインチ式	電動機	商用電源	×	×	6.45	6.45			3.00	2	38.70	事後維持管理	
長尾	古川	古川(大内)	水門	古川防潮水門	東かがわ市三本松	防潮	S60	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ワイヤーロープ ウインチ式	電動機 内燃機関	商用電源 発動発電機	○	○	15.20				2.74	1	41.65	事後維持管理	
長尾	番屋川	西村川	水門	西村川水門	東かがわ市西村	防潮	S53	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ワイヤーロープ ウインチ式	電動機	商用電源 発動発電機	○	×	10.90				2.48	1	27.03	事後維持管理	
長尾	梶川	梶川	水門	梶川防潮水門	さぬき市津田町津田	防潮	S57	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ワイヤーロープ ウインチ式	電動機	商用電源 発動発電機	○	○	10.10				2.90	1	29.29	予防維持管理	
長尾	梅川	梅川	水門	梅川水門	さぬき市津田町津田	防潮	S52	スライドゲート	アルミ	機側操作	スピンドル式	電動機 人力	商用電源	×	×	1.80	1.80			2.60	2	9.36	事後維持管理	
長尾	弁天川	弁天川	水門	弁天川防潮水門	さぬき市志度	防潮	不明	ローラーゲート	ステンレス	機側操作	ワイヤーロープ ウインチ式	電動機	商用電源 発動発電機	○	○	14.40				3.50	1	50.40	予防維持管理	
長尾	大橋川	大橋川	水門	大橋川防潮水門	さぬき市志度	防潮	S44	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ラック式	電動機 人力	商用電源	○	×	5.10	5.10			3.43	2	34.99	予防維持管理	
長尾	新川	寒国川	水門	寒国川水門	木田郡三木町	逆流防止	H5	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ワイヤーロープ ウインチ式	電動機	商用電源 発動発電機	○	○	13.50				2.60	1	35.10	事後維持管理	
長尾	坂本川	坂本川	樋門	坂本川樋門	東かがわ市坂元	逆流防止	不明	スライドゲート	ステンレス	機側操作	スピンドル式	人力	-	×	×	1.00				1.70	1	1.70	観察維持管理	
長尾	小海川	小海川	樋門	小海川逆流防止樋門	東かがわ市引田	逆流防止	H2	スライドゲート	鋼製	機側操作	ラック式	電動機 人力	商用電源	×	×	3.00				1.75	1	5.25	観察維持管理	
長尾	小海川	小海川	樋門	新川北橋水門	東かがわ市引田町	逆流防止	不明	スライドゲート	鋼製	機側操作	ラック式	電動機	商用電源	×	×	2.65				1.58	1	4.19	観察維持管理	
長尾	中川	前川	樋門	前川樋門	東かがわ市白鳥町	逆流防止	H7	スライドゲート	鋼製	機側操作	ラック式	人力	-	×	×	1.60				1.27	1	2.03	観察維持管理	
長尾	古川	古川(大内)	樋門	古川樋門	東かがわ市三本松	逆流防止	不明	スライドゲート	ステンレス	機側操作	電動スピンドル式	電動機 人力	商用電源	×	×	1.90				1.58	1	3.00	観察維持管理	
長尾	番屋川	番屋川	樋門	番屋川尻水門	東かがわ市小磯	逆流防止	不明	ローラーゲート	ステンレス	機側操作	スピンドル式	電動機 人力	商用電源	×	×	2.30				2.00	1	4.60	観察維持管理	
長尾	番屋川	番屋川	樋門	小磯川水門	東かがわ市小磯	防潮	S50	ローラーゲート	ステンレス	機側操作	スピンドル式	電動機 人力	商用電源	×	×	4.50				2.00	1	9.00	観察維持管理	
長尾	番屋川	西村川	樋門	西村川樋門	東かがわ市西村	逆流防止	不明	ローラーゲート	鋼製	機側操作	スピンドル式	電動機 人力	商用電源	×	×	2.50				1.80	1	4.50	観察維持管理	
長尾	番屋川	北川	樋門	北川水門	東かがわ市町田	逆流防止	H7	スライドゲート	鋼製	機側操作	スピンドル式	人力	-	×	×	1.40				1.50	1	2.10	観察維持管理	
長尾	番屋川	北川	樋門	北川水門①	東かがわ市大内町	逆流防止	S55	スライドゲート	鋼製	機側操作	スピンドル式	人力	-	×	×	1.12				1.55	1	1.74	観察維持管理	
長尾	番屋川	北川	樋門	北川水門②	東かがわ市大内町	逆流防止	不明	スライドゲート	鋼製	機側操作	スピンドル式	人力	-	×	×	1.64				1.05	1	1.72	観察維持管理	
長尾	田尻川	田尻川	樋門	田尻川水門	東かがわ市馬篠	逆流防止	不明	スライドゲート	鋼製	機側操作	スピンドル式	人力	-	×	×	1.00				1.00	1	1.00	観察維持管理	
長尾	滝川	滝川	樋門	本小田水門	さぬき市小田	逆流防止	不明	スライドゲート	ステンレス	機側操作	スピンドル式	人力	-	×	×	0.40				0.40	1	0.16	観察維持管理	
長尾	鴨部川	鴨部川	樋門	鴨部川樋門①	さぬき市鴨部	逆流防止	不明	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ラック式	人力	-	×	×	2.40				1.83	1	4.39	観察維持管理	
長尾	鴨部川	鴨部川	樋門	鴨部川樋門②	さぬき市鴨部	逆流防止	不明	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ラック式	人力	-	×	×	3.85				2.18	1	8.39	観察維持管理	
長尾	鴨部川	鴨部川	樋門	鴨部川樋門③	さぬき市寒川町神前	逆流防止	不明	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ラック式	電動機 人力	商用電源	×	×	2.85				1.98	1	5.64	観察維持管理	

河川構造物一覽

事務所	水系名	河川名	種類	施設名	位置	目的	竣工	水門形式		操作方法	開閉方式	動力	動力源	予備発電設備の有無	自動開閉機能の有無	可動堰 9基			水門 33基			ゲート数	扉面積 (m ²)	管理区分	
								樋管・樋門 92基								排水機場 1基									
								純径間1 (m)	純径間2 (m)							純径間3 (m)	純径間4 (m)	純径間5 (m)	有効高 (m)						
長尾	鴨部川	鴨部川	樋門	鴨部川樋門	さぬき市長尾	逆流防止	不明	スライドゲート	鋼製	機側操作	ラック式	人力	-	×	×	2.02						1.57	1	3.16	観察維持管理
長尾	鴨部川	天神川	樋門	天神川樋門	さぬき市鴨庄	逆流防止	H6	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ラック式	電動機 人力	商用電源	×	×	4.45	4.45					2.60	2	23.14	事後維持管理
長尾	鴨部川	川古川	樋門	川古川樋門	さぬき市鴨部	逆流防止	S62	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ラック式	電動機 人力	商用電源	×	×	6.85						3.00	1	20.55	事後維持管理
長尾	弁天川	弁天川	樋門	弁天川小水門	さぬき市志度	逆流防止	不明	スライドゲート	ステンレス	機側操作	スピンドル式	人力	-	×	×	1.35						1.50	1	2.03	観察維持管理
長尾	新川	新川	樋門	高尾逆流防止樋門	木田郡三木町	逆流防止	H5	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ラック式	電動機 人力	商用電源	×	×	4.00						2.00	1	8.00	観察維持管理
長尾	新川	新川	樋門	平尾水門	木田郡三木町	逆流防止	S55	ローラーゲート	鋼製	機側操作	スピンドル式	電動機 内燃機関	商用電源 発動発電機	○	×	3.65	3.65					2.60	2	18.98	観察維持管理
長尾	新川	寒国川	樋門	草田樋門	木田郡三木町	逆流防止	H5	スライドゲート	鋼製	機側操作	スピンドル式	電動機 人力	商用電源	×	×	1.50						1.50	1	2.25	観察維持管理
高松	相引川	相引川	堰	相引川東自動防潮水門	高松市屋島東町	防潮	S35	フロートゲート	鋼製	-	浮力	-	-	-	○	6.95	6.95					2.60	2	36.14	予防維持管理
高松	相引川	相引川	堰	相引川西自動防潮水門	高松市屋島西町	防潮	S41	フロートゲート	鋼製	-	浮力	-	-	-	○	7.80	7.80					3.20	2	49.92	予防維持管理
高松	新川	新川	堰	新川潮止堰	高松市春日町	潮止	H2	起伏堰	ゴム	機側操作	電動プロフ	電動機	商用電源 発動発電機	○	○	39.40	37.46					1.56	2	119.90	予防維持管理
高松	新川	春日川	堰	春日川潮止堰	高松市春日町	潮止	H10	起伏堰	ゴム	機側操作	電動プロフ	電動機 内燃機関	商用電源 発動発電機	○	○	48.67	48.67					1.57	2	152.81	予防維持管理
高松	本津川	本津川	堰	本津川潮止堰	高松市香西南町	潮止	H1	起伏堰	ゴム	機側操作	電動プロフ	電動機 内燃機関	商用電源 発動発電機	○	○	26.40	26.40					1.72	2	90.82	予防維持管理
高松	下井手川	下井手川	水門	下井手水門	高松市牟礼町	防潮	S55	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ワイヤーロープ ウインチ式	電動機 人力	商用電源 発動発電機	○	×	8.85						3.40	1	30.09	予防維持管理
高松	長者川	長者川	水門	長者川防潮水門	高松市庵治町	防潮	H4	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ワイヤーロープ ウインチ式	電動機 人力	商用電源 発動発電機	○	○	20.00						4.05	1	81.00	予防維持管理
高松	牟礼川	牟礼川	水門	牟礼川防潮水門	高松市高松町・牟礼町	防潮	S48	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ワイヤーロープ ウインチ式	電動機 人力	商用電源 発動発電機	○	○	18.00						3.14	1	56.52	予防維持管理
高松	相引川	相引川	水門	相引川排水機場水門	高松市屋島西町	逆流防止	S54	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ワイヤーロープ ウインチ式	電動機	商用電源 発動発電機	○	×	21.00						4.44	1	93.24	予防維持管理
高松	新川	新川	水門	潮止堰流量調整ゲート	高松市春日町	逆流防止	H2	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ワイヤーロープ ウインチ式	電動機 人力	商用電源	×	×	11.50						1.56	1	17.94	事後維持管理
高松	詰田川	詰田川	水門	札場水門	高松市木太町	防潮	S49	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ワイヤーロープ ウインチ式	電動機 人力	商用電源 発動発電機	○	○	12.85	12.85					3.60	2	92.52	予防維持管理
高松	摺鉢谷川	摺鉢谷川	水門	摺鉢谷川水門	高松市西浜町	防潮	S56	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ワイヤーロープ ウインチ式	電動機 人力	商用電源 発動発電機	○	○	18.00						5.14	1	92.52	予防維持管理
高松	本津川	古川	水門	奥谷水門	高松市香南町	洪水分流	S59	スライドゲート	鋼製	機側操作	スピンドル式	電動機 人力	商用電源	×	×	2.86						1.90	1	5.43	観察維持管理
高松	相引川	相引川	樋門	藤目水門	高松市屋島東町	防潮	不明	スライドゲート	鋼製	機側操作	スピンドル式	電動機 人力	商用電源	×	×	1.40						2.10	1	2.94	観察維持管理
高松	相引川	相引川	樋門	相引川大橋西南水門	高松市屋島西町	逆流防止	S49	ローラーゲート	鋼製	機側操作	スピンドル式	人力	-	×	×	2.15						1.55	1	3.33	観察維持管理
高松	相引川	相引川	樋門	相引川大橋西北水門	高松市屋島西町	逆流防止	S49	ローラーゲート	鋼製	機側操作	スピンドル式	人力	-	×	×	2.15						1.55	1	3.33	観察維持管理
高松	相引川	相引川	樋管	相引川排水樋管	高松市屋島西町	逆流防止	S53	ローラーゲート	鋼製	機側操作	スピンドル式	電動機 人力	商用電源	×	×	3.50						2.75	1	9.63	観察維持管理
高松	新川	新川	樋門	片田東水門	高松市春日町	防潮	H5	スライドゲート	ステンレス	機側操作	スピンドル式	電動機 人力	商用電源	×	×	1.20	1.20					2.00	2	4.80	観察維持管理
高松	新川	新川	樋門	川向逆流防止樋門	高松市東山崎町	逆流防止	H2	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ラック式	電動機 人力	商用電源	×	×	3.70	3.70					2.40	2	17.76	事後維持管理
高松	新川	新川	樋門	東山崎樋門	高松市東山崎町	逆流防止	S51	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ワイヤーロープ ウインチ式	電動機 内燃機関	商用電源 発動発電機	○	×	4.00	4.00					2.40	2	19.20	事後維持管理
高松	新川	新川	樋門	横谷川逆流防止樋門	高松市前田西町	逆流防止	H4	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ラック式	電動機 人力	商用電源	×	×	3.40	3.40					2.60	2	17.68	事後維持管理
高松	新川	新川	樋門	三角地逆流防止樋門	高松市前田西町	逆流防止	H1	ローラーゲート	鋼製	機側操作	スピンドル式	電動機 人力	商用電源	×	×	3.00						2.00	1	6.00	観察維持管理

河川構造物一覽

事務所	水系名	河川名	種類	施設名	位置	目的	竣工	水門形式		操作方法	開閉方式	動力	動力源	予備発電設備の有無	自動開閉機能の有無	可動堰 9基			水門 33基			ゲート数	扉面積 (m ²)	管理区分				
								純径間1								純径間2		純径間3		純径間4					純径間5		有効高	
								(m)	(m)							(m)	(m)	(m)	(m)	(m)	(m)				(m)	(m)	(m)	(m)
高松	新川	新川	樋門	観音川逆流防止樋門	高松市前田東町	逆流防止	H4	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ラック式	電動機 人力	商用電源	×	×	5.00						2.10	1	10.50	事後維持管理			
高松	新川	吉田川	樋門	勘定逆流防止樋門	高松市前田東町	逆流防止	H1	ローラーゲート	鋼製	機側操作	スピンドル式	電動機 人力	商用電源	×	×	3.50						2.00	1	7.00	観察維持管理			
高松	新川	吉田川	樋門	小村下逆流防止樋門	高松市小村町	逆流防止	H4	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ラック式	電動機 人力	商用電源	×	×	3.80	3.80					2.20	2	16.72	事後維持管理			
高松	新川	吉田川	樋門	小村川逆流防止樋門	高松市小村町	逆流防止	H4	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ラック式	電動機 人力	商用電源	×	×	5.10	5.10					2.80	2	28.56	予防維持管理			
高松	新川	吉田川	樋門	平尻逆流防止樋門	高松市亀田南町	逆流防止	H24	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ラック式	電動機 人力	商用電源	×	×	5.30						2.20	1	11.66	事後維持管理			
高松	詰田川	詰田川	樋門	野天防潮水門	高松市木太町	防潮	S60	スライドゲート	ステンレス	機側操作	スピンドル式	電動機 人力	商用電源	×	×	1.30	1.30					2.70	2	7.02	観察維持管理			
高松	詰田川	詰田川	樋門	新開一の瀬水門	高松市木太町	防潮	S44	ローラーゲート	ステンレス	機側操作	スピンドル式	電動機 人力	商用電源	×	×	3.10						1.70	1	5.27	観察維持管理			
高松	詰田川	詰田川	樋門	川西水門	高松市木太町	防潮	S50	スライドゲート	ステンレス	機側操作	スピンドル式	電動機 人力	商用電源	×	×	1.20	1.20	1.20				2.48	3	8.93	観察維持管理			
高松	詰田川	御坊川	樋門	木下水門	高松市福岡町	防潮	S49	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ラック式	電動機 人力	商用電源	×	×	6.20						2.30	1	14.26	事後維持管理			
高松	香東川	香東川	樋門	御殿逆流防止樋門	高松市鶴市町	逆流防止	H18	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ラック式	人力	-	×	×	2.50						1.50	1	3.75	観察維持管理			
高松	香東川	香東川	樋門	檀紙樋門	高松市檀紙町	逆流防止	H10	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ラック式	電動機 人力	商用電源	×	×	2.10						1.70	1	3.57	観察維持管理			
高松	本津川	本津川	樋門	舟入川逆流防止樋門	高松市香西南町	逆流防止	H9	ローラーゲート	鋼製	機側操作	スピンドル式	電動機 人力	商用電源	×	×	3.00	3.00					1.50	2	9.00	観察維持管理			
高松	亀水川	亀水川	樋門	塩家北水門	高松市亀水町塩屋	逆流防止	S50	スライドゲート	木製	機側操作	スピンドル式	人力	-	×	×	1.40						2.10	1	2.94	観察維持管理			
高松	相引川	相引川	排水機場	相引川排水機場	高松市屋島西町	内水排除	S56	-	-	機側操作	-	電動機 内燃機関	商用電源 発動発電機	○	×											予防維持管理		
中讃	綾川	綾川	堰	新開潮止堰	坂出市林田町	潮止	H2	起伏堰	ゴム	機側操作	電動プロフ	電動機 内燃機関	商用電源	×	○	32.85	32.85					2.00	2	131.40	予防維持管理			
中讃	綾川	綾川	堰	弘法寺堰	坂出市府中町	貯留	H24	起伏堰	ゴム	機側操作	電動プロフ	電動機 内燃機関	商用電源	×	○	22.90	22.90					1.80	2	82.44	予防維持管理			
中讃	青海川	神谷川	水門	神谷川防潮水門	坂出市林田町他	防潮	H2	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ワイヤーロープ ウインチ式	電動機	商用電源 発動発電機	○	○	12.10	12.10					2.80	2	67.76	予防維持管理			
中讃	青海川	明神川	水門	明神川水門	坂出市高屋町	防潮	S56	ローラーゲート	鋼製	機側操作	スピンドル式	電動機	商用電源	×	○	5.70						3.42	1	19.49	事後維持管理			
中讃	大東川	大東川	水門	新町水門	綾歌郡宇多津町	防潮	S29	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ワイヤーロープ ウインチ式	電動機	商用電源 発動発電機	○	○	7.40	9.00	9.00	9.00	3.40	3.00	5	113.40	予防維持管理				
中讃	大東川	鴨田川	水門	鴨田水門	綾歌郡宇多津町	逆流防止	S60	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ワイヤーロープ ウインチ式	電動機	商用電源 発動発電機	○	×	11.60						2.60	1	30.16	事後維持管理			
中讃	西汐入川	西汐入川	水門	西汐入水門	丸亀市新町	防潮	S43	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ワイヤーロープ ウインチ式	電動機 内燃機関	商用電源 発動発電機	○	○	12.10	12.10					4.50	2	108.90	予防維持管理			
中讃	桜川	桜川	水門	桜川水門	仲多度郡多度津町	防潮	H16	ローラーゲート	ステンレス	機側操作	ワイヤーロープ ウインチ式	電動機	商用電源 発動発電機	○	○	14.20	14.20					6.34	2	180.06	予防維持管理			
中讃	弘田川	弘田川	水門	弘田川防潮水門	仲多度郡多度津町	防潮	H3	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ワイヤーロープ ウインチ式	電動機	商用電源 発動発電機	○	○	13.25	15.56	13.25				4.44	3	186.75	予防維持管理			
中讃	綾川	綾川	樋門	仏願樋門	坂出市府中町	逆流防止	H25	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ラック式	電動機 人力	商用電源	×	×	1.80						1.50	1	2.70	観察維持管理			
中讃	大東川	大東川	樋門	中村樋門	綾歌郡宇多津町	逆流防止	S44	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ラック式	電動機 人力	商用電源	×	×	3.00						2.25	1	6.75	観察維持管理			
中讃	大東川	大東川	樋門	長縄手樋門	綾歌郡宇多津町	逆流防止	S58	スライドゲート	鋼製	機側操作	スピンドル式	人力	-	×	×	1.00						1.00	1	1.00	観察維持管理			
中讃	大東川	大東川	樋門	番場樋門	綾歌郡宇多津町	逆流防止	S59	ローラーゲート	鋼製	機側操作	スピンドル式	電動機 人力	商用電源	×	○	4.25	4.25					2.50	2	21.25	事後維持管理			
中讃	大東川	大東川	樋門	本村樋門	綾歌郡宇多津町	逆流防止	H8	スライドゲート	鋼製	機側操作	スピンドル式	人力	-	×	×	1.60						1.50	1	2.40	観察維持管理			
中讃	大東川	大東川	樋門	落土2号樋門	坂出市川津町	逆流防止	H2	スライドゲート	鋼製	機側操作	スピンドル式	人力	-	×	×	1.50						1.50	1	2.25	観察維持管理			

河川構造物一覽

予防維持管理
事後維持管理
観察維持管理

事務所	水系名	河川名	種類	施設名	位置	目的	竣工	水門形式		操作方法	開閉方式	動力	動力源	予備発電設備の有無	自動開閉機能の有無	可動堰 9基			水門 33基			ゲート数	屏体面積 (m ²)	管理区分	
								樋管・樋門 92基								排水機場 1基									
								水門形式	材質							純径間1 (m)	純径間2 (m)	純径間3 (m)	純径間4 (m)	純径間5 (m)	有効高 (m)				
中讃	大東川	大東川	樋門	落土3号樋門	坂出市川津町	逆流防止	H3	スライドゲート	鋼製	機側操作	ラック式	人力	—	×	×	1.00						1.00	1	1.00	観察維持管理
中讃	大東川	大東川	樋門	落土4号樋門	坂出市川津町	逆流防止	H3	スライドゲート	鋼製	機側操作	ラック式	人力	—	×	×	1.00						1.00	1	1.00	観察維持管理
中讃	大東川	大東川	樋門	落土5号樋門	坂出市川津町	逆流防止	H3	スライドゲート	鋼製	機側操作	ラック式	人力	—	×	×	1.75						1.50	1	2.63	観察維持管理
中讃	大東川	大東川	樋門	落土6号樋門	坂出市川津町	逆流防止	H4	スライドゲート	鋼製	機側操作	ラック式	人力	—	×	×	1.50						1.00	1	1.50	観察維持管理
中讃	大東川	大東川	樋門	川津橋東樋門	坂出市川津町	逆流防止	H11	スライドゲート	鋼製	機側操作	ラック式	人力	—	×	×	1.50						1.50	1	2.25	観察維持管理
中讃	大東川	大東川	樋門	落土7号樋門	坂出市川津町	逆流防止	H4	スライドゲート	鋼製	機側操作	ラック式	人力	—	×	×	2.00						1.25	1	2.50	観察維持管理
中讃	大東川	大東川	樋門	三の池樋門	丸亀市飯山町	逆流防止	H4	スライドゲート	鋼製	機側操作	ラック式	人力	—	×	×	1.50						1.25	1	1.88	観察維持管理
中讃	金倉川	金倉川	樋門	中津樋門	丸亀市中津町	逆流防止	S53	スライドゲート	ステンレス	機側操作	スピンドル式	電動機 人力	商用電源	×	×	2.00						2.00	1	4.00	観察維持管理
中讃	弘田川	弘田川	樋門	江の尻水門	仲多度郡多度津町	逆流防止	S29	スライドゲート	ステンレス	機側操作	スピンドル式	電動機 人力	商用電源	×	×	1.20						3.00	1	3.60	観察維持管理
中讃	弘田川	弘田川	樋門	加比羅津水門	仲多度郡多度津町	逆流防止	H7	スライドゲート	ステンレス	機側操作	ラック式	電動機 人力	商用電源	×	×	2.00						1.60	1	3.20	観察維持管理
中讃	弘田川	弘田川	樋門	松岡水門	仲多度郡多度津町	逆流防止	H5	スライドゲート	ステンレス	機側操作	ラック式	電動機 人力	商用電源	×	×	2.00	2.00					1.69	2	6.76	観察維持管理
中讃	弘田川	弘田川	樋門	サカキ水門	仲多度郡多度津町	逆流防止	S61	スライドゲート	ステンレス	機側操作	スピンドル式	電動機 人力	商用電源	×	×	2.00						1.52	1	3.04	観察維持管理
中讃	桜川	桜川	樋門	西水戸水門	仲多度郡多度津町	内水排除	H10	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ラック式	電動機 人力	—	—	—	1.80						3.00	1	5.40	観察維持管理
中讃	桜川	小桜川	樋門	反橋水門	仲多度郡多度津町	内水排除	H27	ローラーゲート	ステンレス製	機側操作	—	電動機 人力	—	—	—	1.12						2.22	1	2.49	観察維持管理
西讃	芋扱川	芋扱川	水門	芋扱川水門	観音寺市室本町	防潮	S39	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ラック式	電動機 人力	商用電源	×	×	3.60	3.60	3.60				2.80	3	30.24	予防維持管理
西讃	芋扱川	芋扱川	水門	芋扱川大水門	観音寺市室本町	防潮	S55	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ワイヤーロープ ウインチ式	電動機 内燃機関	商用電源 発動発電機	○	×	11.00						3.50	1	38.50	観察維持管理
西讃	財田川	鴻門川	水門	鴻門川水門	三豊市山本町	逆流防止	S60	ローラーゲート	鋼製	機側操作	ラック式	電動機 内燃機関	商用電源 発動発電機	○	×	7.00						2.60	1	18.20	事後維持管理
西讃	一の谷川	一の谷川	水門	一の谷川七間橋防潮水門	観音寺市観音寺町	防潮	S45	ローラーゲート	ステンレス	機側操作	ワイヤーロープ ウインチ式	電動機 内燃機関	商用電源 発動発電機	○	○	13.00	13.00					4.20	2	109.20	予防維持管理
西讃	柞田川	山田川	水門	山田川大水門	観音寺市柞田町	防潮	不明	スライドゲート	鋼製	機側操作	スピンドル式	人力	—	—	×	2.20	2.20	2.20	2.20			1.30	4	11.44	観察維持管理
西讃	四方堂川	四方堂川	水門	堀切水門	観音寺市豊浜町	防潮	S58	ローラーゲート	ステンレス	機側操作	ラック式	電動機 人力	商用電源	×	×	3.30	3.30					3.20	2	21.12	事後維持管理
西讃	財田川	丸西川	樋門	丸西水門	観音寺市流岡町	逆流防止	不明	スライドゲート	鋼製	機側操作	スピンドル式	人力	—	—	×	1.40						1.20	1	1.68	観察維持管理
西讃	財田川	宮川	樋門	宮川排水樋門	三豊市豊中町	逆流防止	H19	スライドゲート	鋼製	機側操作	スピンドル式	人力	—	—	×	1.00						1.00	1	1.00	観察維持管理
西讃	一の谷川	一の谷川	樋門	羽崎病院裏樋門	観音寺市栄町	逆流防止	不明	スライドゲート	鋼製	機側操作	スピンドル式	人力	—	—	×	1.00						1.00	1	1.00	観察維持管理
西讃	一の谷川	一の谷川	樋門	白浜樋門	観音寺市観音寺町	逆流防止	不明	スライドゲート	鋼製	機側操作	スピンドル式	人力	—	—	×	1.00						1.20	1	1.20	観察維持管理
西讃	一の谷川	一の谷川	樋門	松の木樋門	観音寺市栄町	逆流防止	不明	スライドゲート	鋼製	機側操作	スピンドル式	人力	—	—	×	1.00						1.00	1	1.00	観察維持管理
西讃	一の谷川	一の谷川	樋門	松尾樋門	観音寺市観音寺町	逆流防止	不明	スライドゲート	鋼製	機側操作	スピンドル式	人力	—	—	×	1.00						1.20	1	1.20	観察維持管理
西讃	一の谷川	一の谷川	樋門	市役所裏樋門	観音寺市坂本町	逆流防止	不明	スライドゲート	鋼製	機側操作	スピンドル式	人力	—	—	×	4.50						1.60	1	7.20	観察維持管理
西讃	柞田川	山田川	樋門	浜内樋門	観音寺市柞田町	逆流防止	不明	スライドゲート	鋼製	機側操作	スピンドル式	人力	—	—	×	1.20						1.20	1	1.44	観察維持管理
西讃	柞田川	山田川	樋門	宮川樋門	観音寺市柞田町	逆流防止	不明	スライドゲート	木製	機側操作	スピンドル式	人力	—	—	×	1.50						2.50	1	3.75	観察維持管理

河川構造物一覽

予防維持管理
事後維持管理
観察維持管理

事務所	水系名	河川名	種類	施設名	位置	目的	竣工	水門形式		操作方法	開閉方式	動力	動力源	予備発電設備の有無	自動開閉機能の有無	可動堰 9基			水門 33基			ゲート数	屏体面積 (m ²)	管理区分
								水門形式	材質							樋管・樋門 92基			排水機場 1基					
																純径間1 (m)	純径間2 (m)	純径間3 (m)	純径間4 (m)	純径間5 (m)	有効高 (m)			
西讃	杵田川	山田川	樋門	山田川左岸樋門	観音寺市杵田町	逆流防止	不明	スライドゲート	鋼製	機側操作	スピンドル式	人力	—	—	×	1.00					2.00	1	2.00	観察維持管理
小豆	森庄川	森庄川	堰	森庄川分水堰	小豆郡小豆島町福田	洪水調節	H8	ローラーゲート	鋼製	機側操作	スピンドル式	電動機 人力	商用電源	×	×	2.45	2.45	2.45	2.45		2.95	4	28.91	事後維持管理
小豆	伝法川	伝法川	樋門	伝法川第3樋門	小豆郡土庄町洲崎	逆流防止	不明	スライドゲート	ステンレス	機側操作	スピンドル式	人力	—	—	×	1.00					1.00	1	1.00	観察維持管理
小豆	伝法川	伝法川	樋門	伝法川第4樋門	小豆郡土庄町洲崎	逆流防止	H20	スライドゲート	ステンレス	機側操作	ラック式	電動機 人力	商用電源	×	×	2.10					1.60	1	3.36	観察維持管理
小豆	池田大川	池田大川	樋門	池田大川樋門	小豆郡小豆島町浜条	防潮	S62	スライドゲート	鋼製	機側操作	スピンドル式	人力	—	—	×	0.60					0.60	1	0.36	観察維持管理
小豆	池田大川	小川	樋門	小川1号樋門	小豆郡小豆島町平木	防潮	H25	スライドゲート	ステンレス	機側操作	スピンドル式	手動	—	—	—	0.80					1.05	1	0.84	観察維持管理
小豆	池田大川	小川	樋門	小川2号樋門	小豆郡小豆島町平木	防潮	H25	スライドゲート	ステンレス	機側操作	スピンドル式	手動	—	—	—	0.80					1.05	1	0.84	観察維持管理
小豆	池田大川	小川	樋門	小川3号樋門	小豆郡小豆島町平木	防潮	H25	スライドゲート	ステンレス	機側操作	スピンドル式	手動	—	—	—	0.40					0.40	1	0.16	観察維持管理
小豆	競川	競川	樋門	競川第1樋門	小豆郡小豆島町二面	逆流防止	H20	スライドゲート	ステンレス	機側操作	スピンドル式	人力	—	—	×	0.50					0.70	1	0.35	観察維持管理
小豆	競川	競川	樋門	競川第2樋門	小豆郡小豆島町二面	逆流防止	H20	スライドゲート	ステンレス	機側操作	スピンドル式	人力	—	—	×	1.30					1.00	1	1.30	観察維持管理
小豆	别当川	别当川	樋門	别当川樋門	小豆郡小豆島町草壁本町	防潮	H6	スライドゲート	ステンレス	機側操作	スピンドル式	人力	—	—	×	1.00					1.00	1	1.00	観察維持管理
小豆	别当川	别当川	樋門	别当川2号樋門	小豆郡小豆島町草壁本町	防潮	H6	スライドゲート	ステンレス	機側操作	スピンドル式	人力	—	—	×	1.00					1.00	1	1.00	観察維持管理
小豆	别当川	别当川	樋門	别当川3号樋門	小豆郡小豆島町草壁本町	防潮	H6	スライドゲート	ステンレス	機側操作	スピンドル式	人力	—	—	×	1.00					1.00	1	1.00	観察維持管理
小豆	片城川	片城川	樋門	片城ポンプ場樋門	小豆郡小豆島町片城	逆流防止	不明	スライドゲート	ステンレス	機側操作	スピンドル式	人力	—	—	×	1.00					1.00	1	1.00	観察維持管理
小豆	片城川	片城川	樋門	片城川第1樋門	小豆郡小豆島町草壁本町	逆流防止	不明	スライドゲート	ステンレス	機側操作	スピンドル式	人力	—	—	×	0.80					1.30	1	1.04	観察維持管理
小豆	片城川	片城川	樋門	片城川第2樋門	小豆郡小豆島町片城	逆流防止	不明	スライドゲート	ステンレス	機側操作	スピンドル式	人力	—	—	×	1.00					1.00	1	1.00	観察維持管理
小豆	木庄川	木庄川	樋門	植松ポンプ場水門	小豆郡小豆島町植松	逆流防止	S47	スライドゲート	ステンレス	機側操作	スピンドル式	電動機 人力	商用電源	×	×	1.50					1.40	1	2.10	観察維持管理
小豆	木庄川	木庄川	樋門	片城第1水門	小豆郡小豆島町片城	逆流防止	不明	スライドゲート	ステンレス	機側操作	スピンドル式	人力	—	—	×	0.60					0.60	1	0.36	観察維持管理
小豆	木庄川	木庄川	樋門	片城第2水門	小豆郡内海町片城	逆流防止	H1	スライドゲート	ステンレス	機側操作	スピンドル式	人力	—	—	×	1.00					1.00	1	1.00	観察維持管理

第5節 県管理河川構造物の維持管理区分

第1項 維持管理区分の設定結果

予防維持管理			27施設	
番号	事務所名	施設名	河川名	位置
1	長尾土木事務所	新川水門	中川	東かがわ市松原
2		弁天川防潮水門	弁天川	さぬき市志度
3		大橋川防潮水門	大橋川	さぬき市志度
4		梶川防潮水門	梶川	さぬき市津田町
5		鴨部川自動堰	鴨部川	さぬき市鴨庄
6	高松土木事務所	相引川排水機場水門	相引川	高松市屋島西町
7		相引川排水機場	相引川	高松市屋島西町
8		牟礼川防潮水門	牟礼川	高松市高松町、牟礼町
9		札場水門	詰田川	高松市木太町
10		下井手水門	下井手川	高松市牟礼町
11		摺鉢谷川水門	摺鉢谷川	高松市西宝町、扇町
12		長者川防潮水門	長者川	高松市庵治町
13		小村川逆流防止樋門	吉田川	高松市小村町
14		新川潮止堰	新川	高松市春日町
15		本津川防潮堰	本津川	高松市香西南町
16		春日川潮止堰	春日川	高松市春日町
17		相引川東自動防潮水門	相引川	高松市屋島西町
18		相引川西自動防潮水門	相引川	高松市屋島西町
19		中讃土木事務所	新町水門	大束川
20	西汐入水門		西汐入川	丸亀市新町
21	神谷川防潮水門		神谷川	坂出市林田町・高屋町
22	弘田川防潮水門		弘田川	多度津町
23	桜川水門		桜川	多度津町
24	新開潮止堰		綾川	坂出市林田町
25	弘法寺堰		綾川	坂出市府中町
26	西讃土木事務所	一の谷川七間橋防潮水門	一の谷川	観音寺市観音寺町
27		苧扱川水門	苧扱川	観音寺市室本町

事後維持管理		2 3 施設		
番号	事務所名	施設名	河川名	位置
1	長尾土木事務所	寒国川水門	寒国川	三木町
2		西村川水門	西村川	東かがわ市西村
3		古川防潮水門	古川（大内）	東かがわ市三本松
4		明神川水門（中川）	明神川	東かがわ市松原
5		古川水門	古川（引田）	東かがわ市引田
6		菜切川水門	菜切川	東かがわ市馬宿
7		川古川樋門	川古川	さぬき市鴨部
8		天神川樋門	天神川	さぬき市鴨庄
9		梅川水門	梅川	さぬき市津田町
1 0	高松土木事務所	木下水門	御坊川	高松市福岡町
1 1		潮止堰流量調整ゲート	新川	高松市春日町
1 2		小村下逆流防止樋門	吉田川	高松市小村町
1 3		平尻逆流防止樋門	吉田川	高松市亀田南町
1 4		川向逆流防止樋門	新川	高松市東山崎町
1 5		東山崎樋門	新川	高松市東山崎町
1 6		横谷川逆流防止樋門	新川	高松市前田西町
1 7		観音川逆流防止樋門	新川	高松市前田東町
1 8	中讃土木事務所	鴨田水門	鴨田川	宇多津町
1 9		明神川水門（青海川）	青海川	坂出市高屋町
2 0		番場樋門	大東川	宇多津町
2 1	西讃土木事務所	堀切水門	四方堂川	観音寺市豊浜町
2 2		鴻門川水門	鴻門川	三豊市山本町
2 3	小豆総合事務所	森庄川分水堰	森庄川	小豆町

表 施設機能低下による社会的影響度評価基準

評価指標	評価項目	評価基準	
被害密度	人口密度	2	人口密度が ⁶ 400人/km ² 以上かつ背後地にDID地区がある
		1	人口密度が ⁶ 400人/km ² 未満であるが背後地にDID地区がある
		0	人口密度が ⁶ 400人/km ² 未満かつ背後地にDID地区がない
	土地利用状態	2	背後地の宅地の割合が ⁶ 20%以上
		1	背後地の宅地の割合が ⁶ 10%以上20%未満
		0	背後地の宅地の割合が ⁶ 10%未満
	公共施設の有無	1	施設近隣に公共施設がある
		0	施設近隣に公共施設はない
	隣接道路の交通量	1	交通量が多い
0		交通量が少ない	
氾濫規模	施設規模	2	扉体の総面積が ⁶ 20m ² 以上
		1	扉体の総面積が ⁶ 4m ² 以上20m ² 未満
		0	扉体の総面積が ⁶ 4m ² 未満
	浸水想定深	2	施設周辺の浸水想定深が ⁶ 1.0m以上
		1	施設周辺の浸水想定深が ⁶ 0.5m～1.0m未満
		0	施設周辺の浸水想定深が ⁶ 0.5m未満

表 評価軸の判定基準

評価軸	判定基準	
被害密度	C	評価基準合計点が ⁶ 4点
	B	評価基準合計点が ⁶ 2点～3点
	A	評価基準合計点が ⁶ 1点以下
氾濫規模	c	評価基準合計点が ⁶ 4点
	b	評価基準合計点が ⁶ 2点～3点
	a	評価基準合計点が ⁶ 1点以下



図 評価マトリックス

表 施設機能低下による社会的影響度の評価

	評価点		評価マトリックス値
	施設機能低下による社会的影響度	3	
	2	社会的影響度が平均的である	2
	1	社会的影響度があまり高くない	1

第 6 節 親水施設等調書

平成 20 年度調査時点

通し 番号	事務所名	水系名	河川名	親水空間箇所名	箇所位置 (下増No.)	箇所延長 L(m)	親水施設等	親水施設等		利用状況	親水空間 管理者	ダム		
								左 岸	右 岸			設置 状況	警備設置 監視区間	支川 流入
1	長尾土木	湊川	湊川	湊川下橋下流高水敷	No. 200	200	左右岸高水敷	○	○	ゲートボール 親水活動	県	五名	○	有
2	長尾土木	湊川	湊川	湊川親水公園	No. 550	400	左右岸高水敷	○	○	ゲートボール 散策	県 東かがわ市	五名	○	有
3	長尾土木	湊川	黒川	黒川水と緑豊かな溪流	No. 2,280	300	溪流砂防 階段護岸 遊歩道	○	○	親水活動、散策	県(砂防)			
4	長尾土木	与田川	笠松川	水主コミュニティセンター前 (何しよんな銅像前河川内)	No. 100	100	階段護岸	○	○	親水活動 (水生動物植物監察)	県			
5	長尾土木	津田川	津田川	津田川水辺プラザ	No. 540	200	階段護岸 遊歩道 休憩施設	○		親水活動、休憩	県	大川 門入	○	有
6	長尾土木	鴨部川	鴨部川	アジサイ夢ロード	No. 9,980	600	階段護岸 遊歩道	○	○	親水活動、散策	県	前山	○	有
7	長尾土木	香東川	小養川	虹の滝	No. 1,150	20	施設無し	○	○	親水活動	県			
8	長尾土木	与田川	様松川	大内ダム公園親水広場	No. 600	130	親水護岸 休憩施設			親水活動、釣り		-		
9	長尾土木	与田川	様松川	大内ダム公園緑の遊歩道	No. 1,200	120	親水護岸 休憩施設			親水活動、釣り		-		
10	長尾土木	津田川	梅檀川	門入ダム公園花の広場	No. 3,500	10	親水護岸 休憩施設			親水活動		-		
11	長尾土木	津田川	梅檀川	門入ダム公園水辺の広場	No. 4,800	100	親水護岸 休憩施設			親水活動		-		
12	長尾土木	鴨部川	鴨部川	前山ダム公園	No. 18,200	200	親水護岸			親水活動、釣り		-		
13	長尾土木	新川	新川	高谷橋下流左岸	No. 9,000	100	階段護岸	○		親水活動、釣り	県			
14	高松土木	相引川	相引川	相引川親水護岸	No. 2,800	50	右岸親水護岸		○	親水活動	県			
15	高松土木	相引川	相引川	相引川高水敷	No. 3,050	850	高水敷	○	○	親水活動	県			
16	高松土木	新川	新川	新川高水敷遊歩道 (JR高德線～東山崎町)	No. 2,000	3,500	高水敷 遊歩道	○	○	散歩 ジョギング	県			
17	高松土木	新川	新川	新川金崎親水公園	No. 8,200	450	右岸親水護岸 遊歩道		○	散歩 親水活動	県			
18	高松土木	新川	春日川	春日川高水敷遊歩道 (国道11号～高松短大)	No. 800	1,500	高水敷 遊歩道	○	○	散歩 ジョギング	県			
19	高松土木	新川	春日川	春日川高水敷 (無名橋～川添橋)	No. 4,300	200	高水敷	○		散歩 緑日	県			
20	高松土木	詰田川	御坊川	御坊川紙町親水護岸	No. 5,300	200	右岸親水護岸		○	親水活動	県			
21	高松土木	香東川	香東川	香東川河川敷公園 (郷東町～円座町)	No. 1,200	7,000	高水敷 親水護岸 遊歩道 自転車道	○	○	野球場 サッカー場 ラグビー場 自由広場 児童公園 散歩 ジョギング サイクリング	県	門入	×	有
22	高松土木	香東川	香東川	香東川河川敷運動場 (香川大野～香南吉光)	No. 10,000	2,200	高水敷	○	○	アーチェリー場 サッカー場 野球場 運動場	県 高松市	門入	×	有

通し 番号	事務所名	水系名	河川名	観水空間箇所名	箇所位置 (下欄No.)	箇所延長 L(m)	観水施設等	左岸		右岸	利用状況	観水空間 管理者	ダム		
								設置 状況	警備装置 設置区間				支川 流入		
23	高松土木	香東川	香東川	香東川河川敷遊歩道 (川東下～川東上)	No. 12,700	900	右岸高水敷			○	散歩	県	門入	×	有
24	高松土木	香東川	香東川	香東川中村河川敷	No. 21,200	200	左岸階段	○			親水活動	県	門入	○	有
25	高松土木	香東川	香東川	ホテルと文化の里公園	No. 24,500	200	左岸階段護岸	○			親水活動	県	門入	○	有
26	高松土木	香東川	香東川	道の駅しおのえ	No. 25,200	200	遊歩道	○	○		親水活動	県			
27	高松土木	香東川	内場川	内場ダム公園	No. 3,300	400	公園				公園 キャンプ場		-		
28	高松土木	香東川	内場川	内場川上西遊歩道	No. 4,900	200	右岸遊歩道			○	親水活動	県			
29	高松土木	香東川	内場川	奥の湯ふれあいの里	No. 7,600	300	溪流砂防	○	○		公園 キャンプ場 親水活動	県(砂防)			
30	高松土木	香東川	小出川	大滝山県民いこいの森 キャンプ場	No. 3,400	400	施設無			○	キャンプ場 親水活動	県			
31	高松土木	本津川	本津川	国分寺新名親水護岸	No. 10,800	50	左岸親水護岸	○			親水活動	県			
32	高松土木	香東川	北井谷川	不動の滝	No. 1,300	50	遊歩道	○			散歩	県			
33	中讃土木	土器川	土器川	造田運動公園	No. 20,600	1,600	高水敷 階段(低水)	○	○		キャンプ場 運動場	県 まんのう町			
34	中讃土木	土器川	明神川	美霞洞親水広場	No. 3,400	500	右岸階段			○	遊歩道	県(砂防) まんのう町			
35	中讃土木	土器川	明神川	三頭トンネル坑口河川敷	No. 5,000	200	施設無	○	○		親水活動	県			
36	中讃土木	綾川	綾川	綾川ふるさとの川観水空間	No. 1,600	3,600	高水敷、階段	○	○		散歩、クローカー	県 坂出市	府中 長柄 田万	○ (府中)	有
37	中讃土木	綾川	綾川	山田親水広場	No. 22,600	350	高水敷左岸 階段護岸(低水)	○	○		校外学習	県 綾川町	長柄 田万	○	有
38	中讃土木	綾川	綾川	柏原浜谷キャンプ村	No. 31,600	450	右岸階段	○	○		キャンプ場	県			
39	中讃土木	綾川	綾川	ペンションマウンテンドーム	No. 33,300	200	なし	○	○		キャンプ場	県			
40	中讃土木	綾川	綾川	長柄ダム公園	No. 20,400	300	右岸階段			○	散策		-		
41	中讃土木	綾川	田万川	田万ダム公園	No. 4,400	100	なし				散策		-		
42	中讃土木	金倉川	金倉川	金倉児童公園	No. 2,500	250	高水敷 階段(低水)			○	遊び場	県 丸亀市			
43	中讃土木	金倉川	金倉川	原田児童遊園	No. 3,600	120	高水敷			○	遊び場	県 丸亀市			
44	中讃土木	金倉川	金倉川	大麻親水広場	No. 11,600	100	散策路	○	○		散策	県			
45	中讃土木	金倉川	金倉川	一之橋公園	No. 12,700	50	階段	○			散策	県 琴平町			
46	中讃土木	金倉川	金倉川	満濃池ほたる見公園	No. 18,900	350	階段、遊歩道	○	○		散策	県(砂防)			
47	西讃土木	高瀬川	高瀬川	三野橋高水敷	No. 5,000	150	左岸親水護岸	○			親水活動 (地元夏祭り)	県			
48	西讃土木	高瀬川	高瀬川	高瀬川橋高水敷	No. 6,420	2,900	左右岸親水護岸	○	○		遊歩道	県			
49	西讃土木	高瀬川	高瀬川	上麻親水護岸	No. 13,620	30	左岸親水護岸	○			親水活動	県			
50	西讃土木	高瀬川	高瀬川	上麻上流親水護岸	No. 13,740	30	左岸親水護岸	○			親水活動	県			

選し 番号	事務所名	水系名	河川名	親水空間箇所名	箇所位置 (下増No.)	箇所延長 L(m)	親水施設等	利用状況		親水空間 管理者	ダム			
								左 岸	右 岸		設置 状況	警備設置 設置区間	支川 流入	
51	西讃土木	財田川	財田川	大小路橋ゲートボール場	No. 800	1,200	左岸高水敷	○	○	ゲートボール場 遊歩道等	県 観音寺市			
52	西讃土木	財田川	財田川	流岡町ゲートボール場	No. 3,020	60	左岸高水敷	○		ゲートボール場	県 観音寺市			
53	西讃土木	財田川	財田川	河群稲荷神社キャンプ場	No. 4,020	300	右岸高水敷		○	キャンプ場	県 三豊市			
54	西讃土木	財田川	財田川	財田川河川敷運動公園	No. 4,330	700	右岸高水敷		○	野球場 運動場等	県 三豊市			
55	西讃土木	財田川	財田川	本大町ゲートボール場	No. 4,800	350	左岸高水敷	○		ゲートボール場	県 三豊市			
56	西讃土木	財田川	財田川	山本町河川敷運動公園	No. 6,780	1,050	右岸高水敷		○	野球場 運動場等	県 三豊市			
57	西讃土木	財田川	財田川	森地区夢ロード	No. 14,600	250	左岸高水敷	○		公園 ゲートボール場等	県			
58	西讃土木	財田川	財田川	雉子尾住民広場	No. 15,820	40	左岸高水敷	○		ゲートボール場	県			
59	西讃土木	財田川	財田川	財田上小学校高水敷	No. 16,900	100	左岸親水護岸	○		広場	県			
60	西讃土木	財田川	河内川	新河内川橋高水敷	No. 100	50	右岸親水護岸		○	広場	県			
61	西讃土木	財田川	河内川	河内小学校実習田親水護岸	No. 1,850	100	左岸親水護岸	○		親水活動	県			
62	西讃土木	財田川	河内川	正月橋親水護岸	No. 2,010	50	左右岸親水護岸	○	○	親水活動	県			
63	西讃土木	財田川	谷道川	鮎返りの滝親水施設	No. 1,800	150	左右岸親水施設	○	○	親水活動	県(砂防)			
64	西讃土木	柞田川	柞田川	柞田町右岸広場	No. 1,250	1,750	左岸親水護岸	○		公園	県	五郷 栗井	○	有
65	西讃土木	柞田川	柞田川	柞田町左岸広場	No. 1,450	2,050	右岸親水護岸		○	グラウンド ゲートボール場	県	五郷 栗井	○	有
66	西讃土木	柞田川	柞田川	木之郷町右岸広場	No. 3,850	950	右岸親水護岸		○	親水活動	県	五郷 栗井	○	有
67	西讃土木	柞田川	柞田川	紀伊橋左岸広場	No. 5,250	650	左岸親水護岸	○		親水活動 ゲートボール場	県	五郷	○	有
68	西讃土木	柞田川	柞田川	落合橋広場	No. 5,700	150	右岸高水敷		○	親水活動 ゲートボール場	県	五郷 栗井	○	有
69	西讃土木	柞田川	柞田川	紀伊橋右岸広場	No. 5,850	300	右岸親水護岸		○	親水活動	県	五郷	○	有
70	西讃土木	柞田川	柞田川	赤岡橋広場 (中姫ゲートボール場)	No. 6,650	200	左岸高水敷	○		ゲートボール場	県	五郷	○	有
71	西讃土木	柞田川	柞田川	岡之宮新橋広場	No. 7,200	150	左岸高水敷	○		ゲートボール場	県	五郷	○	有
72	西讃土木	柞田川	柞田川	岡野宮橋広場	No. 7,600	200	左岸高水敷	○		駐車場	県	五郷	○	有
73	西讃土木	柞田川	柞田川	豊池池遊水公園	No. 12,650	150	親水施設等	○	○	親水活動	県			
74	小豆総合	伝法川	殿川	殿川高水敷	No. 600	100	高水敷	○		親水活動	県	殿川	○	無
75	小豆総合	别当川	别当川	别当川高水敷(草壁)	No. 500	100	高水敷	○	○	親水活動	県	内海	○	無
76	小豆総合	别当川	别当川	别当川高水敷(神懸通)	No. 1,400	100	高水敷	○	○	親水活動 (餓鬼めし)	県	内海	○	無
77	小豆総合	片城川	片城川	片城川高水敷	No. 600	80	高水敷	○	○	親水活動	県			
78	小豆総合	吉田川	吉田川	吉田川河川敷	No. 700	150	高水敷	○	○	親水活動	県	吉田	○	無

第7節 様式集（堤防等目視点検、親水施設等点検、許可工作物点検）

堤防等目視点検の様式

様式 1

堤防及び河道 点検結果票

水系・河川名		点検結果票 通し番号(/)
点検日時		点検者 職・氏名
点検範囲		

箇所	番号	点検事項	点検の結果 ※異常の位置及び概要を記載する。
堤防(土堤)	A-1	法面・小段に以下の変状が見られないか。 (あるいは、出水期前点検時から状態が進行していないか)	
		①亀裂	
		②陥没や不陸	
		③はらみだし	
		④法崩れ	
	A-2	堤防天端及び法肩に以下の変状が見られないか。 (あるいは、出水期前点検時から状態が進行していないか)	
		①亀裂	
		②陥没や不陸	
		③沈下	
	A-3	堤脚保護工の変形はないか。 (あるいは、出水期前点検時から状態が進行していないか)	
A-4	張芝のはがれ等、堤防植生や表土の状態に異常はないか。 (あるいは、出水期前点検時から状態が進行していないか)		
A-5	モグラ等の小動物の穴が集中することにより、堤体内に空洞若しくは陥没が生じていないか。		
A-6	樹木の侵入、拡大は生じていないか。		
A-7	堤防天端や法面、坂路・階段取り付け部に、路面排水等の集中に伴う洗掘、侵食がないか。		
A-8	雨水排水上の問題となっているような、小段の逆勾配箇所や局所的に低い箇所、堤脚付近の排水不良及びしほり水等に伴う浸潤状態はないか。		
A-9	法尻付近、堤脚水路の目地から漏水、噴砂はないか。		
高潮堤防(被覆)、 自立式特殊堤防等	A-10	コンクリート構造、鋼構造等に不同沈下、傾き、陥没、ひび割れ、土構造との接合部に隙間や吸い出し等が見られないか。	
	A-11	コンクリート構造、鋼構造等に剥離、剥落、鉄筋露出、錆等が生じていないか。 また、鋼構造においては塗膜の劣化による亀裂、剥離等が生じていないか。	
	A-12	根入れが浅くなっていないか。	
樋門等構造物 周辺の堤防	A-13	構造物上部の天端及び法面の抜け上がりや亀裂が無い。また、幅、段差が拡大していないか。	
	A-14	構造物上部の天端及び法面の堤体法尻部、小段部や堤脚水路より漏水・噴砂等の吸い出しの痕跡はないか。	
	A-15	構造物上部の天端及び堤体法尻部、小段部や堤脚水路に陥没はないか。	
	A-16	構造物各部の接合部の開きがないか。また、幅、段差が拡大していないか。	
	A-17	構造物各部の接合部から吸い出しの痕跡が生じていないか。	
護岸(築堤護岸、 高水護岸)	A-18	護岸に段差・欠損・隙間、はらみだし、鉄線破断、護岸材流出等の変状がないか。	
	A-19	護岸に目地開き、ひび割れ、護岸陥没等の変形、背面の空洞化はないか。	
	A-20	堤防護岸の前面の河床低下、根固め工の低下、基礎工の露出等により根入れが浅くなっていないか。	
	A-21	根固工、水制工の変状はないか。 (あるいは、出水期前点検時から状態が進行していないか)	
	A-22	端部(小口止め)付近に侵食や洗掘が生じていないか。	
	A-23	浸透対策として表法面に被覆工が施されている箇所において、遮水シートの露出や亀裂に伴う破断等がないか。	
(堤防・護岸に関する)その他	A-24	その他()	
河道	B-1	河道流下断面を阻害するような土砂堆積が生じていないか。	
	B-2	水衝部等で洗掘が生じていないか。	
	B-3	洪水流下の阻害となるような樹木が繁茂していないか。	
	B-4	流木等による河積阻害はないか(特に橋脚部等)。	
	B-5	河川管理上の支障となる河口閉塞、河口砂州高の上昇が見られないか。	
(河道に関する)その他	B-6	その他()	
備考			

様式 3

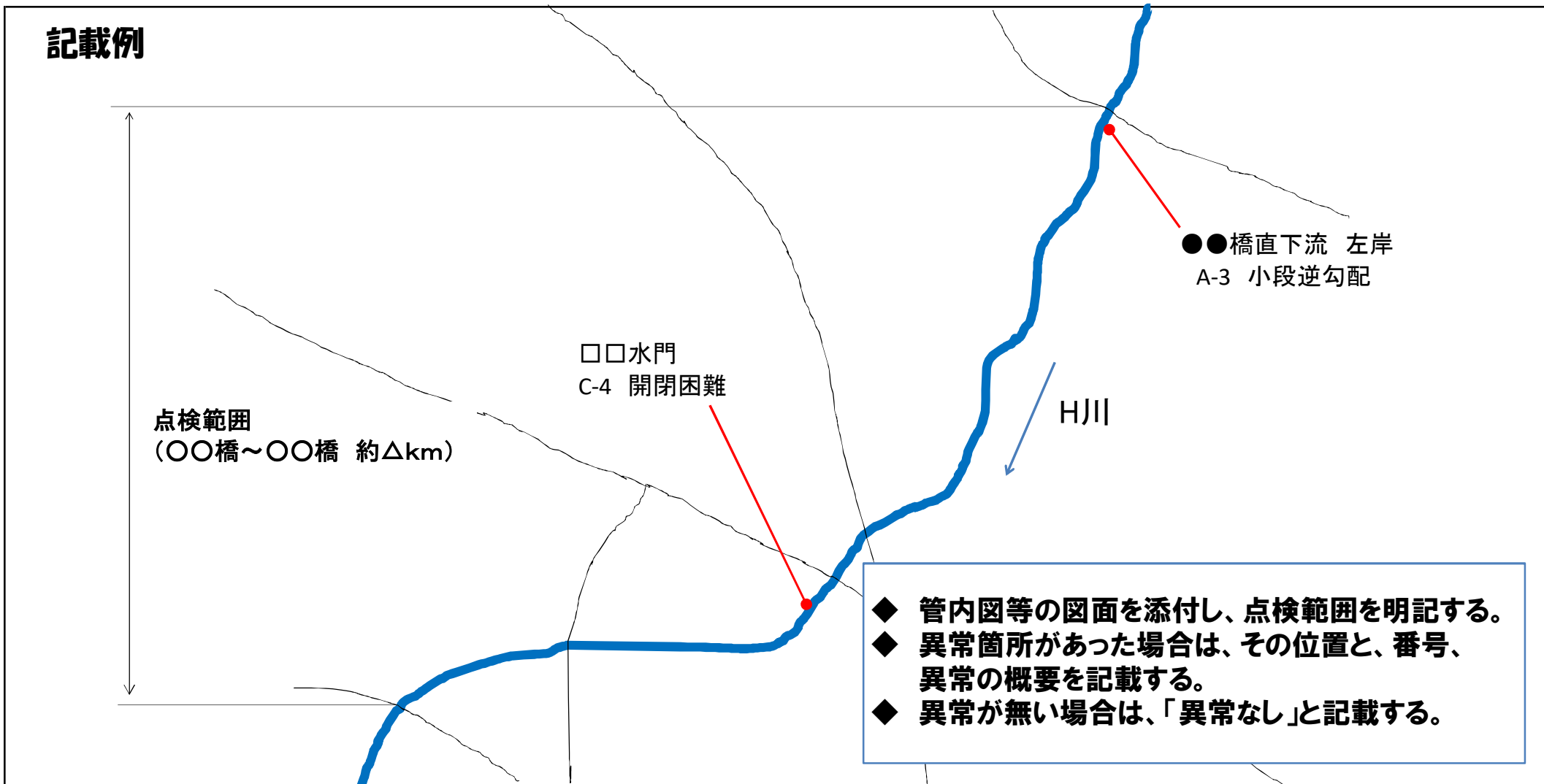
水門、樋門・樋管、閘門、陸閘等 点検結果票

水系・河川名		点検結果票 通し番号(/)	
点検日時		点検者 職・氏名	
施設名 (点検箇所・範囲)			

番号	点検箇所・内容	点検事項	点検の結果 ※異常の位置及び概要を記載する。
D-1	施設本体の損傷状況	施設本体の損傷状況、河川及び周辺への影響の有無として、以下の変状がないか確認する。	
		①堤防天端(舗装含む)のクラックや、函体の抜け上がりや構造物周辺から漏水が生じていないか。	
		②函体内部や胸壁等のコンクリートクラック、浮き、剥離、錆汁等が生じていないか。	
		③継手の開き(樋門本体と翼壁接合部を含む)、水密ゴム、止水版の劣化・損傷が生じていないか。	
		④函体に沈下が生じていないか。	
D-2	施設周辺の堤防の異常等の状況	施設周辺堤防、取付護岸、法尻に以下の変状がないか確認する。	
		①施設周辺堤防・取付護岸の状況を確認する。堤防天端や法面の抜け上がり、クラック、ゆるみ、取付護岸のクラックが生じていないか。	
		②施設周辺の堤防法面や法尻に、漏水・噴砂・陥没等が生じていないか。	
D-3	下流の河床洗掘の状況	施設の下流において異常洗掘がないか確認する。	
D-4	ゲートの開閉状況	ゲートの開閉に異常がないか、動作確認を行う。 (ゲートの開閉に異常をきたすような錆や劣化を確認した場合は点検結果欄にその概要を記載する。)	
D-5	ゲート周辺の管理状況	施設の機能やゲートの開閉に支障となる、流木・堆砂土砂、ゴミの投棄等がないか確認する。	
D-6	その他(
D-7	その他(
D-8	その他(
D-9	その他(
D-10	その他(
	備考		

様式 5
点検結果 図面票

水系・河川名		図面票 通し番号(/)	
点検日時		点検者 職・氏名	
点検箇所・範囲			



点検報告書（異常発見時個別報告票）

整理番号

記録日	平成 年 月 日
記入者	

曜日	時刻
()	

時刻は〇:〇〇で記入

水系名河川名	右左岸の別	箇所・距離
施設名		

変状内容	
------	--

変状の規模範囲					
長さ:m		幅:m		深さ:m	
面積:m2		堆積:m3		概算事業費	千円

対応方針	
------	--

判断の理由	
-------	--

処置経過		
処置日	記入者	対応

位置図

図面(簡易)

写真

* 処置後の状況写真、関係図面等を、裏面に、または別途添付する

様式 6-2

処置後の状況写真、関係図面等

A large empty rectangular box with a black border, intended for pasting photographs or diagrams of the situation after disposal.

親水施設等点検の様式

安全利用点検結果（応急対策箇所写真）

地整名		事務所名	
水系名		河川名	
区域番号		施設番号	
<p>写真を貼付し、現状及び応急対策内容についてコメントする。 また、写真に対策位置及び内容について図示する。</p>			

[別紙]

河川における安全利用点検に関する点検結果表

県名	対象区間		事務所名	水系名	河川名	点検結果	実施する応急措置 (予定)
	区域番号	左右岸					

注) ・対象施設及び点検項目欄については、対象区間毎に、実施した点検内容について記載。(個別の施設毎に記載するものではない)
・点検結果及び応急措置欄については、点検の結果、何らかの措置が必要とされた施設について記載。

許可工作物点検の様式

◆堰・床止め・水門等 点検結果表

施設名	所在地		河川距離標 (左・右岸)		完成年月日
施設管理者	機関名	担当課	電話番号	点検年月日	点検者
点検項目		点検結果 (問題がある場合は具体的内容及びその対応を記載)			備考(参考:確認項目)
施設本体の損傷状況		施設本体の損傷状況を確認し、河川及び周辺への影響の有無を確認			
取付護岸(根固め含む)の維持状況		施設周辺の護岸(クラック等)、根固め(流出・陥没等)に異常がないか確認			
高水敷保護工の維持状況		高水敷保護工に損傷がないか確認			
適正な操作状況		既往操作記録簿等に問題ないか確認			
ゲート、ゴム袋体の開閉状況		ゲート、ゴム袋体の開閉に問題ないか動作確認			
ゴム袋体の劣化状況		ゴム袋体の劣化状況を確認			
警報施設の作動状況		スピーカー、サイレン等が正常に作動するか確認			
施設周辺の堤防の異常等の状況		施設周辺堤防の状況を確認し、河川及び周辺への影響の有無を確認			
下流の河床洗掘の状況		施設下流において異常洗掘がないか確認			
「操作・管理・点検」等に関する規程・要項等の整備状況(現状と整合しているか)		操作規則等に基づいた操作ルールとなっているか確認、情報連絡体制表を添付			
管理(点検)体制の整備状況		管理担当者及び年・月点検の実施体制について確認			
占用地及びその周辺の清掃・除草の実施状況		施設及びその周辺が清掃・除草されているか確認			
その他施設管理状況		流木・堆積土砂等の状況、ゴミ等の投棄がないか確認			
第三者の安全利用状況		第三者に対して危険がないか(転落防止柵、管理橋等)確認			
その他()					
前回の指摘事項の内容		改善の有無及び内容			
備考					

※点検項目は各施設の状況に応じて追加・削除し河川管理者の確認を受ける

※点検結果は出水期前に河川管理者に提出する

◆閘門、陸閘、樋門・樋管等 点検結果表

施設名	所在地		河川距離標 (左・右岸)	完成年月日
施設管理者	機関名	担当課	電話番号	点検年月日
			点検者	氏名
点検項目	点検結果 (問題がある場合は具体的内容及びその対応を記載)		備考(参考:確認項目)	
施設本体の損傷状況			施設本体の損傷状況を確認し、河川及び周辺への影響の有無を確認	
取付護岸(根固め含む)の維持状況			施設周辺の護岸(クラック等)、根固め(流出・陥没等)に異常がないか確認	
高水敷保護工の維持状況			高水敷保護工に損傷がないか確認	
適正な操作状況			既往操作記録簿等に問題ないか確認	
ゲートの開閉状況			ゲートの開閉に問題ないか動作確認	
施設周辺の堤防の異常等の状況			施設周辺堤防の状況を確認し、河川及び周辺への影響の有無を確認	
「操作・管理・点検」等に関する規程・要項等の整備状況(現状と整合しているか)			操作規則等に基づいた操作ルールとなっているか確認、情報連絡体制表を添付	
管理(点検)体制の整備状況			管理担当者及び年・月点検の実施体制について確認	
占用地及びその周辺の清掃・除草の実施状況			施設及びその周辺が清掃・除草されているか確認	
その他施設管理状況			流木・堆積土砂等の状況、ゴミ等の投棄がないか確認	
第三者の安全利用状況			第三者に対して危険がないか(転落防止柵、管理橋等)確認	
その他()				
前回の指摘事項の内容			改善の有無及び内容	
備考				

※点検項目は各施設の状況に応じて追加・削除し河川管理者の確認を受ける
 ※点検結果は出水期前に河川管理者に提出する

◆揚排水機場 点検結果表

〇〇年〇〇月〇〇日調整

施設名	所在地		河川距離標 (左・右岸)		完成年月日
施設管理者	機関名	担当課	電話番号	点検年月日	点検者
点検項目		点検結果 (問題がある場合は具体的内容及びその対応を記載)		備考(参考:確認項目)	
施設本体の損傷状況				施設本体の損傷状況を確認するとともに油量を確認	
取付護岸(根固め含む)の維持状況				施設周辺の護岸(クラック等)、根固め(流出・陥没等)に異常がないか確認	
高水敷保護工の維持状況				高水敷保護工に損傷がないか確認	
吸水槽・吐出水槽・除塵機の維持状況				外観を確認するとともに除塵機の作動を行い、異常がないか確認	
適正な操作状況				既往操作記録簿等に問題ないか確認	
ゲートの開閉状況				ゲートの開閉に問題ないか(水漏れ、開度表示、ローラーの回転等)確認	
ポンプの作動状況				外観を確認するとともにポンプの作動を行い、異常がないか確認	
施設周辺の堤防の異常等の状況				施設周辺堤防の状況を確認し、河川及び周辺への影響の有無を確認	
「操作・管理・点検」等に関する規程・要項等の整備状況(現状と整合しているか)				操作規則等に基づいた操作ルールとなっているか確認、情報連絡体制表を添付	
管理(点検)体制の整備状況				管理担当者及び年・月点検の実施体制について確認	
占用地及びその周辺の清掃・除草の実施状況				施設及びその周辺が清掃・除草されているか確認	
その他施設管理状況				流木・堆積土砂等の状況、ゴミ等の投棄がないか確認	
第三者の安全利用状況				第三者に対して危険がないか(転落防止柵、管理橋等)確認	
その他()					
前回の指摘事項の内容				改善の有無及び内容	
備考					

※点検項目は各施設の状況に応じて追加・削除し河川管理者の確認を受ける

※点検結果は出水期前に河川管理者に提出する

(別添)

〇〇年〇〇月〇〇日調整

◆取水塔 点検結果表

施設名	所在地		河川距離標 (左・右岸)		完成年月日
施設管理者	機関名	担当課	電話番号	点検年月日	点検者
点検項目		点検結果 (問題がある場合は具体的内容及びその対応を記載)		備考(参考:確認項目)	
施設本体の損傷状況				施設本体の損傷状況を確認し、河川及び周辺への影響の有無を確認	
取付護岸(根固め含む)の維持状況				施設周辺の護岸(クラック等)、根固め(流出・陥没等)に異常がないか確認	
高水敷保護工の維持状況				高水敷保護工に損傷がないか確認	
適正な操作状況				既往操作記録簿等に問題ないか確認	
ポンプの作動状況				外観を確認するとともにポンプの作動に異常がないか確認	
施設周辺の堤防の異常等の状況				施設周辺堤防の状況を確認し、河川及び周辺への影響の有無を確認	
下流の河床洗掘の状況				施設下流において異常洗掘がないか確認	
「操作・管理・点検」等に関する規程・要項等の整備状況(現状と整合しているか)				操作規則等に基づいた操作ルールとなっているか確認、情報連絡体制表を添付	
管理(点検)体制の整備状況				管理担当者及び年・月点検の実施体制について確認	
占用地及びその周辺の清掃・除草の実施状況				施設及びその周辺が清掃・除草されているか確認	
その他施設管理状況				流木・堆積土砂等の状況、ゴミ等の投棄がないか確認	
第三者の安全利用状況				第三者に対して危険がないか(転落防止柵、管理橋等)確認	
その他()					
前回の指摘事項の内容				改善の有無及び内容	
備考					

※点検項目は各施設の状況に応じて追加・削除し河川管理者の確認を受ける

※点検結果は出水期前に河川管理者に提出する

(別添)

〇〇年〇〇月〇〇日調整

◆伏せ越し・河底横過トンネル 点検結果表

施設名	所在地		河川距離標 (左・右岸)		完成年月日
施設管理者	機関名	担当課	電話番号	点検年月日	点検者
点検項目		点検結果 (問題がある場合は具体的内容及びその対応を記載)		備考(参考:確認項目)	
施設本体の損傷状況				施設本体の損傷状況を確認し、河川及び周辺への影響の有無を確認	
取付護岸(根固め含む)の維持状況				施設周辺の護岸(クラック等)、根固め(流出・陥没等)に異常がないか確認	
ゲートの開閉状況				ゲートの開閉に問題ないか(水漏れ、開度表示等)確認	
施設周辺の堤防の異常等の状況				施設周辺堤防の状況を確認し、河川及び周辺への影響の有無を確認	
下流の河床洗掘の状況				施設下流において異常洗掘がないか確認	
「操作・管理・点検」等に関する規程・要項等の整備状況(現状と整合しているか)				操作規則等に基づいた操作ルールとなっているか確認、情報連絡体制表を添付	
管理(点検)体制の整備状況				管理担当者及び年・月点検の実施体制について確認	
占用地及びその周辺の清掃・除草の実施状況				施設及びその周辺が清掃・除草されているか確認	
その他施設管理状況				流木・堆積土砂等の状況、ゴミ等の投棄がないか確認	
第三者の安全利用状況				第三者に対して危険がないか(転落防止柵、管理橋等)確認	
その他()					
前回の指摘事項の内容				改善の有無及び内容	
備考					

※点検項目は各施設の状況に応じて追加・削除し河川管理者の確認を受ける

※点検結果は出水期前に河川管理者に提出する

(別添)

〇〇年〇〇月〇〇日調整

◆橋梁 点検結果表

施設名		所在地		河川距離標 (左・右岸)		完成年月日	
路線名		構造令適合 の有無		橋長		径間数	
施設管理者	機関名	担当課	電話番号		点検年月日	点検者	役職
点検項目		点検結果 (問題がある場合は具体的内容及びその対応を記載)			備考(参考:確認項目)		
上部工の施設状況					上部工の状況を確認(塗装を含む)し、河川及び周辺への影響の有無を確認		
下部工の施設状況					下部工の状況を確認し、河川及び周辺への影響の有無を確認		
取付護岸(根固め含む)維持状況					破損、陥没、空洞化、吸い出し等がないか護岸の状況を確認		
高水敷保護工の維持状況					ピア及び低水護岸の維持状況を確認		
下流の河床洗掘の状況					施設下流において異常洗掘がないか確認		
橋脚の根入れの状況等					根入れの状況について、測量または目視により確認		
出水時及び異常時の情報連絡体制等の整備状況					情報連絡体制表を添付		
橋梁の点検体制の状況					出水期前に点検要領等に基づき実施しているか確認		
占用地及びその周辺の清掃・除草の実施状況					施設及びその周辺が清掃・除草されているか確認		
その他施設管理状況					ピア等に付着している流木等の状況、ゴミ等の投棄がないか、添架物に異常がないかを確認		
第三者の安全利用状況					第三者に対して危険がないかを確認		
その他()							
前回の指摘事項の内容					改善の有無及び内容		
備考							

※点検項目は各施設の状況に応じて追加・削除し河川管理者の確認を受ける

※点検結果は出水期前に河川管理者に提出する

◆河川公園等 点検結果表

〇〇年〇〇月〇〇日調整

施設名	所在地		河川距離標 (左・右岸)		完成年月日
施設管理者	機関名	担当課	電話番号	点検年月日	点検者
点検項目		点検結果 (問題がある場合は具体的内容及びその対応を記載)		備考(参考:確認項目)	
施設周辺の堤防の異常等の状況				施設周辺堤防の状況を確認し、河川への影響の有無を確認	
出水時及び異常時の情報連絡体制等の整備状況				情報連絡体制表を添付	
出水時の施設撤去の実効性				撤去計画の実効性について確認	
許可書と現地施設の整合性				許可書の構造や数量と整合しているか確認	
施設の安全利用に問題はないか				施設の老朽化の状況、利用者が安全に利用できるか確認	
水際・水面部の安全利用に問題はないか				親水護岸等からの滑り落ち、水衝部への転落が発生しないか等確認	
水道・電気等の引き込みに問題はないか				公園内にある水道・電気設備に関して、安全利用上問題がないか確認	
投棄物はないか				不法駐車車両の有無、ゴミ、危険物の有無を確認	
環境上(水質・動植物)の問題はないか				河川・親水池等の水質の異常、特定外来種の繁殖状況等を確認	
占用地及びその周辺の清掃・除草の実施状況				施設及びその周辺が清掃・除草されているか確認	
その他()					
前回の指摘事項の内容				改善の有無及び内容	
備考					

※点検項目は各施設の状況に応じて追加・削除し河川管理者の確認を受ける

※点検結果は出水期前に河川管理者に提出する

河川巡視日報の様式 (参考)

河川巡視日報（河川巡視結果一覧）

平成 年 月 日 （ 曜日 ）		天候	晴れ	巡視員氏名	(職名) (氏名)
調査河川				巡視員氏名	(職名) (氏名)
特 記 事 項	(水系名) 河川名	位 置	状 況	対 応	摘 要
	記載例→	○○川 距離標●●k	石張りの部分崩壊	修繕対応予定	整理番号 1
	記載例→	○○川 距離標●●k	根継コンクリートの縦断的なひび割れ	経過観察	整理番号 2
	記載例→	○○川 距離標●●k	護岸法面に亀裂	経過観察	整理番号 3
	記載例→	○○川 距離標●●k	護岸法面に亀裂	経過観察	整理番号 4
	記載例→	○○川 距離標●●k	護岸法面、天端に亀裂 舗装天端沈下	修繕対応予定	整理番号 5
	記載例→	○○川 距離標●●k	特記事項なし	—	—
	記載例→	○○川 距離標●●k	特記事項なし	—	—
記載例→	○○川 距離標●●k	特記事項なし	—	—	

河川巡視日報（個別報告票）

河川巡視の結果、異常箇所を発見した場合のみ、本様式に記載す

整理番号

1

記録日	平成●年●月●日
記入者	●●事務所

曜日	(●)
----	-----

時刻	●:●:●
----	-------

水系名河川名	岸	距離標
●●川水系●●川	右 or 左	●●k 付近

項目	護岸の状況
状況	護岸の沈下

事務所の判断
H●●年度に修繕予定。

処置経過		
処置日	記入者	対応
●/●	●●	関係機関に連絡後、バリケードを設定。

* 処置後の状況写真、関係図面等を、裏面に、または別途添付する

関係者・関係機関	
関係者名	連絡先
●●市建設課	

位置図・見取図



写真



処置後の状況写真、関係図面等